

# 北九州市子どもの未来をひらく教育プラン

平成21年11月  
北九州市教育委員会



## はじめに

本市の教育は、子どもたちに対する関係者の熱意と努力により、社会や経済を支える人材の育成、教育水準の維持向上に大きな役割を果たしてきました。

しかし、少子・高齢化や核家族化が進み、個人のライフスタイルや価値観の多様化に伴って地域の絆が薄れてきたことを背景に、教育の分野においても、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。また、子どもの学ぶ意欲や学力、体力の低下、社会性の低下や問題行動など多くの課題も指摘されています。

こうした現状のもと、北九州市では、平成20年12月に「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」を目標とする「北九州市基本構想・基本計画」(「元気発進!北九州」プラン)が策定されました。その中ではまちづくりの基本は「人づくり」であるという考え方のもと、基本方針の第一に「人づくり」が位置付けられ、「教育日本一を実感できる環境づくり」に取り組んでいくこととしています。

この「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」は、人づくりの最も重要な部分であるともいえる「子どもの教育」を対象として、「心の育ち」、「学力」、「体力」の課題に対応した学校教育の充実を目指すとともに、子どもの「意欲」や「生活習慣」の課題に対して、学校、家庭、地域が総がかりで取り組むことをねらいとして策定しました。

策定にあたっては、市民全体で共有し、推進できるプランとするという観点から、子どもの未来をひらく教育改革会議やタウンミーティングなどを実施し、幅広い議論を行ってまいりました。教育委員会では、議会や各種団体、市民の皆様からいただいた貴重なご意見、ご提案を子どもの教育に対する期待と情熱の表れとしてとらえ、多くの市民の皆様との参画のもとで次代を担う子どもたちの教育を充実したものとしていきたいと考えております。

子どもの教育をめぐる現状には様々な課題がありますが、子どもを中心として、学校、家庭、地域、行政がそれぞれの役割を担いつつ、真に連携・協力していくことが必要です。このプランに基づき、子ども、保護者、教職員、市民一人一人が満足感を実感できる教育を、市民の皆様と一緒に実現していきたいと考えています。

平成21年11月  
北九州市教育委員会

# 目次

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画策定にあたって</b> .....         | <b>1</b>  |
| 1. 計画策定の趣旨.....                    | 1         |
| 2. 計画の位置付け.....                    | 2         |
| (1) 計画の対象.....                     | 2         |
| (2) 計画の位置付け.....                   | 2         |
| (3) 計画の期間.....                     | 2         |
| <b>第2章 教育に関する現状と課題</b> .....       | <b>3</b>  |
| 1. 子どもの現状と課題.....                  | 3         |
| (1) 心の育ちの状況.....                   | 3         |
| 自尊感情・規範意識の状況.....                  | 3         |
| 不登校やいじめの状況.....                    | 5         |
| 問題行動の状況.....                       | 6         |
| (2) 学力の状況.....                     | 7         |
| (3) 体力の状況.....                     | 10        |
| (4) 意欲・活動等の状況.....                 | 11        |
| (5) 基本的生活習慣・学習習慣などの状況.....         | 13        |
| 2. 教育にかかわる学校、家庭、地域の現状と課題.....      | 15        |
| (1) 学校・教職員の現状と課題.....              | 15        |
| 教職員配置、施設等の状況.....                  | 15        |
| 特別支援教育の状況.....                     | 17        |
| (2) 家庭・保護者の現状と課題.....              | 18        |
| (3) 地域の現状と課題.....                  | 19        |
| <b>第3章 北九州市教育の目標と基本的な考え方</b> ..... | <b>21</b> |
| 1. 北九州市教育の目標.....                  | 21        |
| 2. 計画の基本的な考え方.....                 | 23        |
| (1) 計画策定のねらい.....                  | 23        |
| (2) 基本方針.....                      | 23        |
| 3. 子どもの未来をひらく教育を支える力.....          | 25        |
| (1) 学校の教育力.....                    | 25        |
| (2) 家庭の教育力.....                    | 26        |
| (3) 地域の教育力.....                    | 27        |
| (4) 学校、家庭、地域が連携する力.....            | 28        |

|  |           |
|--|-----------|
| <b>第4章 子どもの未来をひらく教育の取組みの柱</b> .....          | <b>29</b> |
| 1. <b>施策の方向性 ～4つの基本的な柱・10の施策～</b> .....      | <b>29</b> |
| 基本的な柱　思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ .....           | 30        |
| 施策1　心の育ちの推進 .....                            | 31        |
| 施策2　確かな学力の向上 .....                           | 33        |
| 施策3　健やかな体の育成 .....                           | 35        |
| 施策4　子どもの意欲を高め、特性を伸ばす教育の推進 .....              | 37        |
| 施策5　特別支援教育の充実 .....                          | 39        |
| 基本的な柱　学校・教職員の力を高める .....                     | 41        |
| 施策6　信頼される学校・園経営の推進 .....                     | 41        |
| 施策7　教育環境の整備 .....                            | 44        |
| 基本的な柱　家庭の教育力を高める .....                       | 45        |
| 施策8　家庭における教育・生活習慣づくりの充実 .....                | 45        |
| 基本的な柱　地域の教育力を高める .....                       | 47        |
| 施策9　地域と連携した学校運営の実現 .....                     | 47        |
| 施策10　地域における教育活動の充実 .....                     | 48        |
| 2. <b>計画推進の考え方 ～学校、家庭、地域を挙げた重点取組み～</b> ..... | <b>50</b> |
| (1) 基本的な生活習慣の定着につながる取組み .....                | 50        |
| (2) 教育への市民参画を進める取組み .....                    | 52        |
| 3. <b>子どもの未来をひらく教育の全体像</b> .....             | <b>53</b> |
| <br><b>第5章 各施策の内容</b> .....                  | <b>54</b> |
| 1. <b>施策推進の考え方</b> .....                     | <b>54</b> |
| 2. <b>施策と主な事務事業</b> .....                    | <b>55</b> |

## 資料編

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 1. 学校数、児童生徒数等に関する資料 ..... | 資料 1  |
| 2. 施策に関する資料 .....         | 資料 4  |
| 3. 用語解説 .....             | 資料 24 |

# 北九州市子どもの未来をひらく教育プランの全体像

## 教育に関する現状と課題

|      |  |
|------|--|
| 心の育ち | 自尊感情は、小学校では全国平均を若干下回り、学年進行とともに低下する傾向にある。<br>子どもの教育に関する市民の要望では「心の教育」が高い |
| 学力   | 全国学力・学習状況調査の結果が、小6、中3いずれの学年、教科とも全国平均を下回る。                              |
| 体力   | 全国体力・運動能力調査の結果が、小5、中2いずれの学年とも多くの項目で全国平均を下回る。                           |

### 背景にある課題



|          |   |
|----------|---|
| 意欲       | 能動的、内発的な学習意欲が、学年の進行とともに低下する傾向にある。<br>勉強をして新しいことを知りたいと思う児童生徒<br>小3 82.7% 中1 56.7% 中3 49.1%   |
|          | 積極的な授業態度が、学年の進行とともに低下する傾向にある。<br>授業中、他のことを考えていることがあると答えた児童生徒<br>小3 32.3% 中1 55.1% 中3 63.5%  |
| 生活習慣     | 起床時刻が全国と比較して遅く、朝食をとっていない児童生徒がみられる。  |
| 基本的な生活習慣 | 午前7時より前に起きる児童生徒の割合<br>小6 60.1% (75.0%) 中3 44.7% (65.1%)<br>朝食をほぼ毎日食べている子ども<br>幼児 94.8%・小学生 92.9%・中学生 83.6%                                    |
| 学習習慣     | 授業以外で1時間以上学習する児童生徒が、全国平均を下回る。<br>授業時間以外の学習時間が1時間以上の児童生徒<br>小6 42.3% (56.1%) 中3 55.9% (65.4%)  |
| 読書習慣     | 読書時間が全国平均を下回り、中学3年生の半分近くが、平日に学校以外で全く本を読んでいない。<br>学校以外で平日に全く読書をしない児童生徒<br>小6 24.4% (20.4%) 中3 48.0% (37.9%)                                    |
| 運動習慣     | 週3日以上運動やスポーツをする児童生徒が、全国平均を下回る。<br>ほとんど毎日(週3日以上)運動やスポーツをする児童生徒<br>小5 男子 58.3% (60.1%) 女子 31.5% (36.6%)<br>中2 男子 77.4% (82.4%) 女子 49.6% (60.5%) |



( )内は全国

## 北九州市教育の目標

思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ

- 自分の可能性を信じ、夢や希望をもつ子ども
- 自分の力でやり遂げ、自立する力をもつ子ども
- 思いやりの心をもち、行動できる子ども

## 基本方針

教育日本一を実感できる環境づくり

- 「子どもの教育」に対する満足度を高める
- 「子どもの教育」への市民の参画を進める

## 子どもの未来をひらく教育の取組みの柱

### 学校の教育力

思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ

施策1 心の育ちの推進  
道徳教育・体験活動の充実  
人権教育の推進  
規範意識の醸成

施策2 確かな学力の向上  
学力の向上  
家庭と連携した学習習慣等  
の定着

施策3 健やかな体の育成  
体力の向上  
食育の推進 など

施策4 子どもの意欲を高め、  
特性を伸ばす教育の推進  
北九州市の特性を活かした教育の推進  
幼児教育の充実

施策5 特別支援教育  
の充実

特別支援教育を推進  
する体制の充実  
教職員の専門性向上  
と保護者・市民への理  
解啓発

学校・教職員の力を高める

施策6 信頼される学校・園経営の推進

教職員が子どもと向き合う時間の確保  
不登校・いじめへのきめ細かな対応  
教職員の資質の向上・健康保持の対策  
学校・園の組織力の向上・制度の見直し

施策7 教育環境の整備

子どもの意欲を高める安全で快適な教育環境の整備

### 家庭の教育力

家庭の教育力を高める

施策8 家庭における教育・  
生活習慣づくりの充実

家庭教育支援の充実  
家庭における基本的な生活習慣等  
の定着を図る取組みの推進

### 学校・家庭・地域を挙げた 重点取組み

基本的な生活習慣の定着に  
つながる取組み

あいさつできる子ども日本一  
読書好きな子ども日本一  
しっかり食べて元気な子ども  
日本一

教育への市民参画を進める  
取組み

子どもの教育を支える  
スクールヘルパー日本一

### 地域の教育力

地域の教育力を高める

施策9 地域と連携した  
学校運営の実現

学校の情報発信と連携促進

施策10 地域における教育活動の充実

団体・活動の支援  
子どもの教育への市民の参画を促す取  
組みの推進 など

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

#### 【教育行政総合計画(いきいき学びプラン)による教育行政】

北九州市では、教育行政の指針として平成18年3月に「北九州市教育行政総合計画(いきいき学びプラン)」（目標年度：平成22年度）を策定し、「たくましく健やかな子どもの育成」、「学校・家庭・地域の教育力活性化」といった目標を掲げ、それぞれの分野で具体的な取組みを推進してきました。

しかし、プラン策定後3年が経過し、例えば、子どもの体力について、全国平均の水準を下回る状況が続いており、平成19年度から実施されている全国学力・学習状況調査等により学力面での課題があることも改めて把握されています。

また、すべての学校において、特別支援教育の推進が求められていることなど、教育行政を進めていく上での課題に対応し、今一度取組みのあり方を検討し直すことが求められています。

#### 【教育関係法令改正などの状況】

全国的な状況に目を向けると、平成18年12月には、教育基本法が約60年ぶりに改正され、旧法にはなかった家庭教育、幼児期の教育、学校、家庭及び地域住民等の相互協力などが新たに明示されています。

また、この理念にあわせて学校教育法など関連法令も改正され、平成20年7月には、政府として初めて今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を示した「教育振興基本計画」が策定されています。

#### 【北九州市基本構想・基本計画の策定】

北九州市においては、平成20年12月に新たなまちづくりのための指針として、北九州市基本構想・基本計画（「元気発進！北九州」プラン）が策定されました。この基本構想では、「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」という目標のもとで「人づくり」をまちづくりの基本方針のひとつとしてとらえ、子育て・教育日本一を実感できる環境づくりに取り組むことを目指しています。

「人づくり」による北九州市の活性化のためには、幼稚園や小・中・特別支援学校を中心とした初等中等教育の充実をはじめ、大学など高等教育の振興や生涯学習の推進、文化・スポーツ分野の人材育成を含めた総合的な人材育成が極めて重要です。

この基本方針のもと、市長部局では「北九州市産業雇用戦略」や「北九州市スポーツ振興計画」、また、策定が進められている「次世代育成行動計画(後期)」、「文化振興計画」などの部門別計画に基づいた施策を適切に推進することとされています。

そのため、教育委員会においても、基本構想・基本計画の趣旨を踏まえて、これらの計画と連携した子どもの教育に関する計画を策定することが必要です。



## 【北九州市子どもの未来をひらく教育プランの策定】

北九州市では、外部の有識者会議である「子どもの未来をひらく教育改革会議」からのご意見もいただきながら、市民全体で次代を担う人材をはぐくむあり方について検討を重ねてきました。

教育行政には、教職員や保護者はもとより、地域住民や企業も含めた市民一人一人が子どもの教育にかかわる社会の実現を目指して、それぞれが抱える課題にも目を向け、腰をすえた息の長い取組みを展開することが求められています。

以上のような状況を背景に、この北九州市子どもの未来をひらく教育プランは、現在の喫緊の課題である「子どもの教育」を対象として、今後の北九州市の教育に関する指針を明らかにし、施策の方向性や目標などを明示するために策定するものです。

## 2. 計画の位置付け

### (1) 計画の対象

この計画は、学校教育を中心に、家庭や地域における教育活動も含めた子どもの教育にかかる分野を対象とし、子育て支援などで子どもの教育に密接に関連する分野も対象に含みます。

### (2) 計画の位置付け

この計画は、北九州市基本構想・基本計画（「元気発進！北九州」プラン）の子どもの教育にかかる部門別計画として位置付けます。

また、「北九州市スポーツ振興計画」や「文化振興計画」、「北九州市産業雇用戦略」など教育の振興、人材育成に関連する既存、策定予定の計画とあわせて、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体が定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。

### (3) 計画の期間

この計画では、概ね10年後を見据えた教育の目標、基本方針や教育を支える力などを掲げます。

この本市の教育の目標を実現するための施策ごとの方向性や目標などを明示した施策体系の計画期間は、5年間（平成21年度～平成25年度）とします。

ただし、計画の内容については、子どもの教育をめぐる社会情勢や施策の取組み状況を踏まえ、必要に応じた見直しを行います。

## 第2章 教育に関する現状と課題

本市教育の指針を定めるにあたって、各種調査結果などから把握される本市の子どもの状況や課題、教育にかかわる学校、家庭、地域が抱える課題を整理しました。

### 1. 子どもの現状と課題

#### (1) 心の育ちの状況

自尊感情・規範意識の状況

子どもの規範意識や自尊感情などの状況

|  |   |
|--|---|
| <p>学校のきまりを守っている</p> <p>小学6年生 82.3% (86.3%)</p> <p>中学3年生 85.4% (87.4%)</p>  | <p>自分にはよいところがある</p> <p>小学6年生 69.7% (73.4%)</p> <p>中学3年生 59.2% (60.8%)</p>     |
| <p>将来の夢や目標を持っている</p> <p>小学6年生 85.5% (84.7%)</p> <p>中学3年生 70.5% (70.7%)</p> | <p>人の気持ちがわかる人間になりたい</p> <p>小学6年生 90.6% (91.9%)</p> <p>中学3年生 92.2% (92.5%)</p> |

平成20年度全国学力・学習状況調査 ( )内は全国

#### 子どもの教育に関する市民の要望

|    |                 |       |
|----|-----------------|-------|
| 1位 | 心の教育(道徳や体験活動など) | 66.3% |
| 2位 | 基本的な生活習慣の習得     | 41.2% |
| 3位 | いじめや不登校問題の解決    | 37.4% |

平成19年度市民意識調査 これからのまちづくりについて

#### 教職員が感じる子どもの変化

子どもの「力」が10年くらい前と比べて「低下した」と回答した教師の割合

| 項目             | 小学校   | 中学校   |
|----------------|-------|-------|
| がまん強さ          | 99.4% | 95.7% |
| 先生や大人を尊敬する気持ち  | 97.3% | 93.5% |
| 物を大切に作る気持ち     | 98.0% | 92.5% |
| 集団としてのモラル(道徳性) | 93.9% | 91.3% |
| 友だちを思いやる心      | 84.7% | 87.1% |

平成19年度北九州市学校教育実態調査

### **【現状・課題】**

子どもの心の育ちの状況を見ると、多くの子どもが将来の夢や目標をもち、人とのかかわりを大切にしたいと考えていることがうかがえます。

しかし、規範意識や自尊感情に関する調査結果では、小学校では全国平均を若干下回り、中学校では全国平均と同程度の状況です。また、学年の進行とともに「自分にはよいところがある」といった自尊感情に関する数値が低下する傾向にあります。一方で、市民の子どもの教育に関する要望としては、心の教育（道徳や体験活動など）に対する期待が高い状況です。

また、教師が感じる子どもの変化に関する調査からも、小学校、中学校ともに、子どもの「がまん強さ」「先生や大人を尊敬する気持ち」などが低下したと教師が感じている傾向がうかがえます。

### **【求められる対応】**

子どもの自尊感情を高め、規範意識や「がまん強さ」、「先生や大人を尊敬する気持ち」などをはぐくんでいくためには、学校、家庭、地域が信頼関係のもとで連携して取り組むことが必要です。

道徳性を高める基盤となる体験活動や地域と連携した道徳教育の充実などを通じて、夢や目標のもとになる子どもの自尊感情を大切にしながら、モラルやマナーを定着させ、人とのかかわりなど豊かな人間性を醸成する取組みを一層推進することが必要です。

## 不登校やいじめの状況

### 不登校児童生徒数（平成20年度）

小学校 72人(0.14%:全国0.32%)  
中学校 762人(3.15%:全国2.89%)  
( )は、全児童生徒数に対する発生件数の割合  
全国の数値は速報値

### いじめ発生件数（平成20年度）

小学校 45件  
中学校 105件  
参考（平成19年度）  
小学校 96件(0.7件:全国2.21件)  
中学校 141件(2.2件:全国4.0件)  
( )は、1校あたりの発生件数の割合

### 【現状・課題】

不登校については、これまでスクールカウンセラーによる相談活動や学級担任やフレンドリー指導員を中心とした継続的な家庭訪問など、未然防止から登校支援に至る総合的な対策を講じてきましたが、平成20年度の不登校児童生徒数は、調査方法を見直したことにより、小学生72人、中学生762人、合計834人と昨年度に比べ増加しています。

いじめの発生件数は、1校あたりの発生件数としては減少傾向にあり、全国平均を下回っていますが、いじめの問題は、発生件数の多少にかかわらず、命や生き方、人権にかかわる重大な問題であり、学校・教育委員会が連携した早期発見、早期対応が求められています。

### 【求められる対応】

中学校1年生になった途端に学校や生活の変化になじめず、不登校になったりいじめが発生したりするなどのいわゆる中1ギャップなどの問題に対応するため、欠席児童生徒のきめ細かな把握と小・中学校間の連携、保護者・関係機関との連携による児童生徒の学校復帰に向けたさらなる取組みが必要です。

## 問題行動の状況

### 平成20年における児童生徒等の問題行動の状況

#### シンナー等乱用による検挙補導人員

福岡県 163 人  
うち 北九州市 37 人(22.7%)

#### 不良行為による補導人員

北九州市 19,028 人  
うち 深夜徘徊 9,611 人(50.5%)  
喫煙 8,154 人(42.9%)

#### 刑法犯少年数

北九州市 1,879 人  
うち 中学生 910 人(48.4%)  
高校生 518 人(27.6%)

(福岡県警察本部少年課より)

( )は、全体に占める割合

### 【現状・課題】

シンナー等乱用による少年の検挙補導人員は年々減少傾向にありますが、平成20年の福岡県の検挙補導人員は全国で最も多く、そのうち約23%を本市の少年が占めています。また、不良行為により補導された少年の多くは深夜徘徊、喫煙であり、たばこ、シンナーなど青少年を取り巻く有害環境は憂慮すべき状況にあります。平成20年の福岡県における10歳から19歳までの少年人口1,000人当たりの刑法犯少年の割合は14.1人と全国で最も高く、そのうちの約27%を本市の少年が占めています。また、本市の刑法犯少年のうち、半数近くを中学生が占め、その多くは初発型非行(万引き、自転車盗など)によるものとなっています。依然として少年非行(14歳未満を含む)は憂慮すべき状況にあります。

### 【求められる対応】

シンナー等薬物乱用防止や携帯電話やネット利用の危険性なども含めた非行防止学習等を通して、児童生徒の規範意識を醸成するとともに、保護者や地域住民に対して非行に関する現状や対策等を周知する必要があります。児童生徒の問題行動は多様化・深刻化しているため、家庭、地域、学校、教育委員会、警察などの相互の連携を強化し、問題行動の未然防止や早期解決を図るための取組みが必要です。

## (2) 学力の状況

### 平成 20 年度全国学力・学習状況調査(平均正答率)

| 小学6年生 |      |      | 中学3年生 |      |      |
|-------|------|------|-------|------|------|
|       | 本市   | 全国   |       | 本市   | 全国   |
| 国語A   | 62.3 | 65.4 | 国語A   | 73.2 | 73.6 |
| 国語B   | 45.2 | 50.5 | 国語B   | 57.9 | 60.8 |
| 算数A   | 69.9 | 72.2 | 数学A   | 59.6 | 63.1 |
| 算数B   | 47.3 | 51.6 | 数学B   | 46.6 | 49.2 |

各教科における「A」とは、「基礎的な知識や技能」、「B」とは「活用する力」を問う問題

### 平成20年度観点別到達度学力検査

#### 小学校2年生

| 教科 | 本市<br>得点率 | 全国<br>得点率 |
|----|-----------|-----------|
| 国語 | 79.6      | 79.5      |
| 算数 | 88.2      | 87.9      |

#### 小学校4年生

| 教科 | 本市<br>得点率 | 全国<br>得点率 |
|----|-----------|-----------|
| 国語 | 72.3      | 73.2      |
| 算数 | 79.9      | 79.3      |

#### 中学校2年生

| 教科 | 本市<br>得点率 | 全国<br>得点率 |
|----|-----------|-----------|
| 国語 | 67.3      | 68.5      |
| 数学 | 57.1      | 58.3      |
| 英語 | 67.2      | 70.5      |

### 学習意欲・学習動機

勉強をして、新しいことを知りた  
いと思う

|       |       |
|-------|-------|
| 小学3年生 | 82.7% |
| 中学1年生 | 56.7% |
| 中学3年生 | 49.1% |

将来、社会や人の役に立ちたい  
から学習(勉強)する

|       |       |
|-------|-------|
| 小学3年生 | 78.6% |
| 中学1年生 | 59.7% |
| 中学3年生 | 54.0% |

希望する高校や大学にいきたい  
から学習(勉強)する

|       |       |
|-------|-------|
| 小学3年生 | 71.7% |
| 中学1年生 | 77.9% |
| 中学3年生 | 90.7% |

学校で好きな授業がある

|       |              |
|-------|--------------|
| 小学6年生 | 91.4%(92.4%) |
| 中学3年生 | 75.5%(77.2%) |

平成19年度北九州市学校教育実態調査

平成20年度全国学力・学習状況調査 ( )内は全国

## 【現状・課題】

学校教育法の改正により、学力の重要な要素は、基礎的・基本的な知識・技能の習得、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力など、学習意欲の3点であることが、明確に示されました。

### 思考力・判断力・表現力など

平成20年度全国学力・学習状況調査の結果では、小6・中3いずれの学年・教科とも全国平均正答率を下回っている状況です。基礎的・基本的な知識・技能の定着とともに、それらを活用する力に関する課題がより明確になってきました。調査結果では、正答率の分布等が小学校・中学校ともに平均から平均をやや下回る層が多く、高い層が少ない状況となっています。また、小学校・中学校の「活用に関する問題」において、無回答率が全国よりも高い設問があります。

### 基礎的・基本的な知識・技能

一方、平成15年度から本市が独自に実施している観点別到達度学力検査の結果では、平成20年度に一部の学年・教科で全国平均を上回るなど、改善の傾向にあります。これは、これまでの各学校における音読や暗唱、漢字や計算などの繰り返し学習による指導、少人数・習熟度別指導などの、基礎的・基本的な内容の定着への取組みの成果が、現れてきた結果だといえます。

### 学習意欲

希望する高校や大学にいきたいから学習するといった目的意識は、学年の進行とともに高くなっています。一方で、「勉強をして、新しいことを知りたいと思う」子どもは、小学3年生では約8割いますが、中学3年生では約5割になっており、内発的、能動的な学習意欲は、学年が進むとともに低くなっています。高校受験などに対する意識が背景にあることが考えられますが、知識や技能の習得、積み重ねが、内発的・能動的な学習意欲に結びついていないともいえます。「なぜ学習が必要か？」という素朴な疑問に対して、児童生徒が納得できるような学習環境を整えることが重要です。

子どもの学習意欲が高いほど学習活動の成果が大きいことは言うまでもありませんが、全国学力・学習状況調査の結果からは、「家の人と学校での出来事について話をする」子どもほど平均正答率が高いことが明らかになりました。また、保護者の社会的事象への関心度、家庭での体験活動の有無なども、子どもの学力と相関関係があるという調査結果も見られます。

## 【求められる対応】

基礎的な知識や技能の定着に加え、今後は、活用する力の向上を図るため、複数の資料を用いた問題解決学習や、集団での話し合いや発表などの学習活動を重視して、思考力・判断力・表現力などの育成に重点を置いた指導を行っていくことが必要です。

起床時刻や就寝時刻、テレビの視聴時間、学校外での学習時間などは、学力の向上と密接に関係があり、基本的な生活習慣や学習習慣の改善のために家庭への働きかけを一層強化していくことが必要です。

学習意欲は教科学習のみで培われるものではなく、教育活動全体を通じて学習意欲の向上に取り組むことが必要です。また、学校通信などを通して子どもの学校での生活の様子を保護者に伝え、家庭での子どもと保護者の会話を増やしていくことなど、家庭と連携して子どもの学習意欲を高めていくことも求められます。進学を意識した学習意欲の高まりを維持しながら、児童生徒の興味・関心を活かした学習、実社会との関係性を意識できる学習などを通して、学習することの楽しさや社会との関連性を伝え、より高い学習意欲、目的意識を醸成していくことが必要です。



### (3) 体力の状況

#### 平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

##### 小学校5年生

| 種目        |    | 男子    |       | 女子    |       |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|
|           |    | 本市平均  | 全国平均  | 本市平均  | 全国平均  |
| 握力        | kg | 16.6  | 17.0  | 16.0  | 16.5  |
| 上体起こし     | 回  | 17.9  | 19.1  | 16.3  | 17.6  |
| 長座体前屈     | cm | 31.7  | 32.7  | 35.5  | 36.6  |
| 反復横とび     | 点  | 38.5  | 41.0  | 36.1  | 38.8  |
| 50m走      | 秒  | 9.4   | 9.4   | 9.7   | 9.6   |
| 立ち幅とび     | cm | 154.6 | 154.0 | 144.4 | 145.7 |
| ソフトボール投げ  | m  | 25.9  | 25.4  | 14.4  | 14.9  |
| 20mシャトルラン | 回  | 44.9  | 49.4  | 33.7  | 38.7  |

##### 中学校2年生

| 種目        |    | 男子    |       | 女子    |       |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|
|           |    | 本市平均  | 全国平均  | 本市平均  | 全国平均  |
| 握力        | kg | 30.1  | 30.1  | 23.7  | 24.2  |
| 上体起こし     | 回  | 25.3  | 26.8  | 20.8  | 22.3  |
| 長座体前屈     | cm | 41.9  | 43.0  | 43.3  | 44.5  |
| 反復横とび     | 点  | 49.0  | 50.5  | 43.2  | 44.6  |
| 50m走      | 秒  | 8.2   | 8.1   | 9.1   | 8.9   |
| 立ち幅とび     | cm | 192.5 | 195.3 | 163.1 | 166.7 |
| ハンドボール投げ  | m  | 20.7  | 21.3  | 12.7  | 13.6  |
| 20mシャトルラン | 回  | 82.8  | 83.5  | 55.4  | 56.5  |
| 持久走       | 秒  | 404.4 | 395.7 | 302.9 | 292.6 |

■ は、本市平均値が全国平均値と同等以上の項目。

#### 【現状・課題】

体力は活動の源であり、健康維持のほか、意欲や気力の充実に大きくかかわっており、人間の発達・成長を支える基本的な要素です。

体力には、「運動をするための体力（調整力、持久力、筋力など）」と「健康に生活するための体力（免疫力など）」があります。そのうち、運動をするための体力は、乳幼児期、学童期、思春期、それぞれの時期の身体の発育にあわせて、調整力（平均台歩きなど体のバランスをとり、様々な運動を機敏に組み合わせる能力）、持久力、筋力という順序で体力が発達していくとされています。

平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を見ると、本市の子どもの運動をするための体力は、多くの項目で全国平均を下回っている状況です。

小学校5年生では、男子の3項目（50m走・立ち幅とび・ソフトボール投げ）は、全国と同等以上でしたが、その他の項目と女子の全項目については、全国平均値を下回っています。

中学校2年生では、男子の握力が全国と同等でしたが、その他の項目と女子の全項目については、全国平均値を下回っています。

#### 【求められる対応】

意図的に体を動かすことは、運動能力や技能の向上を促し、体力向上を図る上で重要です。子どもの発育・成長にあわせて、遊びも含めて体を動かす機会を様々な場面で確保していくことが求められています。

そのため、学校においては、体育科・保健体育科の授業改善や授業以外での学校全体の取組みなど、体力向上を目指した取組みを活性化する必要があります。

家庭や地域においても、親子で一緒に体を動かすきっかけや、地域で運動する機会を数多くつくるなど、積極的に子どもの体力向上に取り組むことが必要です。

児童生徒の体力等に関する実態を継続的に把握し、子どもの体力・運動能力と運動習慣や基本的な生活習慣についての関連性等を検証しながら効果的に取組みを進めることが求められています。

#### (4) 意欲・活動等の状況

##### 授業中の様子

授業中、自分の意見を発表する

|       |       |
|-------|-------|
| 小学3年生 | 66.4% |
| 中学1年生 | 54.6% |
| 中学3年生 | 46.1% |

授業中、他のことを考えていることがある

|       |       |
|-------|-------|
| 小学3年生 | 32.3% |
| 中学1年生 | 55.1% |
| 中学3年生 | 63.5% |

平成19年度北九州市学校教育実態調査

##### 授業外の活動状況

部活動の状況 (平成21年度)

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 部活動参加生徒数 | 17,840人 (73.0%) |
| うち 運動部   | 13,744人         |
| 文化部      | 4,096人          |

( )は部活動参加率

奉仕活動や部活動等の顕著な成果  
に対する表彰(平成20年度)

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 久保田賞 (中学校及び特別支援学校中学部) | 個人10人 団体5団体 |
| 福原賞 (小学校及び特別支援学校小学部)  | 個人27人 団体2団体 |

北九州市教育委員会調査

#### 【現状・課題】

学校における教育活動、学習活動が成果をあげるためには、その前提となる意欲が必要です。また、未知の物事に興味・関心を抱き、自ら取り組もうとする意欲は、学校生活を充実したものにする上で、また、生涯にわたり実社会を主体的に生きていくために重要です。

心の育ち、学力、体力の面で見られる課題の背景には、子どもの意欲が大きく影響しています。

学力<学習意欲>の項でも述べたとおり、「勉強をして、新しいことを知りたいと思う」、「将来、社会や人の役に立ちたい」という内発的、能動的な学習意欲は、学年の進行とともに低くなっています。

内発的な学習意欲が学年の進行に伴い低下する傾向にあわせる形で、「授業中、自分の意見を発表する」という積極的な授業態度は低下し、「授業中、他のことを考えていることがある」という生徒の割合は増え、中学3年生では6割を上回っています。一方で、「将来の夢や目標をもっている」という小学生の割合は全国平均を上回るなど、多くの子どもが将来には前向きな姿勢をもっていることがうかがえます。

また、多くの生徒が部活動に参加し、自分の個性や能力を伸ばしながら意欲的に活動しており、その中には輝かしい成績をあげている活動も多数みられます。さらに、児童生徒の奉仕活動などによる成果も例年把握されていることなど、本市の子どもたちが、自らが興味、関心をもてる活動に、ひたむきに取り組む姿勢をもっていることがうかがえます。

### **【求められる対応】**

学習意欲は教科学習のみで培われるものではなく、教育活動全体を通じて学習意欲の向上に取り組むことが必要です。

進学を意識した学習意欲の高まり、将来への前向きな姿勢を大切にしながら、より高い学習意欲、目的意識を醸成していくことが求められます。そのためには、児童生徒が学習することの楽しさや、学ぶことと自分の将来とのかかわりを実感できるよう、児童生徒の興味・関心を高める活動や、実社会との関係性を意識できる学習などが必要です。

子どもがもつ意欲を大切にしながら、児童会・生徒会活動や学校行事、部活動など児童生徒が自主的、自発的に活動し、充実感をもてる機会を確保していくことが必要です。

## (5) 基本的な生活習慣・学習習慣などの状況

### 朝食の摂取状況

朝食をほぼ毎日食べている

|     |       |
|-----|-------|
| 幼児  | 94.8% |
| 小学生 | 92.9% |
| 中学生 | 83.6% |

平成 20 年度健康づくり実態調査（幼児・小学生）  
平成 19 年度食育及び中学校給食に関する調査（中学生）

### 起床時刻

午前 7 時より前に起きる児童生徒の割合

|         |               |
|---------|---------------|
| 小学 6 年生 | 60.1% (75.0%) |
| 中学 3 年生 | 44.7% (65.1%) |

### 読書習慣

普段（月～金曜日）に読書を全くしない

|         |               |
|---------|---------------|
| 小学 6 年生 | 24.4% (20.4%) |
| 中学 3 年生 | 48.0% (37.9%) |

### 家庭での学習習慣

学校の授業時間以外（月～金曜日）の学習時間が 1 時間以上

|         |               |
|---------|---------------|
| 小学 6 年生 | 42.3% (56.1%) |
| 中学 3 年生 | 55.9% (65.4%) |

学校の授業時間以外（月～金曜日）に全く勉強しない

|         |              |
|---------|--------------|
| 小学 6 年生 | 8.7% (4.5%)  |
| 中学 3 年生 | 17.6% (7.7%) |

平成 20 年度全国学力・学習状況調査（ ）内は全国

### 運動実施頻度

ほとんど毎日（週に 3 日以上）、運動やスポーツをする

|         |    |               |    |               |
|---------|----|---------------|----|---------------|
| 小学 5 年生 | 男子 | 58.3% (60.1%) | 女子 | 31.5% (36.6%) |
| 中学 2 年生 | 男子 | 77.4% (82.4%) | 女子 | 49.6% (60.5%) |

平成 20 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（ ）内は全国

### 携帯電話の利用の生活面への影響・トラブルなど

午後 11 時までには就寝する割合（中学 2 年生）

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| メール送受信件数 30 件以上（1 日平均）の生徒の場合 | 25.3% |
| メール送受信件数 30 件未満（1 日平均）の生徒の場合 | 42.8% |
| 携帯電話を持っていない生徒の場合             | 46.6% |

トラブルの経験（携帯電話を持っている小学 6 年生・中学 2 年生）

|                    |   |       |   |       |
|--------------------|---|-------|---|-------|
| 特にトラブルになったことはない    | 小 | 62.9% | 中 | 28.3% |
| チェーンメールを送られた       | 小 | 21.6% | 中 | 60.4% |
| 迷惑メールがたびたび送られてきた   | 小 | 10.0% | 中 | 20.1% |
| 心当たりのない利用料金の請求を受けた | 小 | 3.5%  | 中 | 6.3%  |

子どもの携帯電話等の利用に関する調査（文部科学省調査）

## 【現状・課題】

基本的な生活習慣は、人間の態度や行動の基礎となる極めて重要なものであり、早寝・早起き・朝ごはんといった「健康・安全に関する習慣」をはじめ、「時間厳守」、「整理整頓」、「礼儀作法」などの習慣が含まれます。

子どもの心の育ち、学力、体力の面で見られる課題には、この基本的な生活習慣や、学習習慣、読書習慣といった日常的な習慣が大きく影響しています。

朝食をしっかりと食べ、適切な睡眠時間をとるといった基本的な生活習慣は、子どもの学力や体力と大きなかかわりがありますが、本市の子どもには、朝食を食べていない子どもが見られる、全国と比べて起床時刻が遅い、といった課題がみられます。学習習慣については、学校外での学習時間が全国平均と比べて少ない状況です。また、調査結果によると、普段、全く学習しない児童生徒が全国平均の約2倍となっている反面、3時間以上学習する生徒（中3）の割合は全国平均よりも高く、学習する・しないの差が大きいという傾向が見られます。

読書習慣については、全国平均に比べて読書時間が短く、特に、中学生では「普段読書を全くしない」割合が約半数にのぼっています。

運動習慣を見ると、ほとんど毎日、運動やスポーツをする習慣のある子どもは、小学生の男子は全国平均と同等ですが、小学生の女子、中学生の男子、女子は全国平均より低いという傾向にあります。

基本的な生活習慣等と学力との関係に関する調査によると、朝食を毎日食べている児童生徒の方が、学力テストの正答率が高く、逆にテレビゲームをする時間が長いほど正答率が低くなる傾向が見られます。

携帯電話の利用による就寝時刻への影響も見られることから、これらの基本的な生活習慣等の面での課題は、携帯電話やインターネット、テレビゲームなどの利用とも関係があると考えられます。

## 【求められる対応】

携帯電話などメディア接触が生活面に及ぼす影響など今日的な課題も考慮しながら、早寝・早起き・朝ごはんをはじめとした基本的な生活習慣や、学びの基盤となる学習習慣や読書習慣、また体力向上の前提となる運動習慣などの定着に、家庭や学校、地域が連携して取り組むことが必要です。

幼児期や小学生の段階では、基本的な生活習慣は保護者・家族の生活習慣によるところが大きいことから、家庭の理解を促しながら、望ましい生活習慣づくりを進める必要があります。

## 2. 教育にかかわる学校、家庭、地域の現状と課題

### (1) 学校・教職員の現状と課題

#### 教職員配置、施設等の状況

#### 教員の勤務実態（時間外勤務における主な業務内訳）

| 小学校教員               | 中学校教員               |
|---------------------|---------------------|
| 授業準備（指導案作成等）        | 授業準備（指導案作成等）        |
| 成績処理（試験採点、通知表記入等）   | 成績処理（試験採点、通知表記入等）   |
| 事務・報告書作成            | 部活動・クラブ活動（部活動指導等）   |
| （校長・教育委員会等への報告書作成等） | 事務・報告書作成            |
| 学校行事（修学旅行、運動会、卒業式等） | （校長・教育委員会等への報告書作成等） |

教員勤務実態調査（平成19年3月 文部科学省調査）

#### 市費講師の配置状況（平成21年度予算）

35人以下学級実施に伴う市費講師の増員

|     |     |
|-----|-----|
| 小学校 | 18人 |
|-----|-----|

学校支援のための市費講師配置状況

|        |      |
|--------|------|
| 小学校    | 73人  |
| 中学校    | 44人  |
| 特別支援学校 | 3人   |
| 計      | 120人 |

いじめ対策のための市費講師の配置状況

|     |     |
|-----|-----|
| 小学校 | 11人 |
| 中学校 | 4人  |
| 計   | 15人 |

#### 教員の病気休職者

平成18年度 51人 平成19年度 55人 平成20年度 46人

#### 学校施設の耐震化率と経過年数

| 北九州市  |       |        | 全国     |
|-------|-------|--------|--------|
| 小学校   | 中学校   | 小・中学校計 | 小・中学校計 |
| 30.6% | 42.1% | 35.2%  | 67.0%  |

平成21年4月現在

| 経過年数     | 小学校  | 中学校 | 特別支援学校等 |
|----------|------|-----|---------|
| 20年未満    | 20校  | 12校 | 1校      |
| 20～30年未満 | 18校  | 11校 | 1校      |
| 30～40年未満 | 59校  | 20校 | 15校     |
| 40年以上    | 34校  | 20校 | 3校      |
| 計        | 131校 | 63校 | 20校     |

平成21年4月現在  
学校の主要な校舎の経過年数

北九州市教育委員会調べ

#### 【現状・課題】

文部科学省が平成18年度に実施した教員の勤務実態調査によると、教員の1日あたりの時間外勤務は、通期・教員全体で平均約2時間となっており、授業準備や成績処理だけでなく、事務・報告書作成といった事務負担のほか、特に中学校では部活動の負担が大きいという結果となっています。

本市の教員についても、児童生徒への生活指導や書類作成など事務的な仕事の増加が指摘されています。

また、一部の保護者からの理不尽ともいえる要求などへの対応に追われることなど、学校が抱える課題は複雑化しており、個々の教職員や学校だけでは対応が困難な課

題も抱えています。

教員の病気休職者は、平成20年度は46人となっており、そのうち精神、神経系の疾患が約6割を占めています。

学校施設の面では、小・中学校の耐震化率は35.2%(全国67.0%)、また、建設年度でみると40年以上経過した学校・園が57校となっています。

## 【求められる対応】

(教職員配置等にかかる対応)

本市の子どもの心の育ち、学力などの課題に対応していくために、教職員が一人一人の子どもに向き合う環境を整えることが求められています。

心の育ちの面では、いじめや不登校、中1ギャップなどの問題に対して、関係機関とも連携を図りながら、学校が中心的な役割を果たしていくことが求められています。

学力面では、全国学力・学習状況調査において、正答率が平均から平均をやや下回る層が多く、また、「知識・技能を活用する問題」で無回答率が高いという課題があります。このような課題に対応するためには、基礎的・基本的な知識・技能の定着に加え、子どもが自分の考えの根拠を明らかにして説明するといった授業を展開し、「知識・技能を活用する力」を高める取組みを通じて、学力全体の向上を図る必要があります。

そのためには、事務的な業務の削減・効率化が必要です。あわせて、きめ細かな指導の充実につながる少人数・習熟度別指導や、専門的な指導・学級担任の授業準備時間の確保につながる小学校における専科指導などの充実に向けた適切な教職員配置、人員体制の強化が求められています。

また、現在、小学校1年生、2年生及び中学校1年生で実施している35人以下学級の効果や課題の検証を行う必要があります。

さらに、研修の質的な充実による教職員の資質向上やメンタルヘルスケアなど、教職員一人一人がその能力を発揮できる環境を整える必要があります。

(制度面にかかる対応)

新学習指導要領(小学校・特別支援学校小学部では平成23年度から、中学校・特別支援学校中学部では平成24年度から全面实施)では、指導内容や授業時数が増加しています。これに適切に対応するための具体的で実践的な基準づくり(教育課程編成資料)や授業時数確保のための方策の検討なども必要です。

また、子どもの成長過程にあわせて、学年間、校種間が円滑に接続するよう、保育所、幼稚園と小学校、小学校と中学校が連携し、連続性のある教育を推進するための体制整備が求められています。

(教育施設面にかかる対応)

学校施設の計画的な耐震化や長寿命化、老朽校舎の改築など安全で安心な学校施設の整備、また、情報教育の充実や校務の情報化に対応した情報環境の整備が求められています。

## 特別支援教育の状況

### 就学相談申込者数の状況

|      | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 申込者数 | 426人   | 522人   | 538人   |

### 特別支援学校・学級の設置状況及び在籍する児童生徒数の推移

|               |       | 平成10年度 |       | 平成15年度 |       | 平成20年度 |       |
|---------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 小学校<br>特別支援学級 | 学級数   | 29校    | 42学級  | 31校    | 48学級  | 49校    | 83学級  |
|               | 児童数   | 209人   |       | 250人   |       | 456人   |       |
| 中学校<br>特別支援学級 | 学級数   | 12校    | 18学級  | 13校    | 20学級  | 24校    | 37学級  |
|               | 生徒数   | 97人    |       | 103人   |       | 199人   |       |
| 特別支援学校        | 学級数   | 8校     | 192学級 | 8校     | 206学級 | 9校     | 229学級 |
|               | 児童生徒数 | 666人   |       | 765人   |       | 921人   |       |

北九州市教育委員会調べ

#### 【現状・課題】

特別支援教育は、従来の養護教育（特殊教育）対象の障害だけでなく、通常の学級に在籍する LD（学習障害） ADHD（注意欠陥多動性障害）なども含め、すべての学校において障害のある子どもたちに適切な指導や必要な支援を行うものです。就学相談等の相談申込者数が毎年増加傾向にあるように、保護者や児童生徒等からの特別支援教育への期待が高まっています。それに伴い、幼稚園、小・中学校等においても、LD、ADHD なども含めた障害のある子どもたちに、一貫した教育的支援を行うため、個別の教育支援計画等の作成と活用が必要になっています。同時に、教職員の専門性の向上や、保育所、幼稚園、小・中学校等への相談支援体制の整備が求められています。

在籍する児童生徒数を平成10年度と比較すると、特別支援学校では、約1.4倍、小・中学校の特別支援学級では2倍以上に増加しており、特別支援教育を実施する場の整備が求められています。

#### 【求められる対応】

特別支援学校では、在籍する児童生徒への適切な教育を引き続き充実することが必要です。また、すべての幼稚園、小・中学校等において整備している校内支援体制（特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置）を活用し、特別支援教育が実現できるよう、各学校・園を支援していくことが必要になります。

特別支援教育への期待に応えるため、特別支援学校や特別支援学級等の整備を図るとともに、特別支援教育を推進する人材の確保、教職員の専門性の向上が必要になります。

さらに、障害のある子どもたちに適切な指導や必要な支援を行うために、就学前の保育所・幼稚園等から情報を引き継ぐなど、長期的な視点に立ち、関係機関と連携した個別の教育支援計画等を作成することが重要です。



## (2) 家庭・保護者の現状と課題

### 子育てに関する悩みや不安

| 子育てに関して、悩みや不安を感じる |       |               |       |
|-------------------|-------|---------------|-------|
| 就学前の子どもをもつ保護者     | 53.9% | 小学生の子どもをもつ保護者 | 64.3% |

| 子育ての悩みの内容（就学前児童）   |       |
|--------------------|-------|
| 子どもを叱りすぎているような気がする | 45.3% |
| 子育ての経済的な負担         | 32.1% |
| 食事や栄養              | 31.1% |

| 子育ての悩みの内容（小学校児童）   |       |
|--------------------|-------|
| 子どもの教育に関する         | 44.3% |
| 子どもを叱りすぎているような気がする | 37.3% |
| 子育ての経済的な負担         | 33.5% |

平成 20 年度次世代育成に関する市民ニーズ調査

### 保護者の学校へのかかわり方

| 授業参観に行く     |       |
|-------------|-------|
| 小学 3 年生の保護者 | 92.1% |
| 中学 1 年生の保護者 | 79.8% |

平成 19 年度北九州市学校教育実態調査

### 【現状・課題】

現在の家庭は、核家族化が進み、地域の人間関係も希薄化する中で、子育てやしつけ、教育に関する経験を共有しにくい状況にあります。また、共働き世帯の増加など、保護者が子どもと向き合う時間や精神的な余裕をもちにくくなっているという現状があります。

保護者の半数以上が子育てに関して悩みや不安を感じており、小学校児童の保護者では子どもの教育に関する悩みが最も多い状況です。子どもの教育に関心はあるものの、家庭での教育や子育ての経済的な負担などに悩みや不安、負担感を抱えている状況がうかがえます。

### 【求められる対応】

先に述べた起床時刻、朝食の摂取、学習習慣などは、特に幼児期や小学生の段階において、家庭での教育が重要となります。しかし、家庭教育については、関心のある保護者とそうでない保護者に二極化する傾向が見られます。そのため、小学校入学前の早い段階からの情報提供など、家庭の教育力向上のための支援の充実が必要です。

一方で、家庭の役割が強調されるだけであれば、子育てに関する不安感、孤立感だけが強まり、家庭の教育力の向上にはつながらない恐れもあります。

家庭教育の重要性への気付きを促すとともに、困難を抱える家庭へのサポートや仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進め、社会全体の理解と支援のもとで、家庭が子どもの心の育ちと成長を支え、学校、地域の教育活動に積極的に参加できる環境をつくる必要があります。

### (3) 地域の現状と課題

#### スクールヘルパー活動状況(平成20年度)

|            | 総数       | 小学校      | 中学校     | 特別支援学校・幼稚園 |
|------------|----------|----------|---------|------------|
| 登録者数       | 6,641 人  | 5,285 人  | 1,013 人 | 343 人      |
| 延べ活動数      | 94,644 回 | 87,805 回 | 5,475 回 | 1,364 回    |
| 1人あたりの活動回数 | 14.3 回   | 16.6 回   | 5.4 回   | 4.0 回      |

#### 子ども会等の推移

|          | 17年度   |          | 18年度   |          | 19年度   |          | 20年度   |          |
|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|
| 子ども会     | 526 団体 | 13,572 人 | 505 団体 | 12,822 人 | 490 団体 | 12,397 人 | 468 団体 | 11,857 人 |
| 市スポーツ少年団 | 159 団体 | 3,854 人  | 158 団体 | 3,942 人  | 156 団体 | 3,939 人  | 159 団体 | 3,901 人  |

#### 地域における教育活動(平成20年度)

| 地域・子ども交流事業 |          | いきいきバリアフリー |         | 生活体験通学合宿 |         |
|------------|----------|------------|---------|----------|---------|
| 箇所数        | 延べ参加者数   | 箇所数        | 延べ参加者数  | 箇所数      | 延べ参加者数  |
| 117 箇所     | 52,786 人 | 7 箇所       | 2,558 人 | 9 箇所     | 2,228 人 |

#### 【現状・課題】

学校運営等について校長からの求めに応じて意見を述べる学校評議員制度や、児童生徒の安全対策や授業の支援などを行うスクールヘルパー制度、読書活動を支援する図書ボランティアなど、さまざまな場面で市民の学校教育への支援が行われています。しかし、企業の人材や大学生による授業の支援などの形での連携はまだ少ない状況です。

子ども会活動や市民センターにおける活動など、地域で子どもを育てる教育活動も進められています。しかし、子ども会の加入率は、平成20年度に22.2%とピーク時の約3分の1に減少するなど、地域の教育活動を担う人材不足などを要因として、地域における異学年交流や体験活動などの場が減少しています。

### **【求められる対応】**

地域との連携を重視するにあたっては、開かれた学校・園づくりを進め、学校の情報を積極的に発信することが必要です。

校区の地域住民の協力に加え、大学や企業などが学校を支援するための仕組みづくりを進めることが必要です。

また、人材バンクの構築など新たなネットワークづくりや青少年団体などの活動支援を通じて、地域の教育活動を支えることが必要です。

## 第3章 北九州市教育の目標と基本的な考え方

### 1. 北九州市教育の目標

北九州市基本構想では、まちづくりは人づくりであるという考え方のもと「人」をまちの最大の財産ととらえ、まちづくりの基本方針の第一に「人づくり」を掲げています。

この計画は、北九州市基本構想・基本計画の子どもの教育にかかる部門別計画として、小学校就学前から初等・中等教育までの子どもを対象とした「人づくり」にかかる指針や施策の方向性などを明示するものです。

北九州市では「人づくり」の推進にあたって、「夢や希望をもって学校や地域での生活をおくってもらいたい」、「物事に粘り強く取り組み、やり遂げ、自立する力を備えてもらいたい」、「相手の立場を思いやる心を持ち、行動できる子どもに育てほしい」という子どもたちへの願いから、3つの目指す子ども像を定めました。

そして、そのような子どもをはぐくむために、大人が一人一人の子どもの成長に責任を持ち、しっかり支えあう姿を理想の教育として、北九州市教育の目標を「思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ」としました。

北九州市では、「思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ」という本市教育の目標やその実現に向けた基本方針及び具体的な取組みを総称して「～子どもの未来をひらく教育～」として位置付け、学校、家庭、地域の連携のもとで、未来を担う子どもの教育を充実させるための各種各施策を総合的に推進していきます。

#### 北九州市教育の目標

#### 思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ

- 自分の可能性を信じ、夢や希望をもつ子ども
- 自分の力でやり遂げ、自立する力をもつ子ども
- 思いやりの心を持ち、行動できる子ども

#### 【 目指す子ども像を据えた背景 】

学習指導要領では、「生きる力」を基本理念として、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など知・徳・体の調和がとれた人間の育成を目指しており、北九州市においても、この普遍的な理念に基づいて、本市の特性を活かした教育活動を進めています。

北九州市では、この普遍的な理念に基づいて、保護者や教職員、地域住民、企業など教育にかかわるすべての市民が共通認識をもって子どもの教育に参画することができるよう、本市で教育を受けるすべての子どもへの願い、備えてもらいたい資質として、北九州市の教育が目指す子ども像を次のように定めます。

### 【 自分の可能性を信じ、夢や希望をもつ子ども 】

子どもが、自分の可能性を信じて学習、スポーツ、文化・芸術、部活動、地域活動など興味をもてる物事に取り組み、夢や希望をもって生き生きとした生活をおくることは、すべての保護者や大人の願いであり、子どもの成長の原点です。

そのために北九州市では、一人一人の子どもの可能性を認め、自尊感情を高める教育を目指します。

### 【 自分の力でやり遂げ、自立する力をもつ子ども 】

北九州市では、多様で創造的な人材が輝く活力あるまちづくりを目指しています。

子どもが将来、このまちで生き生きと働き、あるいは世界やアジアで活躍する人材として生きていくためには、知識、技能、技術やコミュニケーション能力を身に付け、精神的にも経済的にも自立していかなくてはなりません。

そのため北九州市では、学校や地域における様々な教育活動を通して、子どもの自主性を大切にしながら、自ら考え、自ら行動する機会を確保し、子どものやり遂げる力、自立する力を培う教育を目指します。

### 【 思いやりの心を持ち、行動できる子ども 】

北九州市では、人権を尊重することが市民一人一人の日常生活の中に文化として定着するように、「人権文化のまちづくり」を進めています。

あわせて、家族・家庭を大切にするとともに、身近な地域において互いの信頼の絆を育て、地域の歴史や伝統を大切にしながら、あらゆる市民が互いの文化を認め合う多文化共生のまちづくりを進めることとしています。

子どもが将来、地域コミュニティの担い手として活躍するためには、家族や友人、社会とのつながりを大切にし、性別や障害の有無といった違いを認め、尊重する思いやりの心をもって、自分なりの行動を起こすことができるようになることが必要です。

そのため北九州市では、子どもが家族や友人、地域社会の人々とのかかわりの中で、協力し、支え合い、共生することの大切さを感じられる機会をできるだけ多く確保し、子どもの思いやりの心をはぐくむ教育を目指します。

## 2. 計画の基本的な考え方

### (1) 計画策定のねらい

第2章の教育に関する現状と課題で見たとおり、現在の北九州市の子どもは、心の育ち、学力、体力それぞれの側面で課題を抱えています。

そして、これらの背景には、子どもの学ぶ意欲、活動する意欲といった「意欲」の面での課題があります。

さらに、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という子どもの心身の健康に不可欠な基本的な生活習慣や、学習習慣、読書習慣など自立して社会で生きていくために身に付けることが必要な生活習慣が定着していないという課題があります。

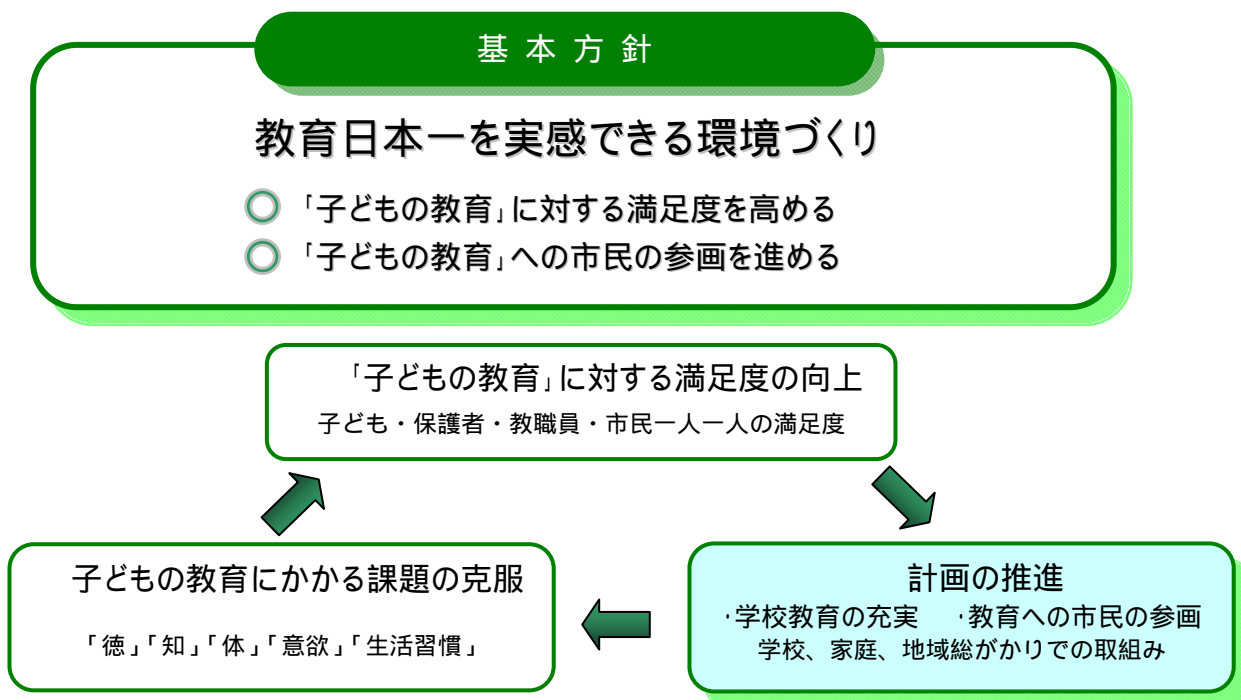
すなわち、現在の子どもの教育における課題は、学校生活の中だけで対応できる課題だけではなく、子どもの生活全般にかかわっているといえます。

北九州市では、心の育ち、学力、体力などの課題に対応して、学校が子どもへの指導力を発揮するために学校教育を充実するとともに、子どもの「意欲」や「学習習慣等の生活習慣」の課題に対して、学校、家庭、地域が総がかりで取り組むことを目指してこの計画を策定します。

### (2) 基本方針

北九州市教育の目標の実現のためには、子どもが北九州市で教育を受けてよかったと実感できることはもちろん、保護者や教職員といった教育にかかわる大人が教育に対して高い満足感をもちながら、多くの市民が子どもの教育に参画する環境、すなわち「教育日本一を実感できる環境」を実現することが重要です。

そのため、北九州市では「教育日本一を実感できる環境づくり」を基本方針として、「子どもの教育」に対する満足度を高め、市民の参画を進めていきます。



## 【「子どもの教育」に対する満足度を高める】

子どもの教育は、単に学力や体力だけではなく多様な側面をもっています。

平成19年度市民意識調査でも、「子どもの教育にとってどのようなことが大切か」という設問に対して、「心の教育」、「基本的な生活習慣の習得」、「いじめや不登校問題の解決」、「基礎学力の定着」など幅広い項目に期待があることがうかがえるなど、教育に対する市民の思いは様々です。

北九州市では、子どもの教育に対する市民の様々な思いも踏まえながら、教育を充実させるための各種施策を進めていきます。

その際、子どもの意見や感覚、体験、また、子ども一人一人の個性や目標に対する努力を大切にしながら、取組みの成果が実を結ぶまで長期的に見守ることで、子ども自身が自分たちの育ちを実感すること、その育ちを支える大人も満足することが大切です。また、それは多くの市民の参画と連携に基づいた教育を実現し、持続的なものとするためにも不可欠な要素となります。

そのため、北九州市では、数値による他との比較優位よりも、以下のように、子どもはもとより、教育にかかわる市民一人一人の満足度を高めることを重視し、各種施策を総合的に推進して教育の振興を図ります。

|     |   |
|-----|---|
| 子ども | ・学校が楽しい、北九州市で教育を受けてよかったと実感できる<br>・家族や先生が自分のよいところを認めてくれていると実感できる |
| 保護者 | ・心の豊かさ、学力、体力などから子どもの成長が目に見える<br>・学校との信頼関係が培われている                |
| 教職員 | ・子どもの人間性の成長、学力・体力の向上が実感できる<br>・子どもと向き合う時間が増える                   |

## 【「子どもの教育」への市民の参画を進める】

子どもの教育は、家庭での教育をはじめ、PTA活動、スクールヘルパー制度等を通じた個人のボランティア、子ども会やまちづくり協議会による地域行事、NPOや企業による社会・地域貢献活動など個人、団体を問わず、様々な活動によって成り立っています。

この計画策定のねらいの一つは、子どもの「意欲」、「生活習慣」の課題に対して、学校、家庭、地域が総がかりで取り組むことであり、教育への市民参画なくして、子どもたちの抱える課題は克服できません。

「子どもの教育」への市民の参画を得ることは、教育環境をより豊かにすることに通じ、現在の子どもの抱える課題の改善につながります。そして、子どもの成長を共有することで、市民一人一人の教育に対する満足度の向上にもつながると考えます。

そのため北九州市では、市民一人一人の主体的な参画を重視して施策を推進していきます。

### 3. 子どもの未来をひらく教育を支える力

「子どもの未来をひらく教育」を押し進めていくためには、学校、家庭、地域という3つの主体それぞれがもつ教育力を発揮し、連携していくことが必要です。

そのため、子どもの教育を支える3つの主体の役割と連携のあり方について、基本的な考え方をまとめました。

北九州市では、学校、家庭、地域それぞれが役割を果たしながら、連携して子どもの教育に参画できるよう、北九州市全体の教育力を高めていくための施策を総合的に推進していきます。

#### (1) 学校の教育力

##### 学校の役割

- 学校は、人と人のかかわりの中で知識、技能、技術を教え、心身の育ちを促す場所です。
- 子ども一人一人の成長を促す教育を行い、家庭や地域に開かれ、支えられた運営を実現していきます。

学校は、人と人のかかわりの中で子どもに自立した社会人となるために必要な知識、技能、技術を教え、心身の育ちを促す場所です。

そして、すべての子どもが、学校に行くのが楽しい、充実していると感じられる場所であることが求められます。

そのために、学校長は教育に関する識見や学校経営能力を高めつつ、教職員一人一人の能力、学校全体の組織力を最大限に発揮できる体制を実現することが重要です。また、家庭や地域から信頼され、協力を得るために、学校の使命や経営方針を積極的に発信する一方で、学校全体で、保護者や地域の要望を真摯に受け止めることが必要です。

教職員は、日々の授業、教育活動の中で、子ども一人一人の可能性を大切にしながら、発達段階に応じた体系的な教育を実践し、豊かな学習機会の提供と子どもの意欲の向上を図りながら、その実践の結果を評価、検証し、課題に応じた改善策を講じていくことが必要です。

さらに、学校全体で、家庭・保護者や地域人材との連携を考慮した体制づくりなど、より一層開かれた学校運営を実現するとともに、家庭教育の重要性などについての情報提供などに取り組むことも大切です。

北九州市では、以上のように学校教育を子ども一人一人の成長を促す効果的なものとするために、学校の力が最大限に発揮できる教育条件の整備を進めていきます。



## (2) 家庭の教育力

### 家庭に期待する役割

- 家庭は、愛情の中で子どもの人への信頼感をはぐくむ基盤となる場所です。
- すべての教育の出発点として、家庭が子どもの心の育ちと成長を支え、学校や地域の教育活動に参加できるよう、社会全体で家庭を支える環境づくりを進めます。

家庭は、衣食住など生活の基盤であるだけでなく、家族の愛情の中で、子どもの人への信頼感や自尊感情などをはぐくむ、精神的成長の基盤となる場所です。

乳幼児期から青少年期を通じた親密な家族間の絆の中で、大人たちから愛されて自分は必要な存在なのだという自尊感情を子どもの心にはぐくむことは、家庭の大きな役割といえます。

また、基本的な生活習慣や自制心、人に対する敬愛の念を養うことは、家庭での生活と密接にかかわっており、家庭はすべての教育の出発点であるということがいえます。

「子どもの未来をひらく教育」を実現するためには、乳幼児期からの子どもとのかわりや望ましい生活習慣づくりをはじめ、学校や地域における教育活動への参加など、家庭・保護者が主体的に子どもの教育にかかわることが必要不可欠です。

北九州市では、子育て、親育ちの指針となる「北九州市子どもを育てる10か条」を策定し、家庭・保護者とともに子どもの教育を進める取組みを進めてきました。今後も、保育所、幼稚園、学校をはじめ、様々な場面で、家庭での教育についての情報提供や支援を行い、また、家庭において保護者が子どもと向き合う時間や精神的な余裕をもち、教育にかかわることができるように、子育て支援施策との連携や企業等に対する仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進の働きかけなどを行います。

### (3) 地域の教育力

#### 地域に期待する役割

- 地域は、子どもの社会性をはぐくむ場所です。
- 北九州市のもつ人の力、まちの力を子どもの教育につなげ、学校や家庭を支えつつ、豊かな活動が展開される環境をつくります。

子どもは、家庭や学校以外での経験、人とのつながりの中で多様な人間関係や社会性を学び、よりたくましく育っていくものです。

北九州市には、市民センターやまちづくり協議会など校区を単位とした生活型コミュニティから、NPO やボランティア団体などのテーマ型コミュニティ、企業や大学といった社会型コミュニティまで、様々な形での「地域」が存在しており、それぞれの活動を活かしながら、北九州市の教育活動全体をより豊かなものにしていくことが大切です。

例えば、子ども会やまちづくり協議会などでは、身近な存在として子どもに異学年・異年齢交流や体験活動の場を提供し、スクールヘルパー制度などにより学校の教育活動を支える取組みをさらに発展、充実させていくことが期待されます。

また、NPO やボランティア団体などが、文化、芸術活動など学校や家庭では得られない経験を子どもに提供すること、企業や大学などが、その人材やノウハウを活かし、仕事や学問の魅力を子どもに伝えることもできると考えられます。

北九州市では、市全体の教育力が向上するよう、教育における地域との連携を強める取組みを進めていきます。

#### (4) 学校、家庭、地域が連携する力

##### 連携のあり方

- 学校、家庭、地域が、子どもを育てる共同体として、相互に理解し、受入れ、補い合う環境づくりを進めます。

「子どもの未来をひらく教育」の実現には、学校や家庭、地域がそれぞれの役割を果たしつつ、真に連携して子どもの教育に取り組むことが必要です。

そのためには、すべての大人が、他の責任探しに終始せず、それぞれの立場で自分には何ができるのかを考え、できることに積極的に取り組むことが大切です。また、子どもを育てる共同体として、それぞれが抱える今日的な課題を相互に理解した上で、足りない部分を補い合うために知恵を出し、協力していくことが求められます。先に述べたように、現在の教育における課題は、学校生活の中だけで対応できる課題ではなく、意欲や生活習慣など子どもの生活全般にかかわる課題であるといえます。

一方で、共働き世帯の増加などにより、保護者が子どもと向き合う時間や精神的な余裕をもちにくくなっていることや、地域の間関係も希薄化していることなど、従前と比べて家庭や地域の教育力が低下していると言われていました。

このような状況で、子どもが学び、成長するための基盤をしっかりとしたものとするためには、学校も子どもの生活習慣づくり等に対応し、家庭や地域への働きかけを強めるといった取組みをしなければならない段階に来ているともいえます。

しかし、このことは学校が家庭や地域の役割の肩代わりをするということではなく、むしろ、教育における課題は家庭や地域での生活と密接不可分であるという共通認識のもとで、家庭や地域とともに子どもを育てる教育（共育）のきっかけづくりを行うことであるといえます。

そのため、北九州市では、子どもの教育に学校、家庭、地域が共同で取り組む具体的な運動を進めるとともに、開かれた学校運営により家庭・保護者や地域の教育に対する願いや要望を受け止める一方で、家庭・保護者や地域が、各学校の運営方針に対する理解のもとで、教育活動に積極的に参画できる環境づくりを進めていきます。

## 第4章. 子どもの未来をひらく教育の取組みの柱

### 1. 施策の方向性 ～4つの基本的な柱・10の施策～

第2章で見てきたとおり、現在の子どもの教育における課題は、学校生活の中だけで対応できる課題だけではなく、子どもの生活全般にかかわっているといます。一方で、子どもの教育を担う学校、家庭、地域がそれぞれに今日的な課題を抱えている現状もあります。

この計画では、子どもの心の育ち、学力、体力などの課題に対応して、学校教育を充実するとともに、子どもの「意欲」や「学習習慣等の生活習慣」の課題に対して、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、総がかりで取り組むことを目指しています。

そのためには、子どもがかかわる様々な場面で教育活動を一層充実させ、それを推進するための支援や仕組みづくりなどを通して、学校、家庭、地域それぞれの教育力を高めていかなければなりません。

- この計画では、学校、家庭、地域の教育力を高めるという考え方のもと、
- 思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ（主として学校における教育内容）
- 学校・教職員の力を高める（学校の教育条件・教育環境）
- 家庭の教育力を高める
- 地域の教育力を高める

という4つの基本的な取組みの柱を主体別に設定し、この4つの柱に沿って、それぞれの教育力を高めるために必要な10の施策と施策ごとの目標を設定しています。

今後、北九州市においては、各施策を総合的に推進することで、教育日本一を実感できる環境づくりを推進し、思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくんでいきます。

| 基本的な柱                      | 施策                      |
|----------------------------|-------------------------|
| 思いやりの心をもつ、<br>自立した子どもをはぐくむ | 1 心の育ちの推進               |
|                            | 2 確かな学力の向上              |
|                            | 3 健やかな体の育成              |
|                            | 4 子どもの意欲を高め、特性を伸ばす教育の推進 |
|                            | 5 特別支援教育の充実             |
| 学校・教職員の力を高め<br>る           | 6 信頼される学校・園経営の推進        |
|                            | 7 教育環境の整備               |
| 家庭の教育力を高める                 | 8 家庭における教育・生活習慣づくりの充実   |
| 地域の教育力を高める                 | 9 地域と連携した学校運営の実現        |
|                            | 10 地域における教育活動の充実        |

基本的な柱



思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ

子どもが夢や希望をもって、思いやりの心や、自立のための力を自らのものにしていくためには、学校、家庭、地域における生活のあらゆる場面で、子どもの意欲を高める、効果的な教育活動が必要です。

特に、学校における授業をはじめとした様々な教育活動を充実させていくことには、子どもや保護者だけではなく、市民の高い期待があります。

これまで学校教育においては、「一時間一時間の授業の中に、教育のすべてがある」という認識のもとで、各学校が創意工夫しながら授業や教育活動を進めてきました。北九州市では、市民の期待が高い「心の育ちの推進」をはじめ、全国学力・学習状況調査などでの課題を踏まえた、測定できる学力だけにとどまらない「確かな学力の向上」、知育、徳育の基盤となる「健やかな体の育成」を進めます。

また、北九州市にある施設や人材などを活かしながら、環境教育など実社会とのつながりを感じることができる教科横断的な教育活動を推進します。

さらに、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育を推進していきます。

## 施策1 心の育ちの推進

### 現状・課題

規範意識や自尊感情に関する調査では、小学校では全国平均を若干下回り、中学校では全国平均と同程度の状況です。また、自尊感情が、学年の進行とともに低下する傾向にあります。

子どもの教育に関する市民の要望では、心の教育（道徳教育や体験活動など）への期待が高い状況です。

教員が感じる子どもの変化に関する調査から、小学校、中学校ともに「がまん強さ」、「先生や大人を尊敬する気持ち」などが低下したと教員が感じている傾向がうかがえます。

いじめ等の問題行動が発生しています。

### 施策の方向性と目標

教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図り、児童生徒の規範意識を向上させ、道徳的实践力をはぐくみます。

人権教育、体験活動など教育活動全体を通じて、児童生徒のよいところを認め、自尊感情を高めます。

生徒指導の充実などにより、いじめ等問題行動について「発生を許さない」という強い認識に立ち未然防止に取り組む一方で、「どの子ども、どの学校にも起こりうるもの」として、子どもの心のサインを見逃さず、的確な実態把握ときめ細かな対応を行います。

| 指 標                               | 現 状                    | H25 年度目標値            | 考 え 方                        |
|-----------------------------------|------------------------|----------------------|------------------------------|
| この学校が好きだと回答した児童生徒の割合              | 小3 84.9%<br>中1 64.9%   | 小3 90.0%<br>中1 70.0% | 子どもの満足度を測る参考指標<br>現状値：H19 実績 |
| 担任の先生はよいところを認めてくれると回答した児童生徒の割合    | 小3 86.6%<br>中1 74.9%   | 小3 92.0%<br>中1 80.0% | 子どもの満足度を測る参考指標<br>現状値：H19 実績 |
| あいさつの取組みを学校評価に取り入れその改善に努めている学校の割合 | 小学校 41.2%<br>中学校 31.7% | 小学校 100%<br>中学校 100% | 「あいさつ」にかかる取組みの充実             |
| 道徳に関する保護者・地域への授業公開の実施率            | 小学校 90.0%<br>中学校 90.5% | 小学校 100%<br>中学校 100% | 道徳教育の充実<br>郷土資料の作成と活用        |
| 学校のきまりを守っていると回答した児童生徒の割合          | 小6 82.3%<br>中3 85.4%   | 小6 90.0%<br>中3 90.0% | 児童生徒の規範意識・自尊感情の向上            |

| 指 標                                   | 現 状                   | H25 年度目標値 | 考 え 方                      |
|---------------------------------------|-----------------------|-----------|----------------------------|
| 青少年ボランティアステーションにおけるボランティア体験活動者数（延べ人数） | 1,952 人               | 3,000 人   | ボランティア活動をはじめとした青少年の体験活動の充実 |
| いじめ実態調査件数                             | 小学校 45 件<br>中学校 105 件 | 120 件     | 問題行動の減少                    |
| 暴力行為発生件数                              | 766 件                 | 610 件     | 問題行動の減少                    |

現状値は原則として H20 実績

### 施策の主な取組み

#### (1) 道徳教育・体験活動の充実

- ・保育所、幼稚園から道徳的实践力をはぐくむための体験活動を実施します。小・中学校では、それぞれの特色を活かして、道徳主任（道徳教育推進教師）を中心に、学級・学年の児童生徒が優れた芸術や伝統文化、異年齢・地域交流など、価値ある体験や活動に共に取り組むことを重視した道徳教育を推進します。
- ・また、豊かな情操を養うための演劇、音楽、美術などの鑑賞の取組みを進め、豊かな体験を通じた心に響く道徳教育を推進します。
- ・学校、家庭、地域の共通理解と連携のもとで、コミュニケーションの基本となる「あいさつ運動」を進めます。

#### (2) 人権教育の推進

- ・人権の意義・内容について理解を深め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を身に付け、それが様々な場面で行動に現れるよう、興味・関心を生かす学習教材を活用し、教育活動全体を通じた人権教育を進めます。

#### (3) 規範意識の醸成

- ・道徳の時間を中心に、子どもの発達段階に応じた法やきまりの意義の理解を深める指導を行います。また、問題行動の未然防止や早期の解決に向け、教育相談活動や児童生徒理解に基づいた生徒指導、警察等関係機関と連携した非行防止学習などを行います。

## 施策2 確かな学力の向上

### 現状・課題

進学を目的とした学習意欲は、学年の進行とともに高くなる一方で、「勉強をして、新しいことを知りたいと思う」という内発的な学習意欲は、学年が進むとともに低くなっています。

平成20年度全国学力・学習状況調査の結果では、小6・中3いずれの学年・教科とも全国平均正答率を下回っている状況です。

学習習慣については、学校外の学習時間が特に少ない児童生徒の割合が全国と比べて高く、普段、全く学習しない児童生徒が全国の約2倍となっています。

学校外で読書を全くしない児童生徒が全国と比べて多い状況です。

### 施策の方向性と目標

児童生徒の学習意欲を高める授業を実施します。

マイスター教員や授業改善ハンドブックの活用など、学習意欲を高める授業づくりを支援します。

基礎的・基本的な知識・技能の定着とともに、それらを活用する力を高め、総合的な学力の向上を図ります。

宿題（課題）を出すことや、学級通信などによる家庭への啓発などの取組みを通じて、家庭での学習習慣の定着を図ります。

学校における10分間読書の実施や家庭への働きかけにより、言葉の力の向上につながる読書習慣の定着を図ります。

| 指標                           | 現状                   | H25年度目標値             | 考え方                   |
|------------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 学校で好きな授業があると答えた児童生徒の割合       | 小6 91.4%<br>中3 75.5% | 小6 96.0%<br>中3 81.0% | 学習意欲の高まり              |
| 勉強をして新しいことを知りたいと思う児童生徒の割合    | 小3 82.7%<br>中1 56.7% | 小3 93.0%<br>中1 66.0% | 学習意欲の高まり<br>現状値：H19実績 |
| 授業以外（月～金）の学習時間が1時間以上の児童生徒の割合 | 小6 42.3%<br>中3 55.9% | 小6 57.0%<br>中3 66.0% | 学習習慣の定着               |
| 平日（月～金）に家庭で全く読書をしない児童生徒の割合   | 小6 24.4%<br>中3 48.0% | 小6 20.0%<br>中3 37.0% | 読書習慣の定着               |
| 全国学力・学習状況調査結果平均正答率全国比の経年比較   | 対全国平均<br>95.0%       | 対全国平均 100%           | 測定できる学力の向上（活用含む）      |
| 観点別到達度学力検査結果                 | 対全国平均<br>98.9%       | 対全国平均 100%           | 測定できる学力の向上（基礎・基本）     |

現状値は原則としてH20実績



## 施策の主な取組み

### (1) 学力の向上

- ・全学年・全教科等の教育課程編成資料「北九州スタンダードカリキュラム」の作成やマイスター教員の活用を通して、全学校で子どもの学ぶ意欲を高めるための「わかる授業」づくりを推進します。
- ・本市独自の教材である音読暗唱ブック「ひまわり」の改訂や「北九州音読暗唱教育賞（仮称）」の創設により活用の一層の充実を図るとともに、地域の行事における発表などを通して、音読暗唱を中心とした「言葉の力」の基盤づくりに取り組みます。
- ・「活用する力を高める問題集（仮称）」を作成し、小学校高学年・中学校を中心に課題である「活用する力」の育成に取り組みます。
- ・小中一貫・連携教育を推進し、連続性のあるカリキュラムや小学校高学年の専科指導などにより、小学校から中学校に進む段階でのつまづきを防止します。
- ・教員のわかりやすい授業づくりを支援するため、教育センターにおける「土曜講座」や「木曜ミニ教室」など、マイスター教員などがもつ優れた指導技術や授業づくりのポイントを学ぶ講座を充実させます。
- ・これらの取組みを総合的に推進し、基礎・基本の定着を徹底するとともに、知識を活用する力を高めます。

### (2) 家庭と連携した学習習慣等の定着

- ・学習習慣等の定着を支援するため、各学校が作成する学校・学級通信や、小学校1年生を対象とした「新1年生学校生活ガイド「なかよし」(仮称)」の作成・活用などを通して、家庭における学習習慣等の重要性についての啓発を充実させていきます。
- ・学校図書館職員の配置やボランティア（ブックヘルパー）等の活用による学校図書館の常時開館や開館時間の延長、レファレンス機能や蔵書の充実など、活用しやすく快適な読書環境の整備を行います。
- ・また、学校での10分間読書を一層推進するとともに、「学校貸出図書セット」の充実など、市立図書館による学校の読書活動の支援や、調べ学習など「言葉の力」を高める授業に対応した学校図書館の学習・情報機能のさらなる充実を図ります。
- ・家庭での読書習慣の定着を図るため、お勧め本リストの紹介、読み聞かせ講座の実施、「ノーテレビ・ノーゲームデー」、「家読（うちどく）」の推進など、家庭における読書活動を促す取組みを進めます。

### 施策3 健やかな体の育成

#### 現状・課題

全国体力・運動能力調査の結果、多くの項目で全国平均を下回っています。  
 子どもの運動実施頻度が全国と比較すると少ない状況です。  
 体育・保健体育科の授業以外で体力の向上にかかる取組みをしている学校が、全国と比較すると少ない状況です。  
 食事について、朝食の欠食があり、特に中学生は欠食の割合が高い状況です。

#### 施策の方向性と目標

体育科・保健体育科の授業改善や授業以外での学校全体での取組みを充実させ、運動習慣の定着、体力の向上を図ります。  
 家庭や地域にも働きかけ、学校以外での運動習慣定着を図ります。  
 子どもの発達段階に応じた食育指導の充実を図り、子どもの食に関する知識、食を選択する力、食に関して自立できる力を培います。

| 指標                             | 現状   | H25 年度目標値                | 考え方                             |
|--------------------------------|--|--------------------------|---------------------------------|
| 体育の授業以外で継続的な取組みをしている学校の割合      | 小学校 37.7%<br>中学校 14.3%   | 小学校 100%<br>中学校 100%     | 学校での取組みの充実                      |
| 全国体力・運動能力の実技結果全国平均値以上の項目の割合    | 小5<br>男子 8項目中3項目<br>女子 8項目中0項目<br>中2<br>男子 9項目中1項目<br>女子 9項目中0項目<br>(4/34項目 11.7%) | 全国平均と同等以上の項目数の割合<br>100% | 体力の向上                           |
| 食に関する体験的活動を食育実施計画に位置付けている学校の割合 | 小学校 93.8%<br>中学校 88.9%   | 小学校 100%<br>中学校 100%     | 食育指導の充実<br>現状値:H21 食育実施計画値      |
| 朝食を「ほぼ毎日」食べる児童生徒の割合            | 小学生 92.9%<br>中学生 83.6%   | 小学生 100%<br>中学生 100%     | 食に関して自立できる力の定着<br>現状値：中学生はH19実績 |

現状値は原則としてH20実績

## 施策の主な取組み

### (1) 体力の向上

- ・小学校高学年における専科指導などにより「身体を動かすこと」の重要性を重視した体育科・保健体育科の授業改善を進めるとともに、各学校が策定する「体力アッププラン」のもとで、教育活動全体を通じた、継続的な体力向上策を進めます。
- ・また、体育系の部活動を適切に推進するとともに、平成24年度からの新学習指導要領全面実施により中学校において必修化される武道の授業を効果的に推進するための環境を整えます。

### (2) 家庭や地域と連携した運動習慣等の定着

- ・子ども一人一人の日常の運動や自分の体力への関心・意欲を喚起し、楽しく運動に取り組む習慣づくりを進めるため、本市独自の「北九州市キッズダンス」の普及などの取組みを進めます。
- ・登山や自然体験など歩くことを通じた体力づくり、地域と連携した遊びの体験等、身体を動かす機会を増やす取組みを推進します。

### (3) 食育の推進

- ・食に関する体験的活動により、幼稚園、小・中・特別支援学校における食育を積極的に推進します。
- ・「食に関する指導実践事例集」、「学校における食育推進の手引(仮称)」の作成や教職員への研修、栄養教諭の活用など食育の指導体制を充実させます。
- ・中学校完全給食を実施するとともに、給食を「生きた教材」として活用した食育指導を充実させます。(中学校完全給食を平成21年度から段階的に実施)
- ・朝食の欠食をなくすため、食育に関する情報発信や「弁当の日」の推進などにより保護者の理解促進を図ります。
- ・食育を通じた児童生徒の肥満・痩身対策としてガイドライン(案)の作成やモデル事業を実施します。

## 施策4 子どもの意欲を高め、特性を伸ばす教育の推進

### 現状・課題

内発的な学習意欲の面では、学年が進むとともに低くなる傾向が見られますが、「将来の夢や目標をもっている」という小学生の割合が全国平均を上回るなど、多くの子どもが将来には前向きな姿勢をもっている状況です。

小学校入学時に、着席できない、教師の話が聞けないといった児童が見られる状況です。

### 施策の方向性と目標

北九州市にある財産、人材などの社会資源を活用しながら、環境教育やキャリア教育など実社会とのつながりを感じ取ることができる教育活動を推進し、子どもの意欲を高めます。

部活動を適切に推進し、生徒の個性や能力を伸ばします。

幼児教育を充実させ、幼児期と児童期との円滑な接続を図ります。

| 指標                            | 現状                   | H25年度目標値             | 考え方                   |
|-------------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| CO2削減に向けたリサイクル等の環境活動の実施校数     | 191校・園               | 全小・中・特別支援学校・園        | 体験的な学習の推進（環境）         |
| 職場体験実施校数（中学校）                 | 60校                  | 全中学校                 | 体験的な学習の推進（キャリア教育）     |
| 部活動の開設部数                      | 730                  | 730<br>（開設数の維持）      | 部活動の推進                |
| 勉強をして新しいことを知りたいと思う児童生徒の割合（再掲） | 小3 82.7%<br>中1 56.7% | 小3 93.0%<br>中1 66.0% | 学習意欲の高まり<br>現状値：H19実績 |
| 幼稚園における学校評価（自己評価）の実施園数        | 50園                  | 全園                   | 幼児教育の充実               |
| 保幼小連携事業を実施する保育所、幼稚園、小学校の割合    | 83.1%                | 95.0%                | 幼児教育の充実               |

現状値は原則としてH20実績

## 施策の主な取組み

### (1) 北九州市の特性を活かした教育の推進

- ・環境モデル都市である北九州市の特性を活かして、本市独自の環境教育プログラムを作成し、総合的な学習の時間の中で環境体験活動を取り入れた「環境体験科」(仮称)などの環境学習を展開します。また、CO2削減に向けた3R運動などの取組み等により、環境行動の実践につながる環境教育を推進します。
- ・子どもの意欲を高めるため、北九州市の社会資源や企業や地域の人材を活用しながら、キャリア教育や環境教育、国際理解教育など、学んだことと実社会とのつながりを感じ、知識・技能を活用することの楽しさを感じ取ることができる教育活動を進めます。
- ・生徒の個性や能力を伸ばし、精神力、体力の向上を図るために、多くの生徒が参加し、楽しめる部活動の実現を目指して、部活動指導を、外部講師などの協力も得ながら、学校の教育目標に沿って適切に推進します。
- ・私立学校における教育の振興や国際交流推進等を図るため、私立学校の教育環境の整備や特色ある教育活動等に対して助成を行います。

### (2) 幼児教育の充実

- ・基本的生活習慣、豊かな人間性の基盤を培うために、幼児教育環境の整備や幼稚園における子育て支援機能を強化するとともに、保幼小連携事業を推進し、幼児教育を充実させます。

## 施策5 特別支援教育の充実

### 現状・課題

就学相談等の相談申込者数が毎年増加傾向にあるように、保護者や児童生徒等からの特別支援教育への期待が高まっています。

LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）なども含めた障害のある子どもたちに一貫した教育的支援を行うため、個別の教育支援計画等の作成と活用が必要になっています。

特別支援教育の場の整備や、保育所、幼稚園、小・中学校等への相談支援体制の整備を行うとともに、教職員の専門性の向上が求められています。

### 施策の方向性と目標

特別支援教育相談センターの相談機能の充実や、特別支援学校のセンター的機能の整備を図ります。

特別支援教育の場を整備するとともに、特別支援教育支援員など特別支援教育を推進する多様な人材を確保します。

特別支援教育コーディネーターを含め、教職員の専門性を高める研修等を行います。一人一人の教育的ニーズに応える個別の教育支援計画等を作成し、適切な指導や必要な支援を行います。

| 指標                                   | 現状   | H25年度目標値  | 考え方   |
|--------------------------------------|--|---|---|
| <b>（仮称）特別支援相談室の設置校数</b>              | 特別支援学校<br>0校                                       | 特別支援学校<br>3校  | 相談機能の充実                                     |
| <b>特別支援学級・通級指導教室の整備状況</b>            | 特別支援学級<br>設置校数<br>73校<br><br>通級指導教室設置<br>の区数<br>5区 | 特別支援学級<br>設置校数<br>120校<br><br>通級指導教室設置<br>の区数<br>全区 | 特別支援教育を行う<br>場の整備                           |
| <b>特別支援教育コーディネーター養成研修（中級・上級）終了者数</b> | （中級）121人<br>（上級）実施無し                               | （中級）220人<br>（上級）50人                                 | 教職員の専門性の向上                                  |
| <b>個別の教育支援計画を作成した幼稚園、小・中学校等の割合</b>   | 42.4%  | 70.0%   | 障害のある幼児児童<br>生徒一人一人への適<br>切な指導や必要な支<br>援の実現 |

現状値は原則としてH20実績

## 施策の主な取組み

### (1) 特別支援教育を推進する体制の充実

- ・特別支援教育相談センターと9校の市立特別支援学校の相談支援機能を活かし、すべての幼稚園、小・中学校等において特別支援教育を推進します。
- ・特別支援教育相談センターでは、教育相談・巡回相談・就学相談を行い、特に入学する児童については、就学前の保育所・幼稚園等から指導や支援の継続を図る取組みを進めます。
- ・特別支援学校では、専門的な知識や技能を生かした特別支援教育のセンター的機能の充実を図り、保育所・幼稚園や小・中学校等への支援を進めます。
- ・児童生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援学級設置校数を73校から120校に増やし、通級指導教室を全区に設置することを目標として、特別支援教育の場を充実させます。特別支援学校については、相談支援体制も含めた総合的な整備の検討を進めます。
- ・市費嘱託講師やスクールヘルパーなどを特別支援教育支援員として小・中学校等に配置し、障害のある子どもたちに対して学習指導や生活介助等を行います。さらに、医療関係者等の専門家を特別支援学校等に派遣し、教員や保護者への支援や相談を行います。また、企業関係者等を特別支援学校に派遣し、生徒や教員への指導や支援を行います。
- ・新しい時代に対応した公立幼稚園のあり方として、障害のある子どもに対する幼児期の教育を充実させます。

### (2) 教職員の専門性向上と保護者・市民への理解啓発

- ・すべての市立幼稚園、小・中学校等の特別支援教育コーディネーターを対象に、実践的な研修を行います。また、演習や臨床を含む、専門性の高い特別支援教育コーディネーター養成研修等を行います。
- ・あわせて、特別支援学級等の教員を対象に、発達障害のある子どもへの指導の実践的な研修（ソーシャルスキルトレーニング事業）を、大学と連携して行います。
- ・障害の有無にかかわらず、すべての人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成を目指します。そのために、保護者や市民への理解啓発資料の配布や講座等の開催、ホームページの内容充実など、特別支援教育に関する情報を提供していきます。さらに障害のある子どもたちと障害のない子どもたちが共に活動すること等を通して、特別支援教育や障害のある子どもたちについての理解を広げていきます。



子どもの心の育ち、学力、体力などの課題への対応、学校教育の充実に対する市民の高い期待に応えるためには、学校全体の組織力、教職員の資質を高め、信頼される学校・園経営を実現していく必要があります。

少人数・習熟度別指導や小学校における専科指導など教育効果を高める指導の充実、不登校・いじめといった様々な課題に対応する体制整備を進めるとともに、個々の学校・園では解決が困難な苦情処理などの事案について学校・園を支援していきます。

これまでの学校教育で培われた学校・園経営の手法、学習指導・生徒指導の技術、各種研究成果などを活かしつつ、新学習指導要領の実施など学校教育をめぐる情勢変化や子どもの現状に適切に対応するため、授業時数確保のための方策や、保育所や幼稚園から小学校、中学校まで学校種を超えた連携のあり方を検討します。

子どもが一日の大半を過ごす生活の場である学校施設については、耐震化などにより安全性を確保するとともに、情報教育などに対応した環境整備を進めます。

## 施策6 信頼される学校・園経営の推進

### 現状・課題

文部科学省の調査では、教員の1日当たりの時間外勤務は平均約2時間となっており、授業準備、成績処理、部活動などで教職員が負担感を抱えています。

一方で、子どもの心の育ち、学力の向上などの様々な面から学校教育の充実が求められています。また、不登校やいじめ、保護者対応など学校・園が抱える課題も複雑化しています。

よりよい授業づくりなどに関する、教職員の資質向上が必要となっています。

教職員の健康保持が必要となっています。

中学校進学に伴い学習や生活の変化になじめない生徒が生じており、対応が求められています。

新学習指導要領において授業時数が増加することへの対応など、個々の学校では対応できない課題が生じています。



## 施策の方向性と目標

適切な教職員配置により教職員が子どもと向き合う時間を確保し、学力向上、不登校やいじめなどの子どもの現状、教育情勢の変化に適確に対応します。

生徒指導や教育相談活動を通じて不登校、いじめ問題の未然防止、解消を目指す一方で、いじめを見逃さず、不登校を進路等の生き方にかかわる重大な問題としてとらえて、的確に実態を把握し、早期対応、きめ細かな対応を行います。

個々の学校・園や教職員では対応が困難な事案への対応を支援します。

研修の質的な向上を図りつつ積極的な参加を促し、教職員の資質向上を図ります。教職員の健康保持のための対策を進めます。

小・中学校間の連続性のあるカリキュラムや連携した教育活動、教職員相互の連携など、教育効果を高める取組みや制度改正を進めます。

| 指標                            | 現状                     | H25 年度目標値              | 考え方                          |
|-------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------------|
| 先生たちは子どもをよく指導してくれると回答した保護者の割合 | 小3 88.8%<br>中1 74.3%   | 小3 94.0%<br>中1 79.0%   | 保護者の満足度を測る参考指標<br>現状値：H19 実績 |
| 教師になってよかったと回答した教員の割合          | 小学校 91.8%<br>中学校 91.3% | 小学校 94.0%<br>中学校 94.0% | 教員の満足度を測る参考指標<br>現状値：H19 実績  |
| 学校支援のための教員（市費講師等）の配置状況        | 145 人                  | 200 人                  | 適切な教職員配置による学校教育の充実           |
| スクールソーシャルワーカー配置状況             | 2 人                    | 8 人                    | 適切な教職員配置による学校教育の充実           |
| 不登校児童生徒数                      | 834 人                  | 750 人                  | 適切な教職員配置による学校教育の充実           |
| いじめ実態調査件数【再掲】                 | 小学校 45 件<br>中学校 105 件  | 120 件                  | 適切な教職員配置による学校教育の充実           |
| 教職員研修参加者数<br>教職員自主講座参加者数      | 13,744 人<br>769 人      | 14,000 人<br>900 人      | 教職員の資質の向上                    |

現状値は原則として H20 実績

## 施策の主な取組み

### (1) 教職員が子どもと向き合う時間の確保

- ・「小1プロブレム」や「中1ギャップ」といった課題に対応し、教職員が一人一人の子どもに向き合う時間を確保するため、小学校1・2年生及び中学校1年生について35人以下学級編制を引き続き実施します。

- ・市単費の講師などの人員を適切に配置し、少人数指導や不登校対策など各学校が現状や課題に応じて柔軟に活用できる環境づくりを進め、学校・教職員を支援します。
- ・教職員の授業準備、教材研究などの時間の確保のため、成績処理の ICT 化などにより事務負担を軽減する取組みを進めます。

#### (2) 不登校・いじめへのきめ細かな対応

- ・不登校やいじめなどの問題に対して、家庭訪問や関係機関との連携など、学校が中心的な役割を果たしていくことが求められており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など、不登校・いじめにきめ細かに対応する体制整備を通じて、早期発見、早期解決に取り組んでいきます。

#### (3) 教職員の資質の向上・健康保持の対策

- ・基本的な研修から社会の変化に応じた専門研修まで、研修内容・方法を見直しながら、教職員一人一人の得意分野を伸ばす研修を充実させます。また、学校・園に整備される ICT 環境に対応して、それらの活用を促進するための研修を拡充するとともに、教職員が受講しやすい新たな研修スタイルの導入を図ります。
- ・本市の教員全体の指導力向上を図るため、高い指導力のある教員を「マイスター教員」として認定し、他の教員への指導に積極的に活用するなど、教職員の授業力、指導技術の向上を支援するとともに、その趣旨等について広く周知を図ります。また、教育センターの機能を充実させ、教職員への情報提供などを行います。
- ・また、教員採用・管理職試験の改善により優秀な教職員、管理職を確保するとともに、メンタルヘルスケア対策などを進め、教職員一人一人がその能力を発揮できる環境を整えていきます。

#### (4) 学校・園の組織力の向上・制度の見直し

- ・義務教育の9年間で連続性のある教育を進める小中一貫・連携教育の推進や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの充実により、不登校の減少と中1ギャップ解消のための取組みを進めます。
- ・保育所・幼稚園・小学校が連携を図り、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を推進します。
- ・授業時数や指導内容が増加する新学習指導要領（小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から全面実施）に適切に対応していくため、長期休業期間を短縮するなど、教育効果をあげるための制度改正を検討します。
- ・家庭や地域に開かれた学校・園運営を実現するため、学校評価の実施などを通じて学校・園運営の検証とその結果を公表します。
- ・各学校・園の実情や地域の特性を踏まえ、運営方針に沿った特色ある教育の実践を奨励するため、各学校・園の提案による先駆的な取組みに重点的に予算を配分する「未来をひらく学校づくり支援事業」を実施します。

## 施策7 教育環境の整備

### 現状・課題

学校施設の耐震化率が全国を下回っている状況であり、経過年数が長い老朽校舎なども存在することから計画的な施設整備が必要です。

経過年数が長く、老朽化した青少年施設が存在するため、施設・設備などの計画的な整備が必要です。

高度情報化社会の発展に伴い、それらに対応できるよう、教育の情報化、学校 ICT 環境の整備が必要です。

### 施策の方向性と目標

学校施設の計画的な耐震化、長寿命化、老朽校舎の改築などにより安全で安心な学校施設を整備するとともに、充実した教育活動が展開できるよう教育環境の改善を行います。

安全で魅力的な体験学習ができるよう、青少年施設、設備の計画的な整備、充実を進めます。

学校 ICT 環境整備の充実を図ります。情報機器の計画的な整備・更新、ネットワーク環境の整備管理を進めます。

| 指標                                    | 現状   | H25 年度目標値     | 考え方           |
|---------------------------------------|------|---------------|---------------|
| 耐震化の優先度が高い学校の耐震診断実施校数                 | 14 校 | 90 校<br>(H22) | 安全で安心な学校施設の整備 |
| 耐震化の優先度が高い学校のうち Is 値 0.3 未満の棟の耐震工事実施率 |      | 100%<br>(H24) | 安全で安心な学校施設の整備 |

現状値は原則として H20 実績

### 施策の主な取組み

#### (1) 子どもの意欲を高める安全で快適な教育環境の整備

- ・地震に強く安全な教育環境整備のために、まず耐震化の優先度の高い学校施設 90 校について、平成 22 年度までに耐震診断を完了し、診断の結果、大規模な地震により倒壊等の危険性の高い施設 (Is 値 0.3 未満の校舎や体育館等) については、平成 24 年秋を目途に耐震化を図ります。また、学校・園の大規模改修やトイレ改修等、充実した教育活動につながる快適な教育環境の整備を計画的に進めます。
- ・青少年の家や児童文化科学館などの青少年施設についても、施設、設備の計画的な改修、整備を進めます。
- ・また、小規模化した小・中学校については、教育効果の向上と教育環境の整備を図る目的で学校規模適正化に努めます。
- ・教育の情報化を推進するため、教育用コンピュータの計画的な更新を行うとともに、教師用パソコン及びグループウェアの整備、テレビ、電子黒板その他の情報機器のデジタル化などの促進に努めます。また、校内 LAN や高速インターネット化など、学校ネットワーク環境の整備、充実を図ります。



子どもが基本的な生活習慣、豊かな情操、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で家庭教育は重要な役割を担っています。「子どもの未来をひらく教育」を実現していくためには、家庭の教育力を高め、家庭・保護者が子どもの教育に積極的にかかわることが不可欠です。

子どもの現状を見ると、早寝・早起き、食生活など基本的な生活習慣をはじめ、学習・運動習慣、読書習慣といった望ましい生活習慣を定着させていくことが喫緊の課題となっています。

これらの生活習慣は、学校における授業、地域での教育活動をより効果的なものとするために非常に重要な要素であることから、家庭の教育力を高め、家庭における基本的な生活習慣の定着などを図るために、家庭教育支援の充実や学校や地域と連携した取り組みを進めるとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進の働きかけを行います。

## 施策8 家庭における教育・生活習慣づくりの充実

### 現状・課題

早寝・早起き等の基本的な生活習慣や学習習慣など、学力・体力の基盤となる生活習慣の面で課題が見られます。

基本的な生活習慣や学習習慣等の定着のためには、家庭における教育の役割は重要です。しかし、多くの保護者が子どもの教育など子育てに不安や負担を抱えている状況があり、情報提供や支援が必要です。

家庭教育に関心のある保護者とそうでない保護者の二極化傾向が見られます。

小学校入学前の早い段階からの家庭教育の啓発が必要となっています。

### 施策の方向性と目標

子育てサポーターなどの活動を通じて保護者の不安を軽減しながら、情報提供、啓発活動を行い、保護者が家庭教育について学ぶ機会を充実させます。

子どもの基本的な生活習慣定着への理解を促す取り組みを進めます。

| 指標                | 現状                   | H25年度目標値             | 考え方                          |
|-------------------|----------------------|----------------------|------------------------------|
| 授業参観に行く回答した保護者の割合 | 小3 92.1%<br>中1 79.8% | 小3 95.0%<br>中1 85.0% | 保護者の参画状況を測る参考指標<br>現状値:H19実績 |
| 家庭教育学級参加者数        | 37,386人              | 43,000人              | 家庭への情報提供・啓発の充実               |

| 指標                               | 現状                     | H25 年度目標値            | 考え方               |
|----------------------------------|------------------------|----------------------|-------------------|
| 朝食を「ほぼ毎日」食べる児童生徒の割合【再掲】          | 小学生 92.9%<br>中学生 83.6% | 小学生 100%<br>中学生 100% | 家庭と連携した基本的生活習慣の定着 |
| 午前7時より前に起床する児童生徒の割合              | 小6 60.1%<br>中3 44.7%   | 小6 75.0%<br>中3 66.0% | 家庭と連携した基本的生活習慣の定着 |
| 授業以外（月～金）の学習時間が1時間以上の児童生徒の割合【再掲】 | 小6 42.3%<br>中3 55.9%   | 小6 57.0%<br>中3 66.0% | 学習習慣の定着           |

現状値は原則としてH20実績

### 施策の主な取組み

#### (1) 家庭教育支援の充実

- ・すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上を目指し、家庭における子どもとの接し方や、子どもへの教育上の留意点などを学び合う、家庭教育学級の実施や、子育てネットワークの構築などを進めていきます。
- ・家庭における生活習慣づくりを支援するために、就学時期を前にした子どもをもつ保護者に対する学習機会や情報提供(保育所・幼稚園での家庭教育学級の拡充など)、小学校1年生を対象にした「新1年生学校生活ガイド「なかよし」(仮称)」の作成・活用などの取組みを進めます。
- ・保護者が子どもと向き合う時間や精神的な余裕をもち、学校での学習活動や学校行事など教育活動に参加できるように、子育て支援施策の充実や企業等に対する仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進の働きかけなどを行います。

#### (2) 家庭における基本的生活習慣等の定着を図る取組みの推進

- ・PTAなどと連携して、「北九州市子どもを育てる10か条」の普及を通じた家庭や地域での「あいさつ運動」、「早寝・早起き・朝ごはん運動」の推進など、子どもの基本的生活習慣等の改善につながる取組みを進めます。
- ・乳幼児期からの生活リズム定着を図るため、様々な機会を通じて基本的生活習慣の重要性や生活習慣定着のためのアイデアを周知するなど、情報提供や支援を行います。



第2章の「2. 教育にかかわる学校、家庭、地域の現状と課題」にもあるとおり、教育を支える学校、家庭、地域は、それぞれ今日的な課題を抱えています。このような状況の中で、子どもをはぐくむためには、子ども会やまちづくり協議会などをはじめ、企業や大学など北九州市がもつ地域の力を最大限に発揮し、地域の特性を活かした豊かで多様な教育活動を展開していくことが必要です。北九州市では、地域に開かれた運営により学校教育をより効果的なものとしていくための仕組みづくりや、地域の団体、人材が行う教育活動を支援していくとともに、市民一人一人が子どもの教育に参画し、それぞれが相互に連携していくための施策を進めていきます。

## 施策9 地域と連携した学校運営の実現

### 現状・課題

スクールヘルパーによる通学路の安全確保など校区の地域住民による協力は積極的に行われていますが、企業の人材や大学生による教育活動支援などの連携はまだ少ない状況です。

学校と地域の連携にあたっては、学校の情報を積極的に発信することが必要です。

### 施策の方向性と目標

学校の情報を積極的に発信するとともに、大学や企業との連携など地域が学校を支援するための仕組みをつくることにより、スクールヘルパー活動などのさらなる充実を図り、地域の学校教育への参画を促します。

| 指標               | 現状       | H25 年度目標値 | 考え方                          |
|------------------|----------|-----------|------------------------------|
| スクールヘルパー延べ活動人数   | 94,644 人 | 115,000 人 | 市民の参画状況を測る参考指標<br>学校と地域の連携状況 |
| 提携大学からの学生ボランティア数 | 12 人     | 70 人      | 学校と大学の連携状況                   |

現状値は原則として H20 実績

### 施策の主な取組み

#### (1) 学校の情報発信と連携促進

- ・「信頼される開かれた学校」として地域や家庭からの理解と支援を得るために、保護者や市民が自由に学校・園を見学できる「学校開放週間」の実施などの取組みを進めます。
- ・校内巡視活動や登下校時の見守り活動などの安全対策、授業の準備、特別支援教育や読書活動の支援など、スクールヘルパー延べ活動人数年間 115,000 人を目標に、スクールヘルパー制度を活用した学校支援をより一層充実させます。
- ・モデル的に実施している「学校支援地域本部」での新たな学校支援の形や、北九州市立大学など大学との連携により学校を支える仕組みを充実させていきます。

## 施策10 地域における教育活動の充実

### 現状・課題

地域における異学年交流や体験活動などの場が減少しています。

地域の教育活動を担う人材が不足しています。

携帯電話などのメディア接触により、児童生徒がトラブルに巻き込まれるケースも発生しており、生活面にも影響が見られます。

また、携帯電話の利用などについて、子どもや保護者が危険性や注意すべき点を学ぶ機会を設けることなどへの期待が高い状況です。

### 施策の方向性と目標

活動団体への支援など地域の教育活動の充実を図ります。

地域や団体活動に多くの市民が参画できる仕組みづくりを通じて、地域の教育活動の充実を図ります。

携帯電話の利用にかかわる課題などに対して、関係機関が連携し、地域社会全体で対応します。

| 指標                           | 現状                   | H25年度目標値             | 考え方          |
|------------------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 市民センターでの子ども交流事業や体験活動事業への参加者数 | 57,572人              | 62,000人              | 地域による教育活動の成果 |
| 地域の行事に参加するという児童生徒の割合         | 小6 43.6%<br>中3 25.1% | 小6 60.0%<br>中3 40.0% | 地域による教育活動の成果 |
| 少年補導委員の活動回数                  | 3,543回               | 3,930回               | 地域での見守り活動の状況 |

現状値は原則としてH20実績

### 施策の主な取組み

#### (1) 団体・活動の支援

- ・地域における異学年交流や体験活動の機会を確保するため、市民センターに1週間程度寝泊りしながら通学し、異年齢の子どもとの共同生活などを体験する「生活体験通学合宿」や、市民センターで子どもと地域の大人がふれあい交流する「地域・子ども交流事業」、地域ぐるみで子どもを見守る「あいさつ運動」など、地域における教育活動を支援します。
- ・小学校区単位で整備している放課後児童クラブの活動を充実させ、スポーツや地域との交流など体験活動の機会を確保します。
- ・また、子ども会・スポーツ少年団をはじめとした青少年団体や自治会・町内会などによる地域で子どもをはぐくむ活動を支え、地域の教育力の柱となる団体の活性化に向けた支援を行います。

(2) 子どもの教育への市民の参画を促す取組みの推進

- ・豊富な知識・経験をもち地域社会に役立てたいと考えている市民の講師やボランティアを登録する「人材バンク」システムを構築するなど、地域人材の新たなネットワークづくりのための取組みを進めていきます。

(3) 社会全体で子どもを見守る体制の構築

- ・携帯電話等によるトラブルなどに関する保護者や子どもの意識を高めるため、携帯電話関係業界、家庭、学校、警察など、関係団体とも連携した懇談会を実施するなど、啓発や情報交換を行います。
- ・また、非行等の問題を抱える子どもの立ち直りを支援するため、社会参加ボランティアを実施する等、社会全体で子どもを見守る体制づくりを進めます。



## 2. 計画推進の考え方 ～学校、家庭、地域を挙げた重点取組み～

この計画では、4つの基本的な柱に沿って10の施策と施策ごとの目標を設定しています。

今後、北九州市では、各施策を総合的に推進することで、教育日本一を実感できる環境づくりを推進し、思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくんでいきます。

一方で、この計画に掲げた各施策の取組みは多岐にわたっていることから、教育に対する「満足度」を高め、「参画」を進めるという基本方針について、市民全体の共通理解を図り、共有していくためには、具体的で、わかりやすい、市民の合言葉となるような取組みが必要であると考えています。

そのため、北九州市ではこの計画の推進にあたって、学校、家庭、地域が総がかりで施策横断的に取り組む具体的な項目として、子どもの基本的生活習慣の定着につながる「あいさつ」、「読書」、「元気」をキーワードとした取組みと、教育への市民参画を進める取組みの「スクールヘルパー」を重点取組みとして掲げました。

### 学校、家庭、地域を挙げた重点取組み

#### 〈 基本的生活習慣の定着につながる取組み 〉

- あいさつできる子ども日本一
- 読書好きな子ども日本一
- しっかり食べて元気な子ども日本一

#### 〈 教育への市民参画を進める取組み 〉

- 子どもの教育を支えるスクールヘルパー日本一

### (1) 基本的生活習慣の定着につながる取組み

基本的生活習慣や学習習慣、読書習慣、運動習慣といった日常的な習慣は、子どもの心の育ち、学力、体力、意欲の向上のために極めて重要なものです。

基本的生活習慣には、早寝・早起き・朝ごはんといった「健康・安全に関する習慣」をはじめ、「時間厳守」、「整理整頓」、「礼儀作法」などの習慣が含まれます。

これらは、家庭におけるしつけや生活リズムの向上、学校における生活目標の設定やその指導を通じた道徳性の育成を中心とする習慣づくり、地域での体験活動など、子どもの生活全般を通して、日々の積み重ねにより形成していくものです。

「習慣は第二の天性なり」といわれます。子どもたちの将来にわたる財産ともなる望ましい生活習慣をつくることは、子どもの未来のために学校、家庭、地域が連携して取り組むべき重要な課題であるとも言えるでしょう。

北九州市では、子どもの基本的生活習慣の定着を図るため、学校、家庭、地域が総がかりで「あいさつ」、「読書」、「元気」をキーワードとした取組みを重点的に推進していきます。

## 【 あいさつできる子ども日本一 ～学校、家庭、地域を挙げたあいさつ運動の推進～ 】

あいさつは、コミュニケーション能力の基本です。あいさつができるようになることは、相手の存在を認め、相手とのかかわりを生み出すために必要不可欠な基本的な生活習慣です。

また、あいさつを通して大人が子どもに関心を持ち、成長を見守り続けることは、子どもの自尊感情を高めていくことにもつながります。

北九州市の子どもは日本一あいさつが素晴らしいと実感できるよう、学校、家庭、地域を挙げての「あいさつ運動」を推進し、家庭で、学校で、地域で、元気なあいさつの声が響くような地域づくりを進めます。

そのために、北九州市では、「北九州市子どもを育てる10か条」の普及促進活動をはじめ、就学を前にした子どもをもつ保護者に対する学習機会や情報提供の充実、小学校1年生を対象とした「新1年生学校生活ガイド「なかよし」(仮称)」の作成・活用などを通して、家庭とも連携した運動を展開します。

また、スクールヘルパーによる見守り活動時の子どもへの声かけや、地域における清掃活動等での地域住民との交流など、地域と連携した運動を展開します。

## 【 読書好きな子ども日本一 ～子どもの読書活動の推進～ 】

学校では、学力向上のためにすべての教科等の学習で「言葉の力」を高める指導を充実しています。読書は、「言葉の力」を高めます。そして、子どもが読書の楽しさ、すばらしさを体験し、読書の習慣を身に付けることは、人生をより深く生きる力を身に付けることにつながります。

北九州市の子どもは日本一読書好きだと実感できるよう、学校、家庭、地域をあげて子どもの読書活動を推進し、日常的に読書に親しみ、本に手を伸ばす子どもを育てます。

そのために、北九州市では、学校図書館職員の配置やボランティア(ブックヘルパー)等の活用による学校図書館の常時開館や開館時間の延長、レファレンス機能(利用者の疑問や質問に対応する機能)や蔵書の充実など、活用しやすく快適な読書環境の整備を行います。

また、学校での10分間読書を一層推進するとともに、「学校貸出図書セット」の充実など、市立図書館による学校の読書活動の支援や、調べ学習など「言葉の力」を高める授業に対応した学校図書館の学習・情報機能のさらなる充実を図ります。本市独自の教材である音読暗唱ブック「ひまわり」の活用の一層の充実を図るとともに、地域の行事における発表などを通して市民へもはたらきかけ、地域を巻き込んで音読暗唱に取り組むことで、読書へ誘い、「言葉の力」の基盤づくりを推進します。

家庭での読書活動推進のため、お勧め本リストの紹介、読み聞かせ講座の実施、「家読(うちどく)」の推進など、家庭における読書習慣の定着を図ります。

## 【 しっかり食べて元気な子ども日本一 ~健康な体づくり~ 】

子どもが心身ともに健康で、元気に、意欲をもって活動するためには「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」といった生活習慣の定着が不可欠です。

そのためには、子どもが身体を動かし、運動する環境をつくることや、健全な食習慣の定着のための「食育」への理解や実践が重要です。

「食育」は、健康な体づくりの基本であるだけでなく、家族の団らんなどを通して子どもとのコミュニケーションの機会を増やし、子どもの心に食に対する感謝の念をはぐくむなど、知育・徳育・体育の基礎となるものです。

北九州市の子どもは日本一元気だと実感できるように、学校、家庭、地域を挙げて、子どもが身体を動かす機会を増やすとともに、「食育」を進めていきます。

そのために、北九州市では、学校における継続的な体力向上策や、「身体を動かすこと」の重要性を重視した体育・保健体育科の授業を推進し、地域と連携して遊びの体験等、子どもが身体を動かす機会を増やす取組みを進めます。

また、小・中学校等において、給食を食育の「生きた教材」として活用し、地域とも連携して食に関する体験的活動の充実など食育を推進します。また、早寝・早起き・朝ごはん運動の推進、給食の保護者試食会や「弁当の日」の実施など、学校と家庭が連携した食育も推進します。

### (2) 教育への市民参画を進める取組み

北九州市基本構想・基本計画では、市民が一体となれる「シンボル」事業として、「スクールヘルパー日本一のまち」を掲げています。

また、現在の教育における課題は、意欲や生活習慣など子どもの生活全般にかかわっており、学校や家庭、地域がそれぞれの役割を果たしつつ、真に連携して子どもの教育に取り組むことが不可欠であることから、本計画の基本方針では、「子どもの教育への市民の参画を進める」ことを方針の一つとして位置付けています。

そのため、教育への市民参画を進める取組みとして、「スクールヘルパー」を重点項目の一つとして掲げました。

## 【 子どもの教育を支えるスクールヘルパー日本一 ~市民参画の促進~ 】

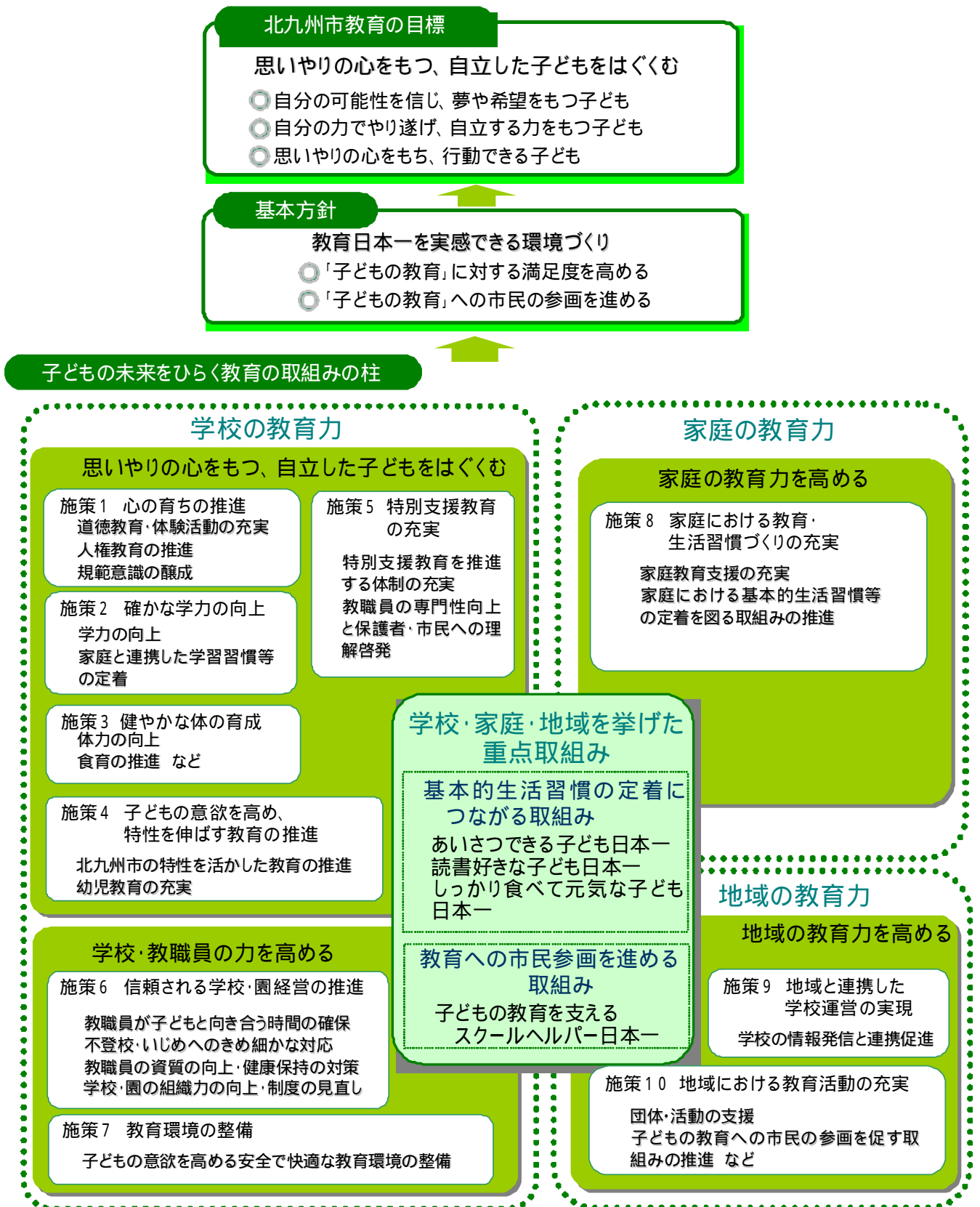
スクールヘルパー制度は、市民全体で子どもの教育を支える、本市が誇る教育ボランティア制度です。

市民一人一人が子どもの教育に関心をもち、教育活動を充実させるために、スクールヘルパー制度を軸として、子どもの教育への市民参画を進めます。

そのために、北九州市では登下校時の見守り活動などの安全対策、授業の準備などに加え、学校の読書活動やモデル的に実施している「学校支援地域本部」での新たな学校支援の形などにより、スクールヘルパーの活動領域を拡大し、スクールヘルパー延べ活動人数年間115,000人を目標として制度を充実させます。

また、父親の教育参加など幅広い市民の参画を促すため、ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事をもつ保護者の教育活動への参画に対する企業の理解を促進します。

### 3. 子どもの未来をひらく教育の全体像



## 第5章 各施策の内容

### 1. 施策推進の考え方

第5章では、「子どもの未来をひらく教育」を実現するための基本的な4つの取組みの柱と10の施策に沿って、施策と事務事業の体系を整理しています。

この計画の計画期間は、平成21年度から25年度までの5年間ですが、本市の財政が地方交付税などの大幅な削減や公債費などの増大によって、非常に厳しい状況に直面している中で、計画の目標を達成していくためには、新たな取組みを進める一方で既存の施策や事務事業の見直しも行い、効率的、効果的に施策を推進していく必要があります。

そのため、この施策体系に掲載されている各事業の計画、実施など施策推進にあたっては、毎年度実施する施策の点検、評価や、年度ごとの予算編成過程において、事業内容の精査、見直しなどを行っていくこととします。

また、この計画は子育て支援など子どもの教育に密接に関連する分野も対象に含んでいることから、各事業の計画、実施にあたっては関係局等と相互に連携を図りながら効果的に施策を推進していくこととします。

## 2. 施策と主な事務事業

| 基本的な柱                         | 施策                      | 小項目  |
|-------------------------------|-------------------------|--|
| <b>思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ</b> | 1 心の育ちの推進               | 道徳教育・体験活動の充実<br>人権教育の推進<br>規範意識の醸成   |
|                               | 2 確かな学力の向上              | 学力の向上<br>家庭と連携した学習習慣等の定着   |
|                               | 3 健やかな体の育成              | 体力の向上<br>家庭や地域と連携した運動習慣等の定着<br>食育の推進   |
|                               | 4 子どもの意欲を高め、特性を伸ばす教育の推進 | 北九州市の特性を活かした教育の推進<br>幼児教育の充実   |
|                               | 5 特別支援教育の充実             | 特別支援教育を推進する体制の充実<br>教職員の専門性向上と保護者・市民への理解啓発                                       |
| <b>学校・教職員の力を高める</b>           | 6 信頼される学校・園経営の推進        | 教職員が子どもと向き合う時間の確保<br>不登校・いじめへのきめ細かな対応<br>教職員の資質の向上・健康保持の対策<br>学校・園の組織力の向上・制度の見直し |
|                               | 7 教育環境の整備               | 子どもの意欲を高める安全で快適な教育環境の整備  |
| <b>家庭の教育力を高める</b>             | 8 家庭における教育・生活習慣づくりの充実   | 家庭教育支援の充実<br>家庭における基本的な生活習慣等の定着を図る取組みの推進   |
| <b>地域の教育力を高める</b>             | 9 地域と連携した学校運営の実現        | 学校の情報発信と連携促進   |
|                               | 10 地域における教育活動の充実        | 団体・活動の支援<br>子どもの教育への市民の参画を促す取組みの推進<br>社会全体で子どもを見守る体制の構築                          |

主な事務事業等における「幼稚園」、「小学校」など学校種の記載は、原則として「市立」の幼稚園、学校を指します。



## 施策1 心の育ちの推進

### 主な事務事業

#### (1) 道徳教育・体験活動の充実

##### No.001 心の教育推進事業【拡充】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>伝統文化や異年齢・地域交流など豊かな体験を通して、児童生徒が自己の生き方についての考えを深める道徳教育を推進するとともに、教育活動全般を通じて道徳性を養う取組みを進めます。</p> <p>また、豊かな情操を養うため、感受性の豊かな中学生に対して、芸術性の高い演劇・音楽・美術などの鑑賞の取組みを行います。</p> <p>郷土の先人の業績や、郷土の自然や歴史を盛り込んだ校歌・市歌などを通して郷土への愛着を深める取組みを進めます。</p> <p>豊かな心をはぐくむ体験活動推進事業（栽培活動、野外活動、製作活動など）<br/>                 伝統文化体験事業（地域の祭り、茶道、華道など）<br/>                 心に響く道徳推進事業（中学校区内連携推進、講演会など）<br/>                 中学生芸術鑑賞教室（舞台芸術、音楽、美術など）<br/>                 北九州道徳郷土資料の開発<br/>                 あいさつ運動の推進<br/>                 家庭や地域と連携した実践活動の推進（環境・美化活動、スポーツ・文化活動、など）</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21 年度～&gt; 推進指定校、対象校、募集校での取組み</p> <p>&lt;平成 22 年度～&gt; 北九州道徳郷土資料の開発</p>   |
| 担当課    | 教育委員会企画課、指導第一課、指導第二課  |

##### No.002 小規模校特別転入学制度<のびのびフレンドリースクール>

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>本市の郊外に位置し、自然環境に恵まれた小規模な小学校に通学することにより、自然を愛する心、他人を思いやる心などの豊かな人間性を培い、健康・体力の増進を図るとともに、自ら学び・考え・行動する確かな学力を身に付けさせることを目的として転入学を認めます。</p> <p>保護者の希望があり、かつ教育的な効果が期待できる場合に、通学状況や生活指導面などを十分に配慮した上で、指定学校変更許可の手続きを経て小規模特認校に限り転入学を認めます。（対象校：柄杓田小、合馬小、河内小）</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 継続実施  |
| 担当課    | 教育委員会企画課、指導第一課  |

### No.003 こども文化パスポート事業

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>地域の文化・歴史・自然に接することにより、豊かな心をはぐくむとともに、親子のふれあう機会を増やすことを目的として、夏休み期間中に、文化施設をはじめとする様々な施設に無料（一部割引）で入場できるパスポートを子どもに配布します。</p> <p>配布対象者<br/>北九州市、下関市、長門市、中間市、遠賀4町の小・中学校、特別支援学校の児童生徒、保育所・幼稚園などの幼児</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 継続実施  |
| 担当課    | 教育委員会企画課  |

### No.004 北九州市青少年ボランティア奨学金事業

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>様々なボランティア活動への青少年の参加促進と人材の育成・確保のため、優れた活動を行っている生徒・学生に対して、奨学金を給付します。</p> <p>支給対象者<br/>市内に1年以上居住または保護者が市内に1年以上居住する高校生・大学生などで、継続して社会貢献活動を行い、顕著な実績のある者</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 継続実施  |
| 担当課    | 子ども家庭局青少年課  |

### No.005 青少年ボランティアステーション推進事業

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>青少年の成長に欠かすことのできない様々な体験活動等を通じ、青少年が社会の構成員として規範意識や社会性、協調性等を身に付けることができるよう、青少年ボランティアステーションを拠点に、青少年のボランティア体験活動を支援、促進します。</p> <p>また、ひきこもりや非行などの問題を抱える少年の社会的自立を支援するため、社会参加ボランティアプログラムを実施します。</p> <p>青少年に関するボランティア活動についての情報収集・提供、相談・支援<br/>個人や団体、学校などとの交流促進によるネットワークの構築など</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> ボランティア体験活動メニューの充実   |
| 担当課    | 子ども家庭局青少年課  |



## No.006 野外教育等推進事業

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>青少年施設での自然体験活動や共同生活体験等を通して、青少年が自然を大切に作る心や協調性等の「生きる力」を身に付けることを目的に、登山やキャンプ、野外調理等の野外教育事業を実施します。</p> <p>野外教育等推進事業<br/>         ・自然に親しむ親と子のつどい・子どもチャレンジ・わんぱく大集合等<br/>         チャレンジ 100 キロ<br/>         ・市内の小・中学生約 100 名が、青少年施設に宿泊しながら、5日間をかけて、市内の主要な山の登山など約 100 キロの道のりを歩く</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 継続実施  |
| 担当課    | 子ども家庭局青少年課  |

## No.007 社会体験活動を通じた青少年健全育成のための新たな仕組みづくり 【拡充】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>青少年が地域において日常的・継続的に社会体験活動を行うことができる環境づくりをはじめ、放課後児童クラブの運営や地域の青少年活動等をサポートすることができる青年リーダーの養成などの新たな仕組みづくりにより、より多くの青少年に社会体験活動の機会を与えることで、健全育成を図ります。</p> |
| 今後の方向性 | <平成 22 年度～> 事業開始予定  |
| 担当課    | 子ども家庭局青少年課  |

## (2) 人権教育の推進

### No.008 人権教育推進事業(資料等を活用した人権教育の実践)

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>学校教育においては、生命の大切さを学び、自尊感情や他の人とよりよく生きようとする意識、集団生活での規範を尊重し、義務や責任を果たす態度など、「生きる力」をはぐくむ教育活動を推進します。</p> <p>人権教育は学校・園が行うすべての教育活動の基盤となるものであり、個々の人権を尊重し、子どもの実態や発達段階を踏まえ、学校・園の教育活動全体を通じて取り組みます。</p> <p>教職員が人権意識を見つめ直し、確かな人権感覚を身に付けるため「人権教育ハンドブック」「かけがえのない命を大切にするために」等の活用を図ります。子ども向けの学習教材として、「あそぼう」「いのち」「心のノート」「レッツ」「ひびき愛」「明日への伝言板」「人権週間入選作品集」等の活用を図ります。</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 継続実施、取組み状況の検証   |
| 担当課    | 教育委員会指導第一課、指導第二課、生涯学習課、子ども家庭局男女共同参画推進部  |

### (3) 規範意識の醸成

#### No.009 非行防止活動の推進

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>シンナー等薬物乱用等による少年の検挙補導人員は年々減少傾向にあります。不良行為少年の補導件数は高水準で推移しています。さらに、小・中学校等における暴力行為等の問題行動は増加傾向にあるため、警察等関係機関との連携により、児童生徒の規範意識を育成します。</p> <p>また、保護者や地域住民に対して非行に関する現状や対策等を周知するなど、未然防止や早期解決を図るための取組みを進めます。</p> <p>シンナー等薬物乱用防止教室の実施<br/>規範意識育成のための非行防止学習の実施（携帯電話等の利用、万引き、性非行等）<br/>北九州少年サポートセンターへの指導主事の派遣<br/>北九州市学校警察連絡協議会での補導活動<br/>出前講演等やリーフレットの配布等による啓発活動<br/>少年補導委員による補導活動<br/>ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止教室</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 継続実施<br>ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止教室を全小・中学校で実施   |
| 担当課    | 教育委員会指導第二課、子ども家庭局青少年課   |

#### No.010 少年サポートチーム推進事業

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>児童生徒の問題行動は多様化・深刻化が進み、学校や家庭だけでは解決困難な生徒指導上の問題が増加しているため、学校・教育委員会・警察などの関係機関による相互の行動連携を強化し、問題行動の未然防止や早期の解決を図ります。</p> <p>小・中学校等からの要請を受けて、問題行動を起こす児童生徒やその保護者、また、被害にあった児童生徒への少年サポートチームによる学校訪問及び家庭訪問などを通して支援を行います。</p> <p>非行防止教室や薬物乱用防止教室などの啓発活動の実施。</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 支援体制の継続、取組み状況の検証   |
| 担当課    | 教育委員会指導第二課   |

### No.011 少年支援室の拡充・運営【拡充】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>現在の5少年支援室を、対象とする少年の状態に応じた支援活動ができるよう充実を図り、その機能を強化します。</p> <p>3少年支援室（かなだ、わかその、くろさき）は、非行や不登校など、個別指導を必要とする少年に適切に対応できるよう設備の改善を図るとともに、カウンセリング、スポーツや自然体験等の活動を工夫し、学校復帰、社会復帰に向け支援。また、ひきこもり状態にある少年に対しては、早期に対応し、継続的に立ち直りを支援するための体制を検討</p> <p>2少年支援室（あいおい、あだち）は、心因性の不登校児童生徒を支援する適応指導教室として、その機能がわかるように名称を変更するとともに、教育委員会との連携を強化</p> <p>現在の少年支援室の配置、利用状況について検証し、増設を検討</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 継続実施  |
| 担当課    | 子ども家庭局子ども総合センター   |

### No.012 非行少年の立ち直り支援と体制強化【拡充】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>非行少年の立ち直りと自立を促進するため、子ども総合センターの体制を充実し、学校、警察、地域等と連携して非行少年及びその家庭への支援を積極的に行います。</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 継続実施   |
| 担当課    | 子ども家庭局子ども総合センター、教育委員会指導第二課   |

### No.013 (仮称)思春期保健連絡会の設置【新規】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にする健康教育を推進するため、医療・学校・地域・行政などの関係者による連絡会を開催し、現状の把握や課題の共有及び連携強化を図るとともに、思春期保健の対策等について協議します。協議の結果等を踏まえ、思春期の健康教育を効果的に実施します。</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成21年度&gt; 関係機関との調整</p> <p>&lt;平成22年度～&gt; 連絡会の設置</p>   |
| 担当課    | 子ども家庭局子育て支援課、青少年課、教育委員会指導第二課、保健福祉局保健衛生課  |

## 施策2 確かな学力の向上

### 主な事務事業

#### (1) 学力の向上

##### No.014 北九州スタンダードの推進【拡充】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>&lt; 教育課程の編成 &gt;<br/>         全国学力・学習状況調査での課題、新学習指導要領をふまえた北九州の学校教育スタンダード（指導の重点）北九州スタンダードカリキュラム（教育課程編成資料）を作成し、全校で活用します。</p> <p>観点別到達度学力検査や全国学力・学習状況調査の結果などを、教育課程の編成等に活用します。</p>  |
|        | <p>&lt; 学習教材の開発 &gt;<br/>         全国学力・学習状況調査での課題をふまえた音読暗唱ブック「ひまわり」活用する力を高める問題集（仮称）学びチャレンジ学習プログラムを作成、全校で活用し、基礎・基本の徹底、「言葉の力」・「活用する力」の向上を図ります。</p>  |
|        | <p>&lt; 授業づくりの支援 &gt;<br/>         北九州スタンダードカリキュラムや開発した学習教材に基づいた、授業づくりのアイデアを示した授業改善ハンドブックの作成・活用<br/>         マイスター教員の活用<br/>         北九州学力向上 OJT や校外研修の充実<br/>         学力アップを推進するための人材活用<br/>         などを通じて、「言葉の力」や「活用する力」を高める効果的な授業づくりを推進します。</p>   |
| 今後の方向性 | <p>&lt; 平成 21 年度 ~ &gt; ・学校教育スタンダード作成<br/>         ・音読暗唱ブックの取組み拡充、活用する力を高める問題集（仮称）の作成・活用、学びチャレンジ学習プログラムの取組み拡充<br/>         ・授業改善ハンドブックの作成・活用<br/>         ・マイスター教員の認定・活用</p> <p>&lt; 平成 21・22 年度 &gt; ・北九州学力向上 OJT や校外研修の見直し</p> <p>&lt; 平成 22 年度 &gt; ・北九州小学校スタンダードカリキュラム作成<br/>         ・「音読暗唱教育賞（仮称）」の創設</p> <p>&lt; 平成 23 年度 &gt; ・北九州中学校スタンダードカリキュラム作成</p> |
| 担当課    | 教育委員会教職員課、指導第一課、教育センター  |

#### No. 《再掲》

|      |                      |
|------|----------------------|
| 事業名称 | No.063 マイスター教員の認定と活用 |
|------|----------------------|

#### No. 《再掲》

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 事業名称 | No.071 小中一貫・連携教育の推進【新規】 |
|------|-------------------------|

## No. 015 音読暗唱推進事業【拡充】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>すべての小学校に音読暗唱ブック「ひまわり」を配布し、国語科の授業や朝の活動等を利用して、音読や暗唱など子どもの学力の基盤となる「言葉の力」を高めます。</p> <p>また、「中学生向け音読暗唱ブック」の作成・配布や、「音読暗唱教育賞（仮称）」を創設し、音読暗唱活動のさらなる推進を図ります。</p> <p>音読暗唱ブック「ひまわり」の活用ガイドを作成・配布。<br/>「音読暗唱教育賞（仮称）」を創設し、市内の学校における優れた取組を表彰・広報。<br/>音読暗唱ブック「ひまわり」の改訂や、「中学生向け音読暗唱ブック」の作成・配布。</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21 年度～&gt; 新 1 年生に音読暗唱ブック「ひまわり」を継続配布。<br/>&lt;平成 22 年度～&gt; 「音読暗唱教育賞（仮称）」の創設。「中学生向け音読暗唱ブック」の作成・配布。</p>   |
| 担当課    | 教育委員会指導第一課   |

## No.016 学校大好きオンリーワン事業

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>教科等教育における実践研究の推進と、専門性の高い指導力のある教師の育成を図るために、長期的な展望に立って本市小・中学校における教科等教育の研究拠点校づくりを推進します。また、これらの成果を全市に広め、教育の充実と教育水準の向上を図り、子どもがいきいきと学ぶ学校づくりを目指すための取組みを推進します。</p> <p>推進校において、本市の教科等教育をリードする専門性の高い実践研究を行います。</p> <p>研究拠点としての機能を充実させ、本市の教科等教育の核となる人材育成及び優れた実践や研究成果の蓄積を行います。</p> <p>推進校における優れた授業・研究成果等を随時公開し、全市的な研修の場として活用するとともに、市内各校における授業づくりに資するようにします。</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21 年度～&gt; 教科等教育の研究拠点校としての取組みの推進、授業公開等による研究成果の発信<br/>&lt;平成 23 年度～&gt; （研究拠点校として実践を継続）</p>   |
| 担当課    | 教育委員会指導第一課   |

(2) 家庭と連携した学習習慣等の定着

No.017 子どもの読書活動の推進【拡充】

|               |  |
|---------------|--|
| <p>事業内容</p>   | <p>すべての小・中学校において、「子ども読書の日」の取組みを充実させるとともに、子どもたちに読書の楽しさ・すばらしさを体験させ、読書の習慣を身に付けさせるため、「10分間読書」を推進します。</p> <p>また、家庭の教育力向上に向けた方策のひとつとして、「子どもの読書活動」を捉え、読み聞かせや読書の重要性についての理解の促進を図るとともに、子どもが自主的に読書を行うようになるための機会を提供することを目的とした取組みを推進します。</p> <p>さらに、平成20年度の「北九州市子ども読書活動推進計画」中間見直しを踏まえ、次期計画（H23～H27）を策定します。</p> <p>10分間読書の一層の推進、リーフレットの作成・配布<br/> 「子ども読書の日」啓発事業<br/> 学校図書館職員の配置やボランティア（ブックヘルパー）等の活用による常時開館・開館時間の延長等、学校図書館の充実<br/> 学校図書館図書整備<br/> 子どもの読書活動推進会議による見直し<br/> 「ノーテレビ・ノーゲームデー」の実施<br/> 家庭での読書活動（家読等）の推進 など</p> |
| <p>今後の方向性</p> | <p>&lt;平成21年度～&gt; 子どもの読書活動の推進、「北九州市子ども読書活動推進計画」の進捗状況の把握・検証<br/> &lt;平成22年度&gt; 「北九州市子ども読書活動推進計画」（H18～H22の5か年計画）の改訂</p>  |
| <p>担当課</p>    | <p>教育委員会学事課、指導第一課、生涯学習課、中央図書館</p>  |

No. 《再掲》

|             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| <p>事業名称</p> | <p>No.081 家庭・地域への啓発事業【拡充】</p> |
|-------------|-------------------------------|

### 施策3 健やかな体の育成

#### 主な事務事業

#### (1) 体力の向上

#### No.018 体力アップ推進事業

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>本市小・中学校における新体力テストの結果は、依然として多くの項目で全国平均を下回っている状況にあります。子どもの体力向上を図るため、各学校・園において、それぞれの実態に応じて体力づくりや日常生活習慣の改善に向けた取組みを推進します。</p> <p>すべての学校・園で、自校の実態に応じた「体力アッププラン」を策定し、計画的に学校における継続的な体力向上策に取り組みます。</p> <p>体育科・保健体育科主任研修会などを通じた教員の指導力向上、小学校における専科指導などを通じて、「身体を動かすこと」の重要性を重視した授業改善を進めます。</p> <p>新体力テスト及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の全校実施と活用の推進<br/>「北九州市体力向上支援委員会」の開催</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21 年度～&gt; キッズダンスの活用推進、「体力アッププラン」の充実にに向けた取組み</p> <p>&lt;平成 24 年度～&gt; 取組み状況の検証</p>  |
| 担当課    | 教育委員会指導第一課、指導第二課  |

#### No.019 武道教育の推進

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>すべての中学校において基本的な技能の習得だけでなく、武道における礼儀作法などの行動の仕方、相手を思いやる心の育成を図ることを目的に、保健体育科の授業や運動部活動での武道教育を推進するための取組みを行います。</p> <p>各区の保健体育科主任研修会、全員研修会などにおける指導講話を通して、中学校での武道教育の推進・啓発を図ります。(平成 24 年度から全面実施される新学習指導要領では中学校の保健体育科で武道が必修化されます。)<br/>部活動振興としても、柔道部、剣道部の活動推進を呼びかけます。</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21 年度～&gt; 武道の授業充実にに向けた取組み、部活動振興への取組み</p> <p>&lt;平成 24 年度～&gt; 取組み状況の検証</p>   |
| 担当課    | 教育委員会指導第一課  |

## (2) 家庭や地域と連携した運動習慣等の定着

### No.020 北九っ子パワーアップ大作戦事業【拡充】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>子どもの体力向上を図ることを目的に、学校体育以外においても、スポーツに親しむ機会・環境の整備に向けた取組みを推進します。</p> <p>日頃スポーツをする機会の少ない小学校低学年を対象にした「ジュニアスポーツ体験教室」の開催<br/>         トップアスリートと触れ合う機会を通じ、スポーツの魅力を伝える「ジュニアスポーツステップアップフェスタ」の開催<br/>         未就学児とその保護者を対象とした運動体験事業を試行実施し、未就学児への取組みの必要性を検討します。</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> ジュニアスポーツ体験教室、ジュニアスポーツステップアップフェスタ   |
| 担当課    | 企画文化局スポーツ振興課   |

## No. 《再掲》

|      |                  |
|------|------------------|
| 事業名称 | No.006 野外教育等推進事業 |
|------|------------------|

## (3) 食育の推進

### No.021 学校給食による食育の推進【新規】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>教科等で得た知識と給食で得た体験を相互に補完させることで、子どもの食に対する関心や意欲を高め、健全な食生活の実践に向けた意識付けを行います。</p> <p>また、給食の保護者試食会や家庭配布物等による家庭や地域への啓発、給食での地元産品の利用促進による地産地消に取り組みます。</p> <p>平成21年度からの中学校完全給食の段階的实施<br/>         給食に関する配布物の充実（献立表、食育だよりのほか、給食レシピ集作成）<br/>         保護者試食会の実施<br/>         給食での地元産品の利用促進<br/>         給食を「生きた教材」として活用した食育指導の充実（指導部と共同）</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成21年度～&gt; 11校で実施（うち4校はモデル実施校）</p> <p>&lt;平成22年度～&gt; 27校で実施（新規16校）</p>  |
| 担当課    | 教育委員会学校保健課   |

### No.022 栄養教諭の配置

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、家庭と連携しながら、学校においても「食に関する指導」を行うため、栄養教諭を配置します。</p> <p>本市の学校栄養職員のうち栄養教諭免許状所有者の中から特別選考試験合格者を栄養教諭として任用します。</p> <p>配置後は、学校における食育推進の中心となり、教科や特別活動における指導、食に関する指導の連携・調整・助言などを行います。</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 栄養教諭の配置充実  |
| 担当課    | 教育委員会教職員課  |



### No.023 学校における食育推進事業【拡充】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>学校における食育の指導体制や指導内容の充実を図り、子どもの発達段階に応じた体系的な食育を推進します。</p> <p>食に関する体験的活動や「弁当の日」の実施など、学校における食に関する指導内容の充実に向け、「食に関する指導実践事例集」を配布し、活用を図ります。食育のさらなる推進のために、新学習指導要領に対応した調査研究を行い、「学校における食育推進の手引（仮称）」を作成・配布し、校内研修等での活用を図ります。</p> <p>幼稚園、小・中・特別支援学校における食育の積極的な推進のために、平成 20 年度より校務分掌上に位置付けられた食育担当者をはじめとするすべての教職員を対象とした研修を教育センターで実施します。</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21 年度～&gt; 「食に関する指導実践事例集」の活用、食育サークルでの「学校における食育推進の手引（仮称）」の作成に向けた調査研究・食育研修</p> <p>&lt;平成 23 年度～&gt; 「学校における食育推進の手引（仮称）」の配布・活用</p>   |
| 担当課    | 教育委員会指導第一課、教育センター   |

### No.024 食育を通じた児童生徒の肥満・痩身対策事業【新規】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>食生活の欧米化やダイエットブームなどにより、児童生徒等における肥満・痩身傾向児の割合が上昇傾向にあり、肥満に伴う小児期における 2 型糖尿病や思春期やせ症の増加などにより、児童生徒等の肥満・痩身対策の必要性が高まっています。</p> <p>このような課題を踏まえ、食育を通じて食生活の改善などの基本的な生活習慣の習得に努めることにより、肥満・痩身傾向児の減少を図り、将来の成人期・老年期の健康確保につなげます。</p> <p>「食育を通じた児童生徒等の肥満・痩身対策ガイドライン」を作成し、幼稚園、小・中学校の児童生徒等における肥満・痩身対策の指針として効率的な指導を行います。また、児童生徒等及び保護者に対して、肥満・痩身に関する知識の習得や意識の向上を図ります。</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21 年度～&gt; 「食育を通じた児童生徒等の肥満・痩身対策モデル事業」実施（小・中学校各 1 校）</p> <p>&lt;平成 22 年度～&gt; 「食育を通じた児童生徒等の肥満・痩身対策事業」実施。平成 22 年度から段階的に実施し、平成 26 年度以降はすべての幼稚園、小・中学校で実施する。</p>  |
| 担当課    | 教育委員会学校保健課   |

## 施策4 子どもの意欲を高め、特性を伸ばす教育の推進

### 主な事務事業

#### (1) 北九州市の特性を活かした教育の推進

##### No.025 部活動振興事業

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>生徒が自分の個性を伸ばし、集中力・忍耐力などの育成や体力の向上に大きな役割を果たす部活動を推進するための取組みを行います。</p> <p>外部講師の活用を推進するとともに、資質向上のための研修の実施。<br/>         合同部活動の推進。<br/>         部活動指導者の指導力向上を図るための研修の実施。<br/>         部活動指導者の手引書として「部活動ハンドブック」の作成。</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21 年度～&gt; 「部活動ハンドブック」の作成、全国大会派遣補助の充実<br/>         &lt;平成 22 年度～&gt; 「部活動ハンドブック」の周知徹底</p>  |
| 担当課    | 教育委員会指導第二課   |

##### No.026 環境教育推進事業【拡充】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>環境モデル都市としての北九州市の独自性を活かし、体験的な学習を通して子どもたちの環境に対する認識を深めるとともに、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成を図ります。</p> <p>また、成果等を広く紹介し、学校のみならず、家庭や地域の人々の環境に対する関心や意識を高め、環境保全への実践的な活動が市民全体に広まることを目指します。</p> <p>小学校から中学校までの系統的な環境教育プログラムを作成し、小学校第4学年では、総合的な学習の時間の中で環境体験活動を取り入れた「環境体験科(仮称)」として実施<br/>         環境教育推進指定校による実践研究の実施<br/>         エコタウン、環境ミュージアムなどを活用した北九州エコツアー(希望校)の実施<br/>         CO2削減に向けた3R運動など「わが街わが校の環境作戦」の実施<br/>         小・中学校等の新設・改修時の太陽光発電設置及び設備を活用した日常的な環境学習の実施<br/>         環境モデル都市「グリーンフロンティア・子どもサミット」(仮称)の開催</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21 年度&gt; 環境教育プログラムの調査研究<br/>         &lt;平成 22 年度&gt; 環境教育プログラムの作成<br/>         &lt;平成 23 年度～&gt; 環境教育プログラムの実践開始</p>  |
| 担当課    | 教育委員会指導第一課、施設課   |

## No.027 英語教育の充実

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>小・中の連携を図り、人間尊重の精神やコミュニケーション能力など、異なる文化をもった人々と共に生きていくための資質や能力を育成する取組みを推進するとともに、英語によるコミュニケーションに対する意欲の向上を図ります。</p> <p>外国語指導助手（ALT）の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校第5学年、第6学年に配置します。中学校は全学年に配置します。</li> </ul> <p>小学校外国語活動指導者養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語指導助手（ALT）と小学校教員とのチームティーチングを円滑に進めるための研修を行い、教員の資質の向上を図ります。</li> </ul> <p>中学校英語科教員研修（中学校対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語指導助手（ALT）と中学校教員とのチームティーチングを円滑に進めるための研修を行い、教員の資質の向上を図ります。</li> </ul> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 教員研修の充実   |
| 担当課    | 教育委員会指導第一課、教育センター   |

## No.028 国際理解教育の推進

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>国際社会に貢献できる能力と実践的態度を育成するために、国際理解教育、国際交流の充実を図ります。</p> <p>また、帰国・外国人児童生徒教育を推進するために、受入体制の整備、適応指導・日本語指導の充実を図ります。</p> <p>北九州市帰国・外国人児童生徒教育推進協議会による受入体制づくり<br/>         帰国・外国人児童生徒に対する適応指導・日本語指導の推進<br/>         帰国・外国人児童生徒教育推進センター校会議の開催<br/>         国際理解教育講習会の開催<br/>         ふれあい国際交流教室の実施<br/>         三木国際理解教育振興金事業の実施</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成21年度～&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国・外国人児童生徒の受入体制の一層の整備と児童生徒の母語に対応した適応指導・日本語指導の充実</li> <li>・すべての小・中学校等を対象とした国際理解教育講習会の開催</li> <li>・北九州市帰国・外国人児童生徒教育推進協議会の事業の効率化</li> </ul>  |
| 担当課    | 教育委員会企画課、指導第一課   |

### No.029 情報教育の推進(パソコン新整備事業等)【拡充】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>「教育の情報化」をより一層推進するとともに、わかる授業を実践するために、パソコンやデジタルテレビ、電子黒板等効果的な ICT 機器を整備し、デジタルコンテンツ等を活用することにより、児童生徒に思考力、判断力、表現力など、高度情報化社会に必要な能力の育成を図ります。</p> <p>情報教育推進指定校による実践研究の実施<br/>電子黒板等情報視聴覚機器を利用した授業実践発表会<br/>学校ネットワーク保守・サポート業務<br/>ネットワーク版学校グループウェア整備<br/>学校コンピュータ借上及び保守契約<br/>高規格の地上デジタル対応テレビ及び電子黒板機能付デジタルテレビの整備</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21・22 年度&gt; 情報推進指定校による実践研究<br/>&lt;平成 21 年度～&gt; 学校ネットワーク、グループウェア、コンピュータ整備<br/>&lt;平成 23 年度～&gt; 情報教育プログラム(改訂版)を活用した授業実践</p>  |
| 担当課    | 教育委員会学事課、指導第一課   |

### No.030 発達段階に応じたキャリア教育の展開

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るためのキャリア教育を、小学校段階から発達の段階に応じて実施します。</p> <p>「ものづくり」に関する指導の推進<br/>総合的な学習の時間等を活用し、ものづくりにかかわる学習を推進します。<br/>キャリア教育講習会等の開催<br/>教員の資質の向上とキャリア教育を推進します。<br/>キャリア・アドバイザー活用事業<br/>自らが経験した職業、職種、仕事の内容について専門的な知識や技能、情報などをもっている「北九州マイスター」や「北九州技の達人」等を学校に招き、講話、実演、指導などを行ってもらうことで今後の人生や進路を考える契機を提供し、併せて望ましい勤労観・職業観の涵養を図ります。<br/>職場体験の充実<br/>職場体験を通して、実際的な知識や技術・技能に触れ、学ぶことの意義や働くことの意義を理解するとともに、生きることの尊さを実感させます。</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21 年度～&gt; 小・中合同のキャリア教育講習会、キャリア・アドバイザー活用事業、職場体験の充実、北九州イノベーションギャラリーとの連携</p>  |
| 担当課    | 教育委員会指導第一課  |

### No.031 ジュニアマイスター養成講座

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>子どもたちに科学体験やものづくりを通して、北九州市の産業を支えるメタルカラーが築き上げた「ものづくり」の精神を伝え、新しい時代を切り拓く科学技術の根幹となる「科学が好き、ものづくりが好き」な子どもたちの育成を図ります。</p> <p>小・中学生を対象に各種教室を開催します。また、一人でも多くの子どもたちが本物や最先端の科学にふれ、ものづくりや科学体験ができるように、北九州マイスターや企業、大学、小・中学校との連携強化を図ります。</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 継続実施  |
| 担当課    | 子ども家庭局児童文化科学館   |

### No.032 教育特区を活用して設立された学校との連携

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>子どもの優れた特性を伸ばす教育システムを確立するため、構造改革特区制度や民間活力を活用して設立された新しいスタイルの学校との連携・協力関係の構築を図り、魅力ある教育環境を創造します。</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 特区活用校との連携  |
| 担当課    | 教育委員会企画課   |

### No.033 わくわくアートミュージアム事業

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>子どもの感性を育成するため、「わくわくアートミュージアム」事業を実施します。</p> <p>美術ジュニアボランティアの育成<br/>子ども向けワークショップの実施<br/>美術館を活用した授業への支援（小学生美術鑑賞教室）<br/>市内の小・中学生児童生徒に対する「たんけんパスポート」の配布 など</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 継続実施   |
| 担当課    | 教育委員会美術館   |

#### No.034 博物館セカンドスクール事業

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>学校教育との連携を図り、博物館の人的・物的資産を活かした博物館教育を展開します。</p> <p>いのちのたび博物館を「第2の学校（セカンドスクール）」と位置付け、学校教育の支援事業<br/>博物館への誘致事業<br/>家庭教育の支援事業<br/>など、子どもたちへの教育普及活動を実施します。</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 継続実施  |
| 担当課    | 教育委員会自然史・歴史博物館  |

#### No.035 夏休み子ども文学館開催事業【拡充】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>文学館の利用を促進し、子どもの読書・創作活動の意欲を高め、豊かな感性をはぐくむため、夏休み期間を利用して子どもを対象とした企画展、イベント、作品募集などを開催します。</p> <p>夏休み企画展（期間中1回）<br/>イベント（期間中2回）<br/>「みずかみかずよ記念児童詩コンクール」（期間中1回・新しい取組み）<br/>「佐木館長と学ぼう！子どもペンクラブ」（期間中1回）</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成21年度～&gt; 企画展、イベント、ペンクラブ（継続実施）<br/>児童詩コンクール（実施に向け調整）</p> <p>&lt;平成22年度～&gt; 企画展、イベント、ペンクラブ（継続実施）<br/>児童詩コンクール（新たに実施）</p>  |
| 担当課    | 教育委員会文学館   |

#### No.036 北九州市子どもノンフィクション文学賞事業【新規】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>ノンフィクションを書く経験を通して子どもたちが人間や社会への関心を持ち、思考力を高めながら成長していくきっかけにします。</p> <p>対象：全国の小・中学生<br/>ジャンル：ノンフィクション<br/>枚数：小学生の部、中学生の部でそれぞれ枚数を設定</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成21年度～&gt; 認知度を高め、多数の応募者を募るとともに、質の高い文学賞に育てていく</p> <p>&lt;平成22年度～&gt; 継続実施</p>   |
| 担当課    | 企画文化局文化振興課  |

### No.037 北九州市立高校の充実

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | 「文武両道」を目標に、「優秀な教員の確保・育成」をはじめ、「優秀な生徒の確保・育成」、「カリキュラム・クラス編成の見直し」、「学校施設・設備の充実」などについて、さまざまな施策に取り組んでいきます。 |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 施設・設備の充実<br><平成 21～23 年度> 優秀な教職員の確保、研修システム整備<br><平成 24 年度～> クラス編成・カリキュラムの見直し            |
| 担当課    | 教育委員会指導企画課、指導第一課  |

### No.038 専門技術を身につけた職業人の育成

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | 中学・高校卒業生を対象に、被服や理容・美容技術の習得を図り、人間性豊かな専門技術と知識を身につけた職業人を育成します。<br><br>高等専修学校の運営<br>高等理容美容学校の運営 |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 意欲ある生徒の確保   |
| 担当課    | 教育委員会指導企画課、指導第一課  |

### No.039 優れた活動を行う生徒等に対する経済的支援

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | 将来の北九州市の文化・スポーツ振興の担い手となる人材を育成するために、修学資金の一部を給付します。<br><br>杉浦奨学金<br>芸術文化・学術・スポーツなどの各分野において、優れた成績を残し、活動を継続しようとする生徒等に対する奨学金の支給 |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 継続実施   |
| 担当課    | 教育委員会学事課   |

## No.040 私立学校における教育の振興等

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>私立学校における教育の振興や国際交流推進等を図るため、私立学校の教育環境の整備や特色ある教育活動等に対して助成を行います。</p> <p>私学助成<br/>         私立の小学校、中学校、高等学校が行う設備整備事業や特色ある教育活動等に対する助成<br/>         外国人学校助成<br/>         外国人学校が行う設備整備事業や国際交流促進等に係る教育文化活動に対する助成</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 継続実施   |
| 担当課    | 教育委員会企画課   |

## (2) 幼児教育の充実

### No.041 幼児教育の振興・子育て支援機能の充実

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>幼児教育の振興と子育て支援機能の強化を図るため、私立幼稚園に対して助成を行います。</p> <p>幼児教育の振興<br/>         幼稚園施設の設備や備品、教材などの購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備するとともに、教諭の指導力、資質の向上を図るため、公私幼稚園合同研修（新採研修等）の実施や研修参加等への補助を行います。</p> <p>地域における子育て支援機能の強化<br/>         未就園児の親子登園や育児サークル支援、園庭・園舎開放、預かり保育事業などの実施を支援するとともに、保育所・幼稚園合同研修（統合保育研修、カウンセリング研修など）を行い、子育て相談機能を高めめます。</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 継続実施  |
| 担当課    | 教育委員会企画課  |

### No.042 私立幼稚園就園奨励事業

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>保護者の経済的負担の軽減と公私幼稚園間の保護者負担の格差是正を図るため、私立幼稚園に通う園児の世帯に対して、所得に応じて保育料等への補助を行います。</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 継続実施  |
| 担当課    | 教育委員会企画課  |



#### No.043 新しい時代に対応した公立幼稚園における教育の推進

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>幼児教育の充実を図ることを目的として、全市的に取り組むべき課題解決に向けた検討を行います。</p> <p>特に、「小学校教育への円滑な接続を見通した発達の段階に応じた幼児教育の在り方」、「特別な支援を要する子どもたちに対する教育の在り方」等について重点的に取り組みます。</p> <p>また、公立幼稚園の適正配置も併せて検討します。</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 公立幼稚園の在り方を検討  |
| 担当課    | 教育委員会企画課、指導第一課  |

#### No.044 保育所、幼稚園、小学校の連携【拡充】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、子どもを健やかにはぐくむために保幼小間が連携し、保育所、幼稚園の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図ります。</p> <p>保幼小連携事業<br/>平成 20 年度に実践校区で作成した報告書を活用し、本市における保幼小の連携の質の向上と全市への拡大を図ります。</p> <p>幼児教育から小学校教育への情報伝達体制の整備<br/>幼児教育から小学校教育へと子どもの発達や学びの連続性を保障するために、教育に必要な情報伝達を行う仕組みとして、保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録を作成・活用します。</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 連携事業の量的拡大と質的向上  |
| 担当課    | 教育委員会企画課、指導第一課、子ども家庭局保育課  |

## 施策5 特別支援教育の充実

### 主な事務事業

#### (1) 特別支援教育を推進する体制の充実

##### No.045 特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備 【拡充】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>学校・園、特別支援教育相談センターでは、それぞれの機能を活かし、相談支援を行います。</p> <p>幼稚園、小・中学校等は、校内支援体制（特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置）を整備し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を行います。</p> <p>特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンターとして、市内を3地域（東部地域、中部地域、西部地域）に分け、関係機関と連携し、保育所・幼稚園、小・中学校等への支援を行います。</p> <p>特別支援教育相談センターは、市内の相談支援機能や関係機関との連携を統括し、より専門的な支援を行います。</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> すべての学校における特別支援教育の実現に向けた相談支援の実施  |
| 担当課    | 教育委員会特別支援教育課  |

##### No.046 特別支援教育相談センターにおける相談事業 【拡充】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>特別な支援の必要な幼児児童生徒や、その保護者、学校等への専門的な支援を行います。</p> <p>巡回相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等を訪問し、個別の教育支援計画の作成等について教職員に助言</li> <li>・必要に応じて医療関係者等の専門家チームと連携</li> </ul> <p>就学相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の状態等を総合的に理解し、就学について保護者と相談</li> </ul> <p>教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の理解や学校生活等での支援について保護者や教職員と相談</li> </ul> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 保育所・幼稚園等との情報の引き継ぎ等、就学前や就学後における相談の充実   |
| 担当課    | 教育委員会特別支援教育課  |

## No.047 保育所・幼稚園等と小学校・特別支援学校の情報共有機能の強化

【拡充】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>保育所、幼稚園、障害児通園・入所施設における障害児保育、療育を通して把握された特別な支援が必要な幼児児童の情報について、小学校、特別支援学校入学時における相互の連絡体制、情報共有機能を強化します。</p> <p>特別な支援が必要な幼児児童についてのケース会議の実施<br/>就学に向けた入学児童の引継ぎ資料等の作成 など</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 保育所・幼稚園等との情報の引継ぎ  |
| 担当課    | 教育委員会企画課、特別支援教育課、子ども家庭局保育課、保健福祉局障害福祉課   |

## No.048 特別支援学校のセンター的機能の整備 【新規】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>拠点となる特別支援学校に、(仮称)特別支援相談室を置き、他の特別支援学校や関係機関と連携しながら、地域の小・中学校等への助言援助を行います。</p> <p>保育所・幼稚園、小・中学校等への支援<br/>公開講座の開催<br/>教育相談<br/>関係機関との連携</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21 年度 &gt; 拠点校となる特別支援学校に、(仮称)特別支援相談室の設置検討</p> <p>&lt;平成 22 年度 ~ &gt; 拠点校となる特別支援学校に、(仮称)特別支援相談室を設置</p>                           |
| 担当課    | 教育委員会特別支援教育課、保健福祉局障害福祉課   |

## No.049 特別支援教育を行う場の整備 【拡充】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>特別支援教育を行う場の整備を、障害種別に行います。</p> <p>特別支援学級の設置<br/>通級指導教室の設置<br/>特別支援学校の整備の検討</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 特別支援学級・通級指導教室新設要望の継続、特別支援学校の総合的な整備について検討                           |
| 担当課    | 教育委員会企画課、施設課、教職員課、特別支援教育課  |

## No.050 特別支援教育を推進する人の配置【拡充】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>障害のある幼児児童生徒の適切な指導・支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を行います。</p> <p>特別支援教育支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育補助（市費嘱託講師）</li> <li>・特別支援教育ヘルパー（スクールヘルパー）</li> <li>・特別支援教育介助員（嘱託職員）</li> </ul> <p>学生ボランティア<br/>医療・労働などの専門家</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 新たな枠組みによる外部人材配置の検討   |
| 担当課    | 教育委員会企画課、教職員課、学校保健課、指導企画課、特別支援教育課  |

## No. 《再掲》

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 事業名称 | No.043 新しい時代に対応した公立幼稚園における教育の推進 |
|------|---------------------------------|

## (2) 教職員の専門性向上と保護者・市民への理解啓発

### No.051 教職員の専門性の向上【拡充】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>教職員の特別支援教育にかかわる専門性や指導力の向上を図ります。</p> <p>特別支援教育コーディネーター養成研修（中級・上級）<br/>ソーシャルスキルトレーニング事業<br/>教育センター研修</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 個別の教育支援計画等の作成や活用に向けた研修の充実<br>指導場面を基にした実践型の研修や演習型の研修の実施<br>新採研修や経年研修に特別支援教育に関する研修を位置付け           |
| 担当課    | 教育委員会特別支援教育課、教育センター   |

### No.052 特別支援教育の理解啓発

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>保護者や市民、関係機関などに、障害のある子どもたちや特別支援教育について理解・啓発を行います。</p> <p>理解啓発資料作成と配布、ホームページの内容充実<br/>特別支援教育講演会（教育センター）<br/>公開講座（特別支援学校のセンター的機能）<br/>生き生きバリアフリー事業<br/>小学生ふうせんバレーボール大会開催事業</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 継続実施  |
| 担当課    | 教育委員会特別支援教育課、教育センター、生涯学習課、保健福祉局障害福祉課  |



## 施策6 信頼される学校・園経営の推進

### 主な事務事業

#### (1) 教職員が子どもと向き合う時間の確保

##### No.053 35人以下学級編制の実施

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>「小1プロブレム」や「中1ギャップ」といった課題に対応し、教職員が一人一人の子どもと向き合う時間を確保するため、小学校1・2年生及び中学校1年生について35人以下学級編制を引き続き実施します。</p> <p>教員配置<br/>必要な学級担任等は、国庫少人数加配教員を振り替えて充てるが、現在の教育水準を維持するために、必要な市費の講師を配置します。</p> <p>環境整備<br/>教室増により不足する暖房機器を購入するとともに、パソコン・教材教具などの整備を行います。</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 小学校1・2年生及び中学校1年生での実施、実施状況の検証<br>学級編制基準の見直しに関する国の動向の把握  |
| 担当課    | 教育委員会教職員課、学事課、学校保健課  |

##### No.054 学校支援体制の充実

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>学校・園における問題の未然防止・早期解決や保護者の信頼回復等に向け、教育委員会と学校が連携し対応にあたることで、正常な学校・園運営を目指します。</p> <p>学校支援ライン（指導主事等）が、学校訪問による情報収集、保護者対応なども含めた学校単独では解決困難な事案への指導・助言により学校・教員をサポートするとともに、学校教育に対する苦情・相談等への対応を行います。</p> <p>学校支援チーム（弁護士、精神科医、警察OB）が、学校からの相談を受け専門的な見地からの助言を行います。</p> <p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、少年サポートチームなどを活用し、様々な角度からの問題解決を行います。</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 支援体制の継続、取組み状況の検証   |
| 担当課    | 教育委員会指導第二課   |

### No.055 学校における学生ボランティアの活用

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>教員志望の学生等を市立の小・中学校等に受け入れ、授業や課外活動を支援してもらうことにより、学校の活性化を図るとともに、将来の教員候補を拡大し、教員志望者に実務経験の機会を増やすことで適材確保を図ります。</p> <p>協定締結大学である福岡教育大学及び北九州市立大学と共同して、受け入れ校の募集や学生の募集等を行います。</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21 年度～&gt; 協定締結大学での実施、協定締結大学の拡大</p> <p>&lt;平成 22 年度～&gt; さらなる拡大</p>   |
| 担当課    | 教育委員会教職員課   |

### No.056 学校における事務処理の効率化・負担の軽減【拡充】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>小・中学校等における事務処理の効率化、見直し・軽減を通して、小・中学校等における業務の負担軽減を行います。</p> <p>学校事務共同実施の検討<br/>小・中学校等における業務の負担軽減とともに、事務の効率的な処理と事務機能の強化を図るため、学校事務の共同実施の方策を検討します。</p> <p>成績処理のICT化の検討<br/>成績処理にかかる事務負担を軽減し、教員の授業準備、教材研究などの時間を確保するため、成績処理システムの構築を検討します。</p> <p>学校における事務処理負担の軽減<br/>多忙感解消プロジェクトにおける協議内容を踏まえながら、教育委員会等から学校に対する照会・調査文書の精査や校納金会計システムの導入などを進めます。</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21 年度～&gt; 全校での試行実施継続（学校事務共同実施）</p> <p>&lt;平成 22 年度～&gt; 試行実施の結果を踏まえ決定（学校事務共同実施）</p>  |
| 担当課    | 教育委員会教職員課、学事課、指導企画課、指導第一課   |

### No.057 人事異動における希望枠制度の実施

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>校長が自らの学校経営方針等を明らかにし、それに応じる教員を募ることにより、校長の人事に関する裁量の拡大を図り、特色ある学校づくりを推進するとともに、教員の意欲の向上も促します。</p> <p>公募を希望する校長が公募書類を作成<br/>教育委員会が公募内容を周知 応募者が応募書類を作成<br/>公募実施校の校長による選考（書類選考又は面接） 教育委員会は選考結果を考慮の上、人事異動を実施</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 全校を対象に実施   |
| 担当課    | 教育委員会教職員課  |

## No.058 柔軟に活用できる学校支援のための市費講師の配置

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>小・中学校等の現状や課題に対応して学校を人的に支援するため、市単費の講師の配置について、少人数指導等に業務を限定せずに学校の判断で柔軟に活用できる環境づくりを進めます。</p> <p>学校の課題・状況及び講師の活用希望について各校から調査票の提出を受け、学校の実情などの検討を踏まえて講師の配置を行います。</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 継続実施   |
| 担当課    | 教育委員会教職員課  |

## (2)不登校・いじめへのきめ細かな対応

### No.059 不登校・いじめ対策の充実

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>不登校、いじめとも児童生徒にかかわる最重要課題であることから、事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組めます。</p> <p>スクールカウンセラーの配置（再掲）      スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）<br/>         不登校対策推進協議会の運営（小中連携による中 1 不登校対策等）<br/>         不登校児童生徒療育キャンプの実施      心の相談アンケートの実施<br/>         生徒指導主事・主任会議の開催（研修・情報交換）</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 支援体制の継続、取り組み状況の検証、小中連携  |
| 担当課    | 教育委員会指導第二課  |

### No.060 スクールカウンセラーの配置

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>不登校やいじめ等の児童生徒及び保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっており、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、すべての中学校に配置し、生徒指導上の諸問題の解決を図ります。</p> <p>すべての中学校にカウンセラーを配置し、また必要に応じ小学校へも派遣します。</p> <p>スクールカウンセラー活用事業連絡会を年 3 回程度開催し、カウンセラーの意識高揚とカウンセリングスキルの向上を図ります。</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> カウンセリングの充実、教員のスキル向上、小中連携   |
| 担当課    | 教育委員会指導第二課   |

### No.061 スクールソーシャルワーカー活用事業【拡充】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>不登校、いじめ、児童虐待など児童生徒の問題行動等の解消のため、家庭環境への働きかけなど福祉的視点からの支援策を講じます。</p> <p>社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカー2名を教育委員会内に配置し、小・中学校等からの要請に応じ、学校ケース会議への参加によるケースの見立て、家庭訪問等による問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等との連携などの支援を行います。</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 活用体制の継続と取組み状況を踏まえ、拡充を検討  |
| 担当課    | 教育委員会指導第二課   |

### No.062 子ども・家庭相談コーナーの運営【拡充】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>区役所の子ども・家庭相談コーナーでは、家庭と子どもに関するあらゆる相談に応じ、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待対応等、それぞれの相談内容に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなぎます。さらに、同コーナーの体制の充実を図ります。</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 継続実施  |
| 担当課    | 子ども家庭局子育て支援課  |



### (3)教職員の資質の向上・健康保持の対策

#### No.063 マイスター教員の認定と活用

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>教員の大量退職時代の到来や小・中学校等の児童生徒数の減少に伴う教職員数の減少により、学校内での若手教員等への技術継承の機会が少なくなりつつあるという課題に対応するため、特に高い指導力のある教員を「マイスター教員」として認定し、所属校以外の教員への指導・助言を行うことにより、教員の指導力の向上を図ります。</p> <p>【マイスター教員の活用方法】<br/>年2回の公開授業の開催<br/>指導内容や指導方法などの面において、若手教員等が、マイスター教員の授業を参観し、分かりやすい授業を行うための工夫点を学ぶ機会の提供を行います。</p> <p>授業づくりに関するアドバイス<br/>指導案の作成や教材作成など、授業づくりの悩みについて、教員から相談を受け、個別に指導・助言を行います。</p> <p>教育センター等での研修の講師等<br/>教育センターで実施する研修や講座において、学校現場を代表する講師として講義等を行い、若手教員等に技術継承を行います。</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> マイスター教員制度実施、実施状況の検証   |
| 担当課    | 教育委員会教職員課   |

#### No.064 教員採用・管理職試験の改善

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>本市が目指す学校教育にふさわしい教職員、管理職（校長、教頭など）を確保するため、教員採用・管理職登用試験の改善を行います。毎年度、実施状況を踏まえて、適宜、工夫・改善を図っていきます。</p> <p>平成21年度実施の教員採用試験において高い資質能力を有する人材を確保するため、一定の教職経験を有する者を対象に、受験年齢制限の緩和を図り、第一次試験における教職教養試験を免除する教職特別選考の実施や、障害の程度に配慮する障害者特別選考を実施することに変更しています。</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 教員採用・管理職登用試験の改善  |
| 担当課    | 教育委員会教職員課  |

### No.065 学校外からの管理職の登用

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | これまでの社会経験で培った組織運営、管理等能力も取り入れて、新しい発想や教育理念による学校運営の活性化や改善を図るため、民間や学校以外の公的機関などから校長等を登用することを検討します。 |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 調査・研究の実施、具体案の検討   |
| 担当課    | 教育委員会教職員課   |

### No.066 教職員研修の充実【拡充】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>社会の変化に伴う新たな教育に対応して、教職員の資質能力の向上を図るための基本的な研修に加え、教職員のニーズに応じた専門的な研修を行います。</p> <p>経験年数や職務等によって該当者が必ず受講する基本研修と教科等研修や教育相談研修、情報研修、特別支援教育研修、学校力向上研修などといった専門研修を実施します。</p> <p>学校・園に整備される ICT 環境に対応して、それらの活用を促進するための研修を拡充するとともに、教職員が受講しやすい新たな研修スタイルの導入を図ります。</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 教職員の研修に対する評価の把握とそれに基づく研修構想及び実施  |
| 担当課    | 教育委員会教育センター   |

### No.067 カリキュラムセンター機能の充実(調査研究等)

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>教育センターの「カリキュラムセンター」としての機能を充実させ、積極的に各学校を支援するため、学校の教育課程や諸課題解決についての指導・支援を行うとともに、教職員への情報提供や教育相談を行います。</p> <p>学習指導案等の収集を行うとともに、ホームページ上で所有の蔵書や収集した学習指導案等の検索が行えるようにし、利用者の利便性の向上を図ります。</p> <p>木曜開館時間延長等による教育実践サポート室の活用や教育研修実践相談の機会の拡大、「木曜ミニ教室」や「土曜講座」の開催等を通して、教職員のニーズに応えます。</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 資料等の収集及び各学校や教職員の指導・支援や相談の積極的な実施  |
| 担当課    | 教育委員会教育センター  |

## No.068 教職員のメンタルヘルス対策事業

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>よりよい教育を提供していく前提として、教職員の健康の保持・増進、メンタルヘルス対策に取り組みます。</p> <p>教職員を支えるシステムの充実 [保健指導、相談体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員保健室の設置、保健師の配置</li> <li>・教職員こころの健康相談室の設置及び利用促進</li> <li>・保護者、児童生徒に関する問題へ対応する学校支援ライン、学校支援チームの設置</li> </ul> <p>上記に加え、産業医による保健指導（有所見者、相談希望者、在校時間の多い職員への面接指導）の強化、定期健康診断におけるメンタル面の問診強化及び定期健康診断後の産業医による総合判定、事後指導の迅速化を図り、早期対策や未然予防に取り組みます。</p> <p>メンタルヘルス施策のソフト面の充実 [研修、啓発]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任校長、新任教頭、新採教諭向けメンタルヘルス研修の実施</li> <li>・管理職向けメンタルヘルスセミナーの実施</li> <li>・メンタルヘルス教職員研修の実施（年間約 1,000 名）</li> </ul> <p>さらに、管理職及び職員向けの病気休暇、休職の対応資料の配布、教師のための新メンタルヘルス支援ハンドブックの配布、教師のためのメンタルヘルス支援講演会の参加促進などを行い、職場におけるメンタル対策の向上に取り組みます。</p> |
| 今後の方向性 | 平成 21 年度～ 精神性疾患への早期対策・潜在的疾病者への未然予防   |
| 担当課    | 教育委員会教職員課、指導第二課、教育センター   |

## (4) 学校・園の組織力の向上・制度の見直し

### No.069 学校評価の実施

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>学校・園が、家庭や地域と連携、協力して子どもの健やかな成長を図るため、教育活動その他の学校運営について、学校・地域の実情に応じた学校の評価を実施します。</p> <p>すべての学校・園において、自己評価の実施及び公表、教育委員会へ結果の報告を行います。</p> <p>実施可能な学校・園において、学校関係者評価の実施及び公表、教育委員会へ結果の報告を行います。</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21 年度～&gt; すべての学校・園による自己評価の実施</p> <p>&lt;平成 23 年度～&gt; すべての学校・園による学校関係者評価の実施</p>  |
| 担当課    | 教育委員会指導第一課  |

### No.070 私立幼稚園における学校評価の実施

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>教育活動や幼稚園運営の目標を設定し、達成状況等を評価することにより、継続的な改善を図ります。また、自己評価と学校関係者による評価を行い、その結果を公表することにより、保護者等から理解と参画を得て、幼稚園・保護者・地域の連携による幼稚園づくりを進めます。</p> <p>自己評価<br/>関係者評価</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 実施に向けた働きかけ  |
| 担当課    | 教育委員会企画課  |

### No.071 小中一貫・連携教育の推進【新規】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>小・中学校における様々な課題（学力・体力向上や生徒指導など）に対し、小学校と中学校が十分連携し、連続性のある教育を積極的に推進します。</p> <p>中1ギャップ対策（学力及び不登校・いじめ等）<br/>キャリア教育プログラムの調査研究<br/>環境教育プログラムの調査研究</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 連携モデル校事業を推進  |
| 担当課    | 教育委員会企画課、教職員課、指導企画課、指導第一課、指導第二課  |

### No. 《再掲》

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 事業名称 | No.044 保育所、幼稚園、小学校の連携【拡充】 |
|------|---------------------------|

### No.072 授業時数の確保【新規】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>授業時数や指導内容が増加する新学習指導要領（小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から全面実施）に適切に対応していくため、長期休業期間の短縮など、教育効果をあげるための制度改正を検討します。</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 小・中学校教育課程検討委員会等での検討  |
| 担当課    | 教育委員会指導第一課   |

### No.073 未来をひらく学校づくり支援事業【新規】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>子どもたちの学ぶ意欲を高めるための取組みとして各幼稚園、小・中学校、特別支援学校が独自に企画・実施しようとする事業に対し、重点的に予算を配分することにより、各幼稚園、小・中学校、特別支援学校の創意工夫による自主的・自立的な「特色ある学校づくり」を推進します。</p> <p>(対象事業)<br/>本計画における重点的な取組み(あいさつ運動、読書活動、健康な体づくり)を推進する事業<br/>各幼稚園、小・中学校、特別支援学校が独自に企画・実施する事業<br/>教科等教育に関する事業</p> <p>さらに、その事業を対外的に公表し、各幼稚園、小・中学校、特別支援学校の積極的な取組みを促進します。</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21 年度～&gt; 事業内容検討<br/>&lt;平成 22 年度～&gt; 事業実施</p>  |
| 担当課    | 教育委員会企画課、施設課、学事課、指導第一課、指導第二課  |

### No.074 安全教育の推進

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>児童生徒が、日常生活の安全確保のために必要な事項を実践的に理解するとともに、自他の生命尊重を基盤として進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる資質や能力を培うための取組みを推進します。</p> <p>避難訓練、セーフティ教室、防犯訓練、救命救急講習(心肺蘇生法)、交通安全教室などの実施<br/>各校での学校危機管理マニュアルや通学路安全マップなどの見直しや充実<br/>校・園長会議や生徒指導主事主任会議などにおける学校安全に関する指導・研修<br/>防犯ブザー購入補助<br/>学校の安全対策として不審者情報等のメール配信システムの普及・拡大</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21 年度～&gt; 学校危機管理マニュアルの充実と活用の推進</p>  |
| 担当課    | 教育委員会指導第二課   |

## 施策7 教育環境の整備

### 主な事務事業

#### (1) 子どもの意欲を高める安全で快適な教育環境の整備

##### No.075 学校耐震事業

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>学校・園は、子どもたちが一日の大半を過ごす生活の場であり、非常災害時には、地域住民等の避難場所となることから、その安全性の確保を図ります。</p> <p>耐震化の優先度の高い90校について、耐震診断を平成22年度までにすべて完了します。診断の結果、Is値0.3未満の校舎や体育館などは、平成24年秋を目途に耐震化を図ることとして、学校施設の耐震化を進めます。</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成22年度まで&gt; 優先度の高い90校について耐震診断の実施</p> <p>&lt;平成24年度まで&gt; Is値0.3未満の校舎等の耐震補強工事の実施</p>  |
| 担当課    | 教育委員会施設課   |

##### No.076 学校の大規模改修工事

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>教育環境の改善を図るため、耐震補強を終えた学校・園について、大規模改修工事を行います。事業は、各校3年計画で実施します。(1年目：実施計画、2～3年目：工事)</p> <p>改修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内外壁改修(塗装含む)、防水工事(屋上、バルコニー)</li> <li>・各室床の補修、改修</li> <li>・トイレ改修</li> <li>・照明器具を省エネタイプへ更新</li> <li>・その他</li> </ul> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 継続実施  |
| 担当課    | 教育委員会施設課  |

##### No.077 さわやかトイレ整備事業【拡充】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>平成19年度から平成22年度までの4年間で、改善が必要なすべての小・中学校のトイレの改修を行い、「明るく、清潔な」トイレを目指します。</p> <p>また、高校、特別支援学校、幼稚園についても、平成21年度から計画的に整備を行うこととしています。</p> <p>改修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭対策(自動センサー式の小便器へ取替え、換気扇の設置)</li> <li>・小学校トイレの完全男女別化</li> <li>・洋式便器の増設</li> <li>・古くなったトイレの天井や壁の塗り替えや照明の改修</li> </ul> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 拡充実施  |
| 担当課    | 教育委員会施設課  |

### No.078 学校規模適正化推進事業

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | 近年の少子化傾向により、市内全体で児童生徒数の減少が進み、小規模な小・中学校が増えているため、教育効果の向上と教育環境の整備を図る目的で、学校統合を行います。<br><br>風師中学校と門司中学校の統合推進（平成 21 年度） |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 風師中学校と門司中学校の統合推進<br><平成 22 年度～> 新規統合に向けた調査・研究   |
| 担当課    | 教育委員会企画課、施設課  |

### No.079 児童文化科学館の整備・充実【拡充】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | 児童文化科学館では、科学教育の振興、児童文化の向上を図るため、プラネタリウム、展示物、科学教室などの体験を通じた科学事業、演劇会などの文化事業を開催します。<br>また、展示物やプラネタリウム機器等についても整備を行います。 |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 児童文化科学館のあり方の検討、建物調査等   |
| 担当課    | 子ども家庭局青少年課   |

### No.080 青少年の家の整備・充実【拡充】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | 青少年の家は、施設周辺の豊かな自然の中で、野外活動や集団生活などの体験を通して、規律、協同、友愛、奉仕の精神を学び、心身ともにたくましい青少年の育成を目的とした社会教育施設です。<br>近年の少子化などの社会の変化や青少年の様々な体験不足が言われるなか、市民の新たなニーズや高齢化に対応するため、青少年の家の整備、充実を推進します。<br><br>給排水や空調設備などの高齢化や新たなニーズ（家族利用や小グループ利用）への対応を図り、特に快適に施設を利用してもらうようバリアフリー化やトイレの改修などを行います。 |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 施設改修   |
| 担当課    | 子ども家庭局青少年課   |

### No. 《再掲》

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 事業名称 | No.029 情報教育の推進(パソコン新整備事業等)【拡充】 |
|------|--------------------------------|



施策8 家庭における教育・生活習慣づくりの充実

主な事務事業

(1) 家庭教育支援の充実

No.081 家庭・地域への啓発事業【拡充】

|               |  |
|---------------|--|
| <p>事業内容</p>   | <p>家庭教育について、関心のある保護者とそうでない保護者の二極化傾向が見られる中、従来の取組みに加え、小学校入学前の早い段階からの啓発の実施や「出前型」、「訪問型」の啓発方法の充実など、よりきめ細かく、粘り強く、家庭の教育力向上に取り組んでいきます。</p> <p>全市立幼稚園・小・中・特別支援学校における家庭教育学級の実施<br/>                 保育所・私立幼稚園における家庭教育学級の拡充（全園での実施）<br/>                 保幼小関係者による家庭教育向上ワーキング会議の設置<br/>                 出前講演の実施<br/>                 家庭向けの情報誌の作成やホームページによる家庭教育情報の提供<br/>                 家庭教育リーフレット（概ね5歳児対象）の作成配布<br/>                 小学校1年生を対象とした「新1年生学校生活ガイド「なかよし」（仮称）」の作成・活用などによる、学校と家庭の連携の充実</p> |
| <p>今後の方向性</p> | <p>&lt;平成21年度～&gt; 従来事業に加え、拡充事業を実施</p>   |
| <p>担当課</p>    | <p>教育委員会生涯学習課、指導第一課</p>  |

No.082 子育てネットワークの充実

|               |  |
|---------------|--|
| <p>事業内容</p>   | <p>子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う上で重要な役割を担う家庭教育を支援し、家庭と地域の教育力の一層の活性化を図るため、地域における子育てサポーターを養成し、子育てネットワークの構築を支援します。</p> <p>なお、子育てやしつけなどの相談や、きめ細かなアドバイスを行う子育て経験者等の人材（子育てサポーター）の養成と地域への定着に重点をおきます。</p> <p>子育てサポーターの養成・フォローアップ研修<br/>                 子育てサポーター交流事業<br/>                 子育てサポーターリーダーの養成・フォローアップ</p> |
| <p>今後の方向性</p> | <p>&lt;平成21年度～&gt; 継続実施</p>  |
| <p>担当課</p>    | <p>教育委員会生涯学習課</p>  |



### No.083 ワーク・ライフ・バランス推進事業

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>多様な生き方が選択・実現できる社会を促進するために、企業、働く人、市民、行政が共同で働き方や暮らし方を見直す取組みを展開するとともに、取組みの情報共有や事例づくりなどを通じて周知啓発を図ります。</p> <p>企業、働く人、市民、行政で構成する「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」の運営<br/> 「北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」等の事業を通じた周知・啓発<br/> 企業と行政が、協働で、子育て力の向上や家庭教育の推進を図る仕組みなどの検討</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心とした事業の実施  |
| 担当課    | 子ども家庭局男女共同参画推進部、教育委員会企画課、生涯学習課  |

### No.084 ブックスタート(すべての赤ちゃんに本によるこびを)事業

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>絵本を通して親子が楽しい時間を分かち合うことで、「赤ちゃんの心健やかな成長」と「親子の絆を深めること」を支援するきっかけづくりとなるよう、赤ちゃんのいる家庭へ「絵本パック」を無料で配布します。</p> <p>配布内容：「絵本パック」(絵本 2 冊・0 歳から 2 歳児までの絵本リスト・ブックスタートイラスト冊子など)<br/> 配布場所：図書館、保育所、親子ふれあいルーム</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 「すべての赤ちゃんに絵本によるこびを」というブックスタートの趣旨を達成するため、「絵本パック」の配布を継続実施  |
| 担当課    | 教育委員会中央図書館   |

### No.085 児童生徒・学生に対する就学の機会均等を図るための経済的支援

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>教育の機会均等の理念の下に、経済的理由によって就学困難な児童生徒に対する学用品費等の支給や、学生に対する奨学資金の貸付を行い、小・中学校における義務教育の円滑な実施や高校・大学等における有用な人材の育成を図ります。</p> <p>就学援助<br/> 義務教育において経済的理由によって就学困難な児童生徒に対する学用品費等の支給<br/> 奨学資金貸付<br/> 高校・大学等において経済的理由により就学困難な学生等に対する奨学金貸付<br/> 高校・大学等において家計急変により就学機会を失う恐れのある学生等に対する緊急的な奨学金貸付</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 継続実施   |
| 担当課    | 教育委員会学事課   |

No. 《再掲》

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 事業名称 | No.041 幼児教育の振興・子育て支援機能の充実 |
|------|---------------------------|

No. 《再掲》

|      |                    |
|------|--------------------|
| 事業名称 | No.042 私立幼稚園就園奨励事業 |
|------|--------------------|

(2) 家庭における基本的な生活習慣等の定着を図る取組みの推進

No.086 北九州市子どもを育てる10か条の普及促進活動

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>子どもの基本的な生活習慣の向上や、家庭や地域の教育力の向上を図るため、「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「北九州市子どもを育てる10か条」を市民に広く実践してもらうための普及促進を図ります。</p> <p>家庭や地域におけるあいさつや声かけなど、「北九州市子どもを育てる10か条」普及促進のための広報活動<br/>出前講演の実施<br/>市営バスによる車内放送広告<br/>早寝・早起き・朝ごはん運動の推進</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 継続実施  |
| 担当課    | 教育委員会生涯学習課  |



## 施策9 地域と連携した学校運営の実現

### 主な事務事業

#### (1) 学校の情報発信と連携促進

##### No.087 教育委員会の広報・広聴機能の充実

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>新聞やテレビ・ラジオ、ホームページなどを活用し、学校や地域、行政などが行う教育活動等を市民に情報発信するとともに、広く市民からの意見を聴取し、開かれた教育委員会を目指します。</p> <p>パブリシティ活動（学校の話提供など）<br/>ホームページによる情報提供<br/>広聴（市長への手紙、市民のこえ、電子メールなど）</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 継続実施  |
| 担当課    | 教育委員会企画課  |

##### No.088 PTA活動との連携【拡充】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>PTA協議会と連携した各種研修会の実施や意見交換などに加え、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた事業など、PTA協議会と連携した取組みを検討します。</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成 21 年度～&gt; PTA協議会との協議、取組みの検討<br/>&lt;平成 22 年度～&gt; PTA協議会と協働した取組みの実施</p> |
| 担当課    | 教育委員会生涯学習課   |

##### No.089 スクールヘルパー【拡充】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>地域の人材や教育機能を学校教育に生かし、地域と学校が連携して子どもたちの「生きる力」をはぐくむことを目的に、地域人材をスクールヘルパーとして学校に登録し、子どもへの支援を実施します。</p> <p>校内巡視活動や玄関での来校者対応、登下校時の見守り活動などの安全対策について、各校の実態に応じた活動を実施します。<br/>地域の方の経験や特技を活かして、学習活動や学校図書館運営の支援（ブックヘルパー）を行うなど、学校の教育活動を支援します。<br/>生活面での補助的な支援が必要な児童生徒への学校生活の支援を行います。<br/>スクールヘルパーの活動状況など学校の情報を積極的に発信し、大学や企業との連携により学校を支える仕組みを充実します。</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> スクールヘルパー配置の継続実施   |
| 担当課    | 教育委員会指導企画課  |

## No.090 学校支援地域本部事業

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>教員が子どもと向き合う時間の確保と地域の教育力の向上を図るため、学校単位に「学校支援地域本部」を設置し、地域の協力のもと学校の教育活動を支援する新たな事業をモデル校で実施します。</p> <p>学校支援地域本部に、学校とボランティアの調整を図る「地域コーディネーター」を配置し、地域のボランティアの協力により教育活動を支援<br/>         実施校：7校程度<br/>         支援活動：学校の環境整備、学習活動、放課後や土曜日における補習、学校図書館運営、学校行事などの支援など</p> |
| 今後の方向性 | <p>&lt;平成21年度～&gt; モデル実施<br/>         &lt;平成23年度～&gt; 実施検討</p>  |
| 担当課    | 教育委員会生涯学習課、指導第一課  |

## No. 《再掲》

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 事業名称 | No.055 学校における学生ボランティアの活用 |
|------|--------------------------|

## No.091 学校開放週間

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>学校教育に対する理解を深めるとともに、学校の情報を市民と共有することを目的として、11月1日から7日の1週間、保護者や市民が自由に学校・園を見学できる「学校開放週間」を実施します。</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 継続実施  |
| 担当課    | 教育委員会指導企画課  |

## 施策10 地域における教育活動の充実

### 主な事務事業

#### (1) 団体・活動の支援

#### No.092 学校開放事業

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>地域スポーツの普及及び児童の安全な遊び場を確保するため、学校教育に支障のない範囲で小・中学校の施設を市民に開放します。</p> <p>スポーツ開放<br/>小学校又は中学校の運動場又は体育館を成人及び勤労青少年の団体が行うスポーツの場として、また、中学校の武道場を成人及び青少年の団体が行う武道の場として開放します。</p> <p>遊び場開放<br/>小学校の運動場又は体育館を当該小学校の校区内の児童の遊び（児童の団体が行うスポーツを含む。）の場として開放します。</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 継続実施   |
| 担当課    | 教育委員会生涯学習課   |

#### No.093 放課後児童健全育成事業【拡充】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>保護者が就労等により、昼間家庭にいない主に小学校低学年児童を対象に実施していた放課後児童クラブの対象を希望するすべての児童に拡大し、事業の充実を図ります。</p> <p>平成20年度～22年度の3か年で施設整備を行い、対象児童を希望するすべての児童に拡大する（全児童化）<br/>大規模クラブ（71人以上）の分割<br/>障害児の受け入れ促進<br/>対象児童の拡大（全児童化）に伴う施設整備</p> |
| 今後の方向性 | <平成21年度～> 全児童化の推進   |
| 担当課    | 子ども家庭局子育て支援課  |

#### No.094 地域力を活用した放課後児童クラブの充実【新規】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>小学校区単位に整備を進めている「放課後児童クラブ」は、校区社会福祉協議会等を中心に運営委員会を設置し、運営にあたっています。また、施設の大半は小学校内に設置しています。さらに、地域力を活用した運営内容を充実する観点から、放課後児童クラブを対象に「夏の教室地域版」を地域ボランティア（放課後児童ヘルパー等）により実施します。</p> <p>地域ボランティアによる「夏の教室地域版」の実施<br/>（活動事例案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強やスポーツ、伝統文化などの教室</li> <li>・農業体験</li> <li>・学校との連携による校内で育てている動植物の世話、観察など</li> </ul> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> モデル事業の試行実施・取組み状況の検証  |
| 担当課    | 子ども家庭局子育て支援課   |

#### No.095 子ども会等地域活動推進事業

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | <p>子どもの地域での活動を活性化するため、地域で子どもたちが活動し成長する環境づくりや、そのような活動に携わる市民への支援を行います。</p> <p>地域での子どもの遊びを支援し活性化するため、遊びの達人派遣事業を実施<br/>子どもの地域での活動の大切さを啓発する、出前講演などの実施<br/>子ども会などの設立支援 等</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 継続実施   |
| 担当課    | 子ども家庭局青少年課   |

#### No.096 青少年団体育成補助金

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | 青少年の健全育成や非行防止活動を推進するため、青少年団体の運営や活動に対して補助金を交付し支援します。 |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度～> 継続実施                                    |
| 担当課    | 子ども家庭局青少年課  |

### No.097 中高生の居場所づくりの推進

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>夜宮青少年センターにおいて、中高生が、気軽に学習やスポーツ、文化活動、仲間との懇談等を行える環境を整えることにより、中高生の居場所づくりを支援します。</p> <p>夜宮「中高生クラブ」の実施<br/>夜宮中高生講座の実施<br/>ボランティア事業との連携</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 継続実施  |
| 担当課    | 子ども家庭局青少年課  |

### No.098 遊びの広場促進事業

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>異年齢集団での活動や自然体験などの各種体験活動を促進し、子ども会をはじめとした青少年団体等の活動の活性化を図るため、市内の団体・グループが子どものために行う事業の中から地域の特色を活かした活動など、他のグループ活動の参考になる事業に対して支援を行います。</p> <p>活動に対する補助金の交付（総事業費の 50%以内、上限 20 万円）<br/>子どものユニークな活動事例の紹介</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 継続実施  |
| 担当課    | 子ども家庭局青少年課  |

### No.099 家庭・地域・学校の連携推進

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | <p>子どもの生きる力をはぐくみ、心豊かでたくましい子どもを育てるため、体験活動の機会の充実や地域ぐるみで子どもを見守る「あいさつ運動」など、地域や家庭と学校が一体となった取組みを推進し、地域の教育力の向上を図ります。</p> <p>市民センターにおける子ども向け講座の実施<br/>(地域・子ども交流事業、生活体験通学合宿、生き生きバリアフリーなど)<br/>家庭・地域・学校が一体となった「あいさつ運動」の推進</p> |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 継続実施  |
| 担当課    | 教育委員会企画課、生涯学習課  |

## (2) 子どもの教育への市民の参画を促す取組みの推進

### No.100 青少年団体指導者養成総合事業

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | 子ども会等の青少年団体において指導にかかわる人や、子どもの育成活動に関心をもつ人等を対象に、指導者としての資質向上を目的とした研修等を行います。<br>青少年団体指導者講習会<br>青年グループリーダー研修会 |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 継続実施   |
| 担当課    | 子ども家庭局青少年課   |

### No.101 地域人材バンクの整備【拡充】

|        |   |
|--------|---|
| 事業内容   | 豊富な知識・経験、優れた見識、技術をもち、その力を地域社会に役立てたいと考えている市民の講師やボランティアの登録を促進するとともに、これらの情報を公開し、人材の活用を促進します。<br>市内で講師やボランティアをしている人、これからしようと思っている人が「人材バンク」に登録するよう周知を図るとともに、人材の発掘を行います。「人材バンク」システムを構築し、登録者情報を冊子やホームページなどに掲載し公開します。 |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > ホームページの開設   |
| 担当課    | 教育委員会生涯学習課  |

## (3) 社会全体で子どもを見守る体制の構築

### No.102 有害情報から子どもを守る事業【拡充】

|        |  |
|--------|--|
| 事業内容   | 携帯電話を使用した「出会い系サイト」をはじめとするインターネットでのトラブルに子どもたちが巻き込まれる事件が多発し、青少年を取り巻く新たな有害環境として問題になっていることから、広報・啓発を中心とした有害サイト等メディア上の有害情報対策を推進します。<br>「出会い系サイト」被害防止教室の実施<br>ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止教室（再掲）<br>リーフレット等による啓発活動<br>関係業界、青少年育成団体、家庭、学校、警察、行政による意見交換等の実施（懇談会の開催）<br>学校非公式サイト調査・監視業務 |
| 今後の方向性 | <平成 21 年度 ~ > 継続実施<br>学校非公式サイト調査・監視業務、ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止教室を全小・中学校で実施  |
| 担当課    | 教育委員会指導第二課、子ども家庭局青少年課  |

### No. 《再掲》

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 事業名称 | No.005 青少年ボランティアステーション推進事業 |
|------|----------------------------|



(参考)

## 【資料編】

<北九州市子どもの未来をひらく教育プラン関連資料>

# 目 次

|    |                  |      |
|----|------------------|------|
| 1. | 学校数、児童生徒数等に関する資料 | 資料 1 |
|----|------------------|------|

|    |          |      |
|----|----------|------|
| 2. | 施策に関する資料 | 資料 4 |
|----|----------|------|

思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ

学校・教職員の力を高める

家庭の教育力を高める

地域の教育力を高める

|    |      |       |
|----|------|-------|
| 3. | 用語解説 | 資料 24 |
|----|------|-------|

## 1. 学校数、児童生徒数等に関する資料

### (1) 設置学校

(H21.5.1 現在)

| 学校種    | 学校数 (校・園) |    |    |     |     | 在学者数 (人) |       |        |        |        |
|--------|-----------|----|----|-----|-----|----------|-------|--------|--------|--------|
|        | 計         | 国立 | 県立 | 市立  | 私立  | 計        | 国立    | 県立     | 市立     | 私立     |
| 合計     | 378       | 4  | 25 | 213 | 136 | 146,826  | 5,522 | 16,554 | 84,640 | 40,110 |
| 幼稚園    | 106       | -  | -  | 8   | 98  | 13,966   | -     | -      | 388    | 13,578 |
| 小学校    | 135       | 1  | -  | 131 | 3   | 53,050   | 485   | -      | 51,507 | 1,058  |
| 中学校    | 72        | 1  | 1  | 63  | 7   | 27,025   | 359   | 356    | 24,448 | 1,862  |
| 特別支援学校 | 11        | -  | 2  | 9   | -   | 1,051    | -     | 81     | 970    | -      |
| 高等学校   | 38        | -  | 21 | 1   | 16  | 27,550   | -     | 15,441 | 715    | 11,394 |
| 高等専門学校 | 1         | 1  | -  | -   | -   | 1,064    | 1,064 | -      | -      | -      |
| 短期大学   | 4         | -  | -  | -   | 4   | 1,557    | -     | -      | -      | 1,557  |
| 大学     | 11        | 1  | 1  | 1   | 8   | 21,563   | 3,614 | 676    | 6,612  | 10,661 |

市立小学校の学校数は、分校を含む。

「学校数」及び「在学者数」の「高等学校」には、定時制を含む。

「在学者数」には、高等学校(全日制)は専攻科の生徒を、大学・短期大学は大学院・研究生等の学生を含む。

(教育委員会「教育調査統計資料」より)

### (2) 児童・生徒、教員数の推移

市立小学校

(各年5月1日現在)

| 年度   | 学校数  | 児童数      | 1校あたりの児童数 | 学級数     | 1学級あたりの児童数 | 教員数    | 1校あたりの教員数 |
|------|------|----------|-----------|---------|------------|--------|-----------|
| 昭和44 | 120校 | 94,969人  | 791.4人    | 2,543学級 | 37.3人      | 3,012人 | 25.1人     |
| 54   | 134校 | 103,772人 | 774.4人    | 2,778学級 | 37.4人      | 3,367人 | 25.1人     |
| 平成元  | 143校 | 78,681人  | 550.2人    | 2,463学級 | 31.9人      | 3,296人 | 23.0人     |
| 11   | 137校 | 55,446人  | 404.7人    | 1,818学級 | 30.5人      | 2,637人 | 19.2人     |
| 17   | 134校 | 52,564人  | 392.3人    | 1,761学級 | 29.8人      | 2,672人 | 19.9人     |
| 18   | 133校 | 52,344人  | 393.6人    | 1,756学級 | 29.8人      | 2,662人 | 20.0人     |
| 19   | 132校 | 52,043人  | 394.3人    | 1,744学級 | 29.8人      | 2,650人 | 20.1人     |
| 20   | 131校 | 51,981人  | 396.8人    | 1,789学級 | 29.1人      | 2,658人 | 20.3人     |
| 21   | 131校 | 51,507人  | 393.2人    | 1,814学級 | 28.4人      | 2,677人 | 20.4人     |

学校数は、分校を含む。

教員数は、本務者の数字であり、休職者及び産休代替者を含む。

(教育委員会「教育調査統計資料」より)

## 市立中学校

(各年5月1日現在)

| 年度   | 学校数 | 生徒数     | 1校あたりの生徒数 | 学級数     | 1学級あたりの生徒数 | 教員数    | 1校あたりの教員数 |
|------|-----|---------|-----------|---------|------------|--------|-----------|
| 昭和44 | 54校 | 46,326人 | 857.9人    | 1,155学級 | 40.1人      | 1,952人 | 36.1人     |
| 54   | 63校 | 42,322人 | 671.8人    | 1,117学級 | 37.9人      | 1,914人 | 30.4人     |
| 平成元  | 69校 | 44,316人 | 642.3人    | 1,266学級 | 35.0人      | 2,242人 | 32.5人     |
| 11   | 65校 | 30,945人 | 476.1人    | 886学級   | 34.9人      | 1,698人 | 26.1人     |
| 17   | 63校 | 24,965人 | 396.3人    | 747学級   | 33.4人      | 1,557人 | 24.7人     |
| 18   | 63校 | 24,643人 | 391.2人    | 747学級   | 33.0人      | 1,559人 | 24.7人     |
| 19   | 63校 | 24,308人 | 385.8人    | 736学級   | 33.0人      | 1,544人 | 24.5人     |
| 20   | 63校 | 24,171人 | 383.7人    | 763学級   | 31.7人      | 1,537人 | 24.4人     |
| 21   | 63校 | 24,448人 | 388.1人    | 778学級   | 31.4人      | 1,558人 | 24.7人     |

教員数は、本務者の数字であり、休職者及び産休代替者を含む。

(教育委員会「教育調査統計資料」より)

## (3) 市立学校・園の新設及び廃止状況

| 学校種     | S61.4.1<br>現在 | 分離新設 | 統合    |     |       | H21.4.1<br>現在 |
|---------|---------------|------|-------|-----|-------|---------------|
|         |               |      | 廃止    | 新設  | 差引    |               |
| 小学校     | 143校          | 2校   | 27校   | 13校 | 14校   | 131校          |
| 中学校     | 69校           | 2校   | 15校   | 7校  | 8校    | 63校           |
| 高等学校    | 1校            | -    | -     | -   | -     | 1校            |
| 特別支援学校  | 8校            | 1校   | -     | -   | -     | 9校            |
| 幼稚園     | 15園           | -    | 7園    | -   | 7園    | 8園            |
| 専修・各種学校 | 3校            | -    | 1校    | -   | 1校    | 2校            |
| 計       | 239校・園        | 5校   | 50校・園 | 20校 | 30校・園 | 214校・園        |

(教育委員会 企画課調べ)

#### (4) 小中学校の学校規模の推移

小学校

(H21.5.1 現在)

| 年度  | 過小規模    |               | 小規模<br>7～11 学級 | 標準規模<br>12～24 学級 | 大規模<br>25～30 学級 | 過大規模<br>31 学級以上 | 計       |
|-----|---------|---------------|----------------|------------------|-----------------|-----------------|---------|
|     | 6 学級以下  | 左のうち複式学級のある学校 |                |                  |                 |                 |         |
| 平成元 | 12 (2)校 | 4 (1)校        | 14 校           | 98 校             | 17 校            | 2 校             | 143(2)校 |
| 11  | 14 (2)校 | 4 校           | 31 校           | 87 校             | 4 校             | 1 校             | 137(2)校 |
| 17  | 21 (2)校 | 6 (1)校        | 24 校           | 83 校             | 5 校             | 1 校             | 134(2)校 |
| 18  | 21 (1)校 | 5 校           | 24 校           | 84 校             | 3 校             | 1 校             | 133(1)校 |
| 19  | 19 (1)校 | 5 校           | 26 校           | 83 校             | 3 校             | 1 校             | 132(1)校 |
| 20  | 18 (1)校 | 4 校           | 20 校           | 88 校             | 4 校             | 1 校             | 131(1)校 |
| 21  | 19 (1)校 | 4 校           | 23 校           | 83 校             | 5 校             | 1 校             | 131(1)校 |

中学校

(H21.5.1 現在)

| 年度  | 過小規模   |               | 小規模<br>7～11 学級 | 標準規模<br>12～24 学級 | 大規模<br>25～30 学級 | 過大規模<br>31 学級以上 | 計    |
|-----|--------|---------------|----------------|------------------|-----------------|-----------------|------|
|     | 6 学級以下 | 左のうち複式学級のある学校 |                |                  |                 |                 |      |
| 平成元 | 0 校    | 0 校           | 12 校           | 47 校             | 9 校             | 1 校             | 69 校 |
| 11  | 5 校    | 0 校           | 17 校           | 41 校             | 2 校             | 0 校             | 65 校 |
| 17  | 9 校    | 0 校           | 23 校           | 30 校             | 1 校             | 0 校             | 63 校 |
| 18  | 9 校    | 0 校           | 25 校           | 28 校             | 1 校             | 0 校             | 63 校 |
| 19  | 10 校   | 0 校           | 27 校           | 26 校             | 0 校             | 0 校             | 63 校 |
| 20  | 8 校    | 0 校           | 26 校           | 29 校             | 0 校             | 0 校             | 63 校 |
| 21  | 8 校    | 0 校           | 25 校           | 30 校             | 0 校             | 0 校             | 63 校 |

小学校の( )内の数字は、分校で再掲。

特別支援学級を除く。

複式学級とは、数学年の児童又は生徒を一学級に編制した学級。

(教育委員会 企画課調べ)

## 2. 施策に関する資料

### 思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ

#### 施策1 心の育ちの推進

##### (1) 青少年ボランティアステーションにおけるボランティア活動

| 年度   | 事業数 | 申込者数   | 活動者数<br>(延べ人数) | 活動者数の内訳 |      |        |
|------|-----|--------|----------------|---------|------|--------|
|      |     |        |                | 小学生     | 中学生  | 高校生以上  |
| 平成16 | 38  | 1,439人 | 1,690人         | 161人    | 484人 | 1,045人 |
| 17   | 53  | 1,898人 | 2,109人         | 134人    | 499人 | 1,476人 |
| 18   | 51  | 2,331人 | 2,686人         | 180人    | 751人 | 1,755人 |
| 19   | 48  | 2,118人 | 2,767人         | 170人    | 885人 | 1,712人 |
| 20   | 44  | 1,614人 | 1,952人         | 181人    | 752人 | 1,019人 |

(子ども家庭局 青少年課調べ)

##### (2) 児童生徒による暴力行為の発生件数

| 年度   | 北九州市 |      | 全国        |         |
|------|------|------|-----------|---------|
|      | 小学校  | 中学校  | 小学校       | 中学校     |
| 平成16 | 1件   | 99件  | 2,100件    | 25,984件 |
| 17   | 3件   | 86件  | 2,176件    | 25,796件 |
| 18   | 4件   | 114件 | 3,803件    | 30,564件 |
| 19   | 13件  | 691件 | 5,214件    | 36,803件 |
| 20   | 23件  | 743件 | <現時点で未公表> |         |

発生件数は、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」の合計。

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上諸問題に関する調査」より)

(教育委員会 指導第二課調べ)

### (3) 北九州市内の少年非行の状況

#### 刑法犯少年

| 年次   | 北九州市   |      |        | 福岡県    |        |         | 福岡県において<br>北九州市が占める割合 |       |       |
|------|--------|------|--------|--------|--------|---------|-----------------------|-------|-------|
|      | 犯罪少年   | 触法少年 | 合計     | 犯罪少年   | 触法少年   | 合計      | 犯罪少年                  | 触法少年  | 合計    |
| 平成16 | 1,952人 | 527人 | 2,479人 | 8,975人 | 1,689人 | 10,664人 | 21.7%                 | 31.2% | 23.2% |
| 17   | 1,595人 | 545人 | 2,140人 | 7,454人 | 1,525人 | 8,979人  | 21.4%                 | 35.7% | 23.8% |
| 18   | 1,697人 | 583人 | 2,280人 | 7,224人 | 1,554人 | 8,778人  | 23.5%                 | 37.5% | 26.0% |
| 19   | 1,542人 | 584人 | 2,126人 | 6,777人 | 1,475人 | 8,252人  | 22.8%                 | 39.6% | 25.8% |
| 20   | 1,407人 | 472人 | 1,879人 | 5,747人 | 1,338人 | 7,085人  | 24.5%                 | 35.3% | 26.5% |

「犯罪少年」とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の少年で検挙された者をいう。

「触法少年」とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年で補導された者をいう。

「刑法犯少年」とは、刑法に規定する罪を犯し、又は触れる行為をした犯罪少年、触法少年をいう。

#### シンナー等乱用少年の検挙補導人員

| 年次   | 北九州市          |             |               |                  | 福岡県          | 全国           |
|------|---------------|-------------|---------------|------------------|--------------|--------------|
|      | 検挙補導人員<br>( ) | 県に占める<br>割合 | 不良行為少年<br>( ) | 検挙補導人員等<br>( + ) | (検挙補導<br>人員) | (検挙補導<br>人員) |
| 平成16 | 238人          | 38.1%       | 194人          | 432人             | 625人         | 2,622人       |
| 17   | 163人          | 36.1%       | 88人           | 251人             | 451人         | 1,642人       |
| 18   | 90人           | 35.2%       | 30人           | 120人             | 256人         | 995人         |
| 19   | 60人           | 30.3%       | 9人            | 69人              | 198人         | 798人         |
| 20   | 37人           | 22.7%       | 22人           | 59人              | 163人         | 569人         |

「検挙補導人員」とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の犯罪少年及び刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の触法少年をいう。

「不良行為少年」とは、警察の非行統計上の「不良行為少年」のうち、「薬物乱用」を計上したもの。

検挙補導人員には、各警察署ごとに把握した「特別法犯」の数が計上されている。このため、上記数字には、本市の折尾署が管轄する遠賀郡及び中間市の数が含まれている。

(福岡県警察本部少年課より)

(4) 大都市における少年犯罪検挙補導状況(平成19年)

| 都市名   | 刑 法 犯 少 年 |             |
|-------|-----------|-------------|
|       | 犯 罪 少 年   | 触法少年(14歳未満) |
| 札幌市   | 1,645 人   | 198 人       |
| 仙台市   | 735 人     | 68 人        |
| さいたま市 | 985 人     | 158 人       |
| 千葉市   | 1,102 人   | 35 人        |
| 東京都区部 | 6,122 人   | 737 人       |
| 川崎市   | 1,100 人   | 87 人        |
| 横浜市   | 2,904 人   | 306 人       |
| 新潟市   | 678 人     | 129 人       |
| 静岡市   | 479 人     | 37 人        |
| 浜松市   | 501 人     | 73 人        |
| 名古屋市  | 2,112 人   | 422 人       |
| 京都市   | 2,099 人   | 241 人       |
| 大阪市   | 2,704 人   | 755 人       |
| 堺市    | 840 人     | 297 人       |
| 神戸市   | 1,868 人   | 430 人       |
| 広島市   | 1,304 人   | 441 人       |
| 北九州市  | 1,542 人   | 584 人       |
| 福岡市   | 2,110 人   | 267 人       |

刑法犯以外の法令違反は除く。

(大都市統計協議会「平成19年度大都市比較統計年表」より)



## 施策2 確かな学力の向上

### (1) 観点別到達度学力検査

観点別到達度学力検査（CRT）とは、指導目標に対する到達状況によってその学力を明らかにしていこうとする検査であり、学習指導要領の範囲内で指導目標を代表することに配慮しながら、基礎的・基本的な内容の問題を中心に出题されている。

本市では、児童生徒一人一人の課題や施策の効果について明らかにし、各学校の指導方法の工夫・改善に資することを目的として実施している。

平成19年度の観点別到達度学力検査結果

| 内容 | 国語科  |      |      | 算数科・数学科 |      |      | 英語科  |      |      | 対象<br>学年 |
|----|------|------|------|---------|------|------|------|------|------|----------|
|    | 本市   | 全国   | 差    | 本市      | 全国   | 差    | 本市   | 全国   | 差    |          |
| 小1 | 79.6 | 79.5 | +0.1 | 88.0    | 87.9 | +0.1 |      |      |      | 小2       |
| 小3 | 71.9 | 73.2 | -1.3 | 78.3    | 79.3 | -1.0 |      |      |      | 小4       |
| 小6 | 73.6 | 73.7 | -0.1 | 65.7    | 67.4 | -1.7 |      |      |      | 中1       |
| 中1 | 66.9 | 68.5 | -1.6 | 55.6    | 58.3 | -2.7 | 67.0 | 70.5 | -3.5 | 中2       |

平成20年度の観点別到達度学力検査結果

| 内容 | 国語科  |      |      | 算数科・数学科 |      |      | 英語科  |      |      | 対象<br>学年 |
|----|------|------|------|---------|------|------|------|------|------|----------|
|    | 本市   | 全国   | 差    | 本市      | 全国   | 差    | 本市   | 全国   | 差    |          |
| 小1 | 79.6 | 79.5 | +0.1 | 88.2    | 87.9 | +0.3 |      |      |      | 小2       |
| 小3 | 72.3 | 73.2 | -0.9 | 79.9    | 79.3 | +0.6 |      |      |      | 小4       |
| 小6 | 73.6 | 73.7 | -0.1 | 65.6    | 67.4 | -1.8 |      |      |      | 中1       |
| 中1 | 67.3 | 68.5 | -1.2 | 57.1    | 58.3 | -1.2 | 67.2 | 70.5 | -3.3 | 中2       |

平成19年度から、全国学力・学習状況調査の実施に伴い、小学校第6学年・中学校第3学年を対象とした調査の実施はしていない。

（教育委員会「観点別到達度学力検査報告書」より）

## (2) 全国学力・学習状況調査

### 目的

国が、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。

各教育委員会、学校等が、全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

各学校が、各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てる。

### 実施内容

- ・実施日 4月20日に最も近い火曜日
- ・実施学年及び内容 小学校第6学年 国語・算数  
中学校第3学年 国語・数学

(この他に、学習状況調査として、児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査を実施)

### 平成19年度の全国学力・学習状況調査

#### 小学校第6学年

|         | 国語A  | 国語B  | 算数A  | 算数B  |
|---------|------|------|------|------|
| 本市平均正答率 | 80.6 | 59.0 | 80.5 | 60.7 |
| 全国平均正答率 | 81.7 | 62.0 | 82.1 | 63.6 |
| 差       | -1.1 | -3.0 | -1.6 | -2.9 |

#### 中学校第3学年

|         | 国語A  | 国語B  | 数学A  | 数学B  |
|---------|------|------|------|------|
| 本市平均正答率 | 80.5 | 69.0 | 69.2 | 57.1 |
| 全国平均正答率 | 81.6 | 72.0 | 71.9 | 60.6 |
| 差       | -1.1 | -3.0 | -2.7 | -3.5 |

### 平成20年度の全国学力・学習状況調査

#### 小学校第6学年

|         | 国語A  | 国語B  | 算数A  | 算数B  |
|---------|------|------|------|------|
| 本市平均正答率 | 62.3 | 45.2 | 69.9 | 47.3 |
| 全国平均正答率 | 65.4 | 50.5 | 72.2 | 51.6 |
| 差       | -3.1 | -5.3 | -2.3 | -4.3 |

#### 中学校第3学年

|         | 国語A  | 国語B  | 数学A  | 数学B  |
|---------|------|------|------|------|
| 本市平均正答率 | 73.2 | 57.9 | 59.6 | 46.6 |
| 全国平均正答率 | 73.6 | 60.8 | 63.1 | 49.2 |
| 差       | -0.4 | -2.9 | -3.5 | -2.6 |

### 施策3 健やかな体の育成

#### (1) 平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

実技に関する調査の結果

体力合計点：各種目の記録を10点満点で得点化し、合計したもの(80点満点)

小学校5年生

| 種目        | 単位 | 男子    |       | 女子    |       |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|
|           |    | 本市平均  | 全国平均  | 本市平均  | 全国平均  |
| 握力        | kg | 16.6  | 17.0  | 16.0  | 16.5  |
| 上体起こし     | 回  | 17.9  | 19.1  | 16.3  | 17.6  |
| 長座体前屈     | cm | 31.7  | 32.7  | 35.5  | 36.6  |
| 反復横とび     | 点  | 38.5  | 41.0  | 36.1  | 38.8  |
| 50m走      | 秒  | 9.4   | 9.4   | 9.7   | 9.6   |
| 立ち幅とび     | cm | 154.6 | 154.0 | 144.4 | 145.7 |
| ソフトボール投げ  | m  | 25.9  | 25.4  | 14.4  | 14.9  |
| 20mシャトルラン | 回  | 44.9  | 49.4  | 33.7  | 38.7  |
| 体力合計点     | 点  | 52.4  | 54.2  | 52.1  | 54.8  |

中学校2年生

| 種目        | 単位 | 男子    |       | 女子    |       |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|
|           |    | 本市平均  | 全国平均  | 本市平均  | 全国平均  |
| 握力        | kg | 30.1  | 30.1  | 23.7  | 24.2  |
| 上体起こし     | 回  | 25.3  | 26.8  | 20.8  | 22.3  |
| 長座体前屈     | cm | 41.9  | 43.0  | 43.3  | 44.5  |
| 反復横とび     | 点  | 49.0  | 50.5  | 43.2  | 44.6  |
| 50m走      | 秒  | 8.2   | 8.1   | 9.1   | 8.9   |
| 立ち幅とび     | cm | 192.5 | 195.3 | 163.1 | 166.7 |
| ハンドボール投げ  | m  | 20.7  | 21.3  | 12.7  | 13.6  |
| 20mシャトルラン | 回  | 82.8  | 83.5  | 55.4  | 56.5  |
| 持久走       | 秒  | 404.4 | 395.7 | 302.9 | 292.6 |
| 体力合計点     | 点  | 39.7  | 41.5  | 45.5  | 48.4  |

は、本市平均値が全国平均値と同等以上の項目。

## 施策4 子どもの意欲を高め、特性を伸ばす教育の推進

### (1) 外国語指導助手(ALT)の配置状況

(H20.5.1 現在)

| 年度   | 小学校    | 中学校 |        | 内容  |
|------|--------|-----|--------|---|
|      | Jet 以外 | Jet | Jet 以外 |   |
| 平成16 | 36人    | 20人 | 12人    | 小学校:年間20時間(3・4・5・6年生)<br>中学校:1・2年生は月2回程度、3年は月1回程度実施 |
| 17   | 36人    | 20人 | 18人    | 小学校: "<br>中学校:全学年で月2回程度実施                           |
| 18   | 36人    | 20人 | 18人    | 小学校: " 中学校: "                                       |
| 19   | 36人    | 19人 | 19人    | 小学校: " 中学校: "                                       |
| 20   | 34人    | 7人  | 31人    | 小学校: " 中学校: "                                       |

市立高校を除く

Jet:「語学指導等を行う外国青年招致事業」に基づいて従事する外国語指導助手

(教育委員会 指導第一課調べ)

### (2) 部活動の状況(全体)

(H20.5.1 現在)

| 年度   | 学校数 | 生徒数     | 部員数     | 参加率<br>/ | 構成比    |       |         |       |
|------|-----|---------|---------|----------|--------|-------|---------|-------|
|      |     |         |         |          | 文化部活動  |       | 運動部活動   |       |
| 平成16 | 63校 | 25,375人 | 18,928人 | 74.6%    | 4,432人 | 23.4% | 14,496人 | 76.6% |
| 17   | 63校 | 24,965人 | 18,637人 | 74.7%    | 4,338人 | 23.3% | 14,299人 | 76.7% |
| 18   | 63校 | 24,643人 | 18,115人 | 73.5%    | 4,160人 | 23.0% | 13,955人 | 77.0% |
| 19   | 63校 | 24,308人 | 17,845人 | 73.4%    | 3,953人 | 22.2% | 13,892人 | 77.8% |
| 20   | 63校 | 24,171人 | 17,545人 | 72.6%    | 4,027人 | 23.0% | 13,518人 | 77.0% |

(教育委員会 指導第二課調べ)

### (3) 中学校の部活動の外部講師の配置状況

(H21.3.31 現在)

| 年度   | 学校数 | 運動部活動 |       |      | 文化部活動 |       |     | 外部<br>講師計 |
|------|-----|-------|-------|------|-------|-------|-----|-----------|
|      |     | 校数    | 配置率   | 講師数  | 校数    | 配置率   | 講師数 |           |
| 平成16 | 63校 | 54校   | 85.7% | 119人 | 26校   | 41.3% | 31人 | 150人      |
| 17   | 63校 | 58校   | 92.1% | 130人 | 26校   | 41.3% | 30人 | 160人      |
| 18   | 63校 | 57校   | 90.5% | 122人 | 21校   | 33.3% | 25人 | 147人      |
| 19   | 63校 | 56校   | 88.9% | 127人 | 25校   | 39.7% | 31人 | 158人      |
| 20   | 63校 | 61校   | 96.8% | 173人 | 32校   | 50.8% | 39人 | 212人      |

平成19、20年度は、年度末時点の数値。

(教育委員会 指導第二課調べ)

(4) わくわくアートミュージアム事業(博物館等での小中学生への働きかけ)

| 年度   | たんけんパスポート | 子ども向けワークショップ |         |
|------|-----------|--------------|---------|
|      | 利用者数      | 開催回数         | 参加者数    |
| 平成16 | 3,419 人   | 16 回         | 1,173 人 |
| 17   | 7,672 人   | 17 回         | 330 人   |
| 18   | 6,398 人   | 8 回          | 227 人   |
| 19   | 8,183 人   | 10 回         | 248 人   |
| 20   | 6,140 人   | 10 回         | 294 人   |

(教育委員会 文化財課調べ)

## 施策5 特別支援教育の充実

### (1) 特別支援学校及び特別支援学級等の児童生徒数等の推移

#### 知的障害

| 年度   | 特別支援学校 |       |       | 小・中学校(特別支援学級) |      |       |
|------|--------|-------|-------|---------------|------|-------|
|      | 学校数    | 学級数   | 児童生徒数 | 学校数           | 学級数  | 児童生徒数 |
| 平成16 | 4校     | 114学級 | 500人  | 43校           | 64学級 | 360人  |
| 17   | 4校     | 119学級 | 522人  | 46校           | 68学級 | 379人  |
| 18   | 4校     | 120学級 | 538人  | 53校           | 81学級 | 421人  |
| 19   | 5校     | 124学級 | 575人  | 59校           | 87学級 | 460人  |
| 20   | 5校     | 130学級 | 622人  | 68校           | 97学級 | 530人  |

#### 肢体不自由

| 年度   | 特別支援学校 |      |       | 小・中学校(特別支援学級) |     |       |
|------|--------|------|-------|---------------|-----|-------|
|      | 学校数    | 学級数  | 児童生徒数 | 学校数           | 学級数 | 児童生徒数 |
| 平成16 | 2校     | 69学級 | 197人  | /             | /   | /     |
| 17   | 2校     | 70学級 | 198人  |               |     |       |
| 18   | 2校     | 76学級 | 213人  |               |     |       |
| 19   | 2校     | 73学級 | 220人  |               |     |       |
| 20   | 2校     | 72学級 | 207人  |               |     |       |

#### 病弱(病弱・身体虚弱)

| 年度   | 特別支援学校 |      |       | 小・中学校(特別支援学級) |     |       |
|------|--------|------|-------|---------------|-----|-------|
|      | 学校数    | 学級数  | 児童生徒数 | 学校数           | 学級数 | 児童生徒数 |
| 平成16 | 2校     | 19学級 | 64人   | 1校            | 2学級 | 9人    |
| 17   | 2校     | 26学級 | 84人   | 1校            | 2学級 | 11人   |
| 18   | 2校     | 22学級 | 70人   | 1校            | 2学級 | 10人   |
| 19   | 2校     | 25学級 | 87人   | 1校            | 1学級 | 7人    |
| 20   | 2校     | 27学級 | 92人   | 1校            | 1学級 | 8人    |

弱 視

| 年度   | 小・中学校(特別支援学級) |     |       | 小・中学校(通級指導教室) |     |       |
|------|---------------|-----|-------|---------------|-----|-------|
|      | 学校数           | 学級数 | 児童生徒数 | 学校数           | 教室数 | 児童生徒数 |
| 平成16 | /             | /   | /     | 1校            | 1教室 | 3人    |
| 17   |               |     |       | 1校            | 1教室 | 1人    |
| 18   |               |     |       | 1校            | 1教室 | 2人    |
| 19   |               |     |       | 1校            | 1教室 | 3人    |
| 20   |               |     |       | 1校            | 1教室 | 4人    |

難 聴

| 年度   | 小・中学校(特別支援学級) |     |       | 小・中学校(通級指導教室) |     |       |
|------|---------------|-----|-------|---------------|-----|-------|
|      | 学校数           | 学級数 | 児童生徒数 | 学校数           | 教室数 | 児童生徒数 |
| 平成16 | 5校            | 5学級 | 15人   | 4校            | 4教室 | 33人   |
| 17   | 5校            | 5学級 | 15人   | 4校            | 4教室 | 30人   |
| 18   | 5校            | 6学級 | 15人   | 4校            | 4教室 | 32人   |
| 19   | 5校            | 6学級 | 19人   | 4校            | 4教室 | 30人   |
| 20   | 3校            | 4学級 | 19人   | 4校            | 4教室 | 31人   |

言語障害

| 年度   | 小・中学校(特別支援学級) |     |       | 小・中学校(通級指導教室) |     |       |
|------|---------------|-----|-------|---------------|-----|-------|
|      | 学校数           | 学級数 | 児童生徒数 | 学校数           | 教室数 | 児童生徒数 |
| 平成16 | /             | /   | /     | 2校            | 4教室 | 53人   |
| 17   |               |     |       | 2校            | 4教室 | 54人   |
| 18   |               |     |       | 2校            | 4教室 | 53人   |
| 19   |               |     |       | 2校            | 4教室 | 48人   |
| 20   |               |     |       | 2校            | 4教室 | 47人   |

情緒障害

| 年度   | 小・中学校(特別支援学級) |      |       | 小・中学校(通級指導教室) |     |       |
|------|---------------|------|-------|---------------|-----|-------|
|      | 学校数           | 学級数  | 児童生徒数 | 学校数           | 教室数 | 児童生徒数 |
| 平成16 | 3校            | 3学級  | 11人   | 3校            | 6教室 | 77人   |
| 17   | 3校            | 4学級  | 14人   | 3校            | 7教室 | 88人   |
| 18   | 5校            | 6学級  | 26人   | 4校            | 8教室 | 96人   |
| 19   | 8校            | 9学級  | 52人   | 4校            | 8教室 | 95人   |
| 20   | 13校           | 18学級 | 98人   | 3校            | 6教室 | 77人   |

| 年度   | 小・中学校(特別支援学級) |     |       | 小・中学校(通級指導教室) |     |       |
|------|---------------|-----|-------|---------------|-----|-------|
|      | 学校数           | 学級数 | 児童生徒数 | 学校数           | 教室数 | 児童生徒数 |
| 平成16 | /             | /   | /     | /             | /   | /     |
| 17   |               |     |       |               |     |       |
| 18   |               |     |       |               |     |       |
| 19   |               |     |       | 2校            | 2教室 | 22人   |
| 20   |               |     |       | 4校            | 4教室 | 45人   |

通級指導教室の児童生徒数については、各年度末の延べ人数。

(教育委員会 特別支援教育課調べ)

## (2) 特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保持状況

| 年度   | 特別支援学校数 | 教諭数  | 特別支援学校教諭免許保持者数 | 免許保持率 |
|------|---------|------|----------------|-------|
| 平成16 | 8校      | 344人 | 268人           | 77.9% |
| 17   | 8校      | 351人 | 291人           | 82.9% |
| 18   | 8校      | 356人 | 305人           | 85.7% |
| 19   | 9校      | 374人 | 329人           | 88.0% |
| 20   | 9校      | 388人 | 340人           | 87.6% |

平成19年度から教育職員免許法施行規則の改正により、盲・聾免許を含み特別支援学校教諭免許状として計上。

(教育委員会 教職員課調べ)

## (3) 特別支援教育コーディネーター養成数

| 年度   | 特別支援教育コーディネーター養成研修(初級) | 特別支援教育コーディネーター養成研修(中級) |
|------|------------------------|------------------------|
| 平成16 | 90人                    | 19人                    |
| 17   | 90人                    | 20人                    |
| 18   | 52人                    | 21人                    |
| 19   | 109人                   | 20人                    |
| 20   | 91人                    | 20人                    |

「特別支援教育コーディネーター養成研修(中級)」については、平成18年度まで特別支援教育担当者養成専門研修として、中核となる特別支援教育コーディネーター養成を目的に実施。

(教育委員会 特別支援教育課調べ)



## 学校・教職員の力を高める

### 施策6 信頼される学校・園経営の推進

#### (1) 教員の年齢構成

小学校教員数（校長、教頭、教諭）

（H21.5.1 現在）

| 年度   | 20代<br>(構成比) |     |                | 30代<br>(構成比) |     |                 | 40代<br>(構成比) |     |                   | 50代<br>(構成比) |     |                   | 合計<br>(平均年齢)      |
|------|--------------|-----|----------------|--------------|-----|-----------------|--------------|-----|-------------------|--------------|-----|-------------------|-------------------|
|      | 男            | 女   | 計              | 男            | 女   | 計               | 男            | 女   | 計                 | 男            | 女   | 計                 |                   |
| 平成17 | 32           | 69  | 101人<br>(4.4%) | 101          | 183 | 284人<br>(12.4%) | 354          | 787 | 1,141人<br>(49.7%) | 308          | 462 | 770人<br>(33.5%)   | 2,296人<br>(46.0歳) |
| 18   | 35           | 82  | 117人<br>(5.1%) | 101          | 182 | 283人<br>(12.3%) | 323          | 704 | 1,027人<br>(44.8%) | 330          | 537 | 867人<br>(37.8%)   | 2,294人<br>(46.4歳) |
| 19   | 40           | 94  | 134人<br>(5.9%) | 97           | 157 | 254人<br>(11.2%) | 291          | 628 | 919人<br>(40.4%)   | 359          | 611 | 970人<br>(42.6%)   | 2,277人<br>(46.7歳) |
| 20   | 42           | 106 | 148人<br>(6.6%) | 96           | 139 | 235人<br>(10.4%) | 250          | 556 | 806人<br>(35.7%)   | 391          | 676 | 1,067人<br>(47.3%) | 2,256人<br>(47.0歳) |
| 21   | 44           | 107 | 151人<br>(6.8%) | 95           | 140 | 235人<br>(10.6%) | 227          | 501 | 728人<br>(32.7%)   | 395          | 716 | 1,111人<br>(49.9%) | 2,225人<br>(47.3歳) |

中学校教員数（校長、教頭、教諭）

（H21.5.1 現在）

| 年度   | 20代<br>(構成比) |    |               | 30代<br>(構成比) |     |                 | 40代<br>(構成比) |     |                 | 50代<br>(構成比) |     |                 | 合計<br>(平均年齢)      |
|------|--------------|----|---------------|--------------|-----|-----------------|--------------|-----|-----------------|--------------|-----|-----------------|-------------------|
|      | 男            | 女  | 計             | 男            | 女   | 計               | 男            | 女   | 計               | 男            | 女   | 計               |                   |
| 平成17 | 26           | 13 | 39人<br>(2.9%) | 114          | 137 | 251人<br>(19.0%) | 393          | 280 | 673人<br>(50.8%) | 210          | 151 | 361人<br>(27.3%) | 1,324人<br>(44.9歳) |
| 18   | 31           | 20 | 51人<br>(3.8%) | 112          | 133 | 245人<br>(18.4%) | 354          | 272 | 626人<br>(47.0%) | 250          | 159 | 409人<br>(30.7%) | 1,331人<br>(45.2歳) |
| 19   | 34           | 26 | 60人<br>(4.5%) | 104          | 131 | 235人<br>(17.8%) | 321          | 247 | 568人<br>(43.0%) | 281          | 176 | 457人<br>(34.6%) | 1,320人<br>(45.5歳) |
| 20   | 48           | 30 | 78人<br>(5.9%) | 96           | 123 | 219人<br>(16.6%) | 286          | 219 | 505人<br>(38.2%) | 312          | 208 | 520人<br>(39.3%) | 1,322人<br>(45.9歳) |
| 21   | 52           | 23 | 75人<br>(5.7%) | 103          | 126 | 229人<br>(17.4%) | 246          | 200 | 446人<br>(33.9%) | 343          | 222 | 565人<br>(43.0%) | 1,315人<br>(46.2歳) |

特別支援学校教員数（校長、教頭、教諭）

（H21.5.1 現在）

| 年度   | 20代<br>(構成比) |   |               | 30代<br>(構成比) |    |               | 40代<br>(構成比) |     |                 | 50代<br>(構成比) |     |                 | 合計<br>(平均年齢)    |
|------|--------------|---|---------------|--------------|----|---------------|--------------|-----|-----------------|--------------|-----|-----------------|-----------------|
|      | 男            | 女 | 計             | 男            | 女  | 計             | 男            | 女   | 計               | 男            | 女   | 計               |                 |
| 平成17 | 0            | 0 | 0人<br>(0.0%)  | 0            | 8  | 8人<br>(2.2%)  | 67           | 133 | 200人<br>(54.3%) | 74           | 86  | 160人<br>(43.5%) | 368人<br>(48.7歳) |
| 18   | 1            | 0 | 1人<br>(0.3%)  | 0            | 10 | 10人<br>(2.7%) | 63           | 119 | 182人<br>(48.4%) | 85           | 98  | 183人<br>(48.7%) | 376人<br>(49.4歳) |
| 19   | 0            | 1 | 1人<br>(0.3%)  | 1            | 7  | 8人<br>(2.0%)  | 55           | 110 | 165人<br>(41.7%) | 95           | 127 | 222人<br>(56.1%) | 396人<br>(50.2歳) |
| 20   | 0            | 7 | 7人<br>(1.7%)  | 2            | 7  | 9人<br>(2.2%)  | 45           | 110 | 155人<br>(37.8%) | 104          | 135 | 239人<br>(58.3%) | 410人<br>(50.3歳) |
| 21   | 2            | 9 | 11人<br>(2.6%) | 4            | 13 | 17人<br>(4.1%) | 37           | 89  | 126人<br>(30.1%) | 113          | 151 | 264人<br>(63.2%) | 418人<br>(50.3歳) |

小・中・特別支援学校教員数合計（校長、教頭、教諭）

（H21.5.1 現在）

| 年度   | 20代<br>(構成比)   | 30代<br>(構成比)    | 40代<br>(構成比)      | 50代<br>(構成比)      | 合計<br>(平均年齢)      |                   |                   |
|------|----------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|      |                |                 |                   |                   | 男                 | 女                 | 計                 |
| 平成17 | 140人<br>(3.5%) | 543人<br>(13.6%) | 2,014人<br>(50.5%) | 1,291人<br>(32.4%) | 1,679人<br>(46.2歳) | 2,309人<br>(45.6歳) | 3,988人<br>(45.9歳) |
| 18   | 169人<br>(4.2%) | 538人<br>(13.4%) | 1,835人<br>(45.9%) | 1,459人<br>(36.5%) | 1,685人<br>(46.7歳) | 2,316人<br>(46.0歳) | 4,001人<br>(46.3歳) |
| 19   | 195人<br>(4.9%) | 497人<br>(12.4%) | 1,652人<br>(41.4%) | 1,649人<br>(41.3%) | 1,678人<br>(47.1歳) | 2,315人<br>(46.3歳) | 3,993人<br>(46.6歳) |
| 20   | 233人<br>(5.8%) | 463人<br>(11.6%) | 1,466人<br>(36.8%) | 1,826人<br>(45.8%) | 1,672人<br>(47.4歳) | 2,316人<br>(46.7歳) | 3,988人<br>(47.0歳) |
| 21   | 237人<br>(6.0%) | 481人<br>(12.2%) | 1,300人<br>(32.8%) | 1,940人<br>(49.0%) | 1,661人<br>(47.6歳) | 2,297人<br>(46.9歳) | 3,958人<br>(47.2歳) |

「50代」に60歳の教員を含む。

（教育委員会 教職員課調べ）

(2) 教職員の研修(教育センター講座名・研修数)

| 年度   | 基本研修         |           | 専門研修      |         |      |     |            | 学校力向上研修 | 合計  |
|------|--------------|-----------|-----------|---------|------|-----|------------|---------|-----|
|      | 新採任・<br>経年研修 | 職務別<br>研修 | 教科等<br>研修 | 教科等関連研修 |      |     | 特別支<br>援教育 |         |     |
|      |              |           |           | 教育相談    | 情報教育 | 課題別 |            |         |     |
| 平成16 | 150          | 31        | 39        | 17      | 31   | 12  |            | 3       | 283 |
| 17   | 151          | 30        | 39        | 17      | 36   | 5   |            | 9       | 287 |
| 18   | 138          | 29        | 39        | 16      | 35   | 5   |            | 10      | 272 |
| 19   | 164          | 34        | 41        | 15      | 26   | 5   | 21         | 14      | 320 |
| 20   | 169          | 34        | 42        | 16      | 29   | 5   | 15         | 15      | 325 |

平成19年度より特別支援教育研修は教育センターが担当。

（教育委員会 教育センター調べ）

(3) 学校支援の状況(学校支援ラインで対応を行ったもの)

(H21.3 末現在)

| 項目            | 主な対応と件数                  |         |
|---------------|--------------------------|---------|
| 予 防           | 指導主事による学校訪問等             | 3,284 件 |
| 事件事故及び苦情等への対応 | 【事件事故等】<br>指導主事等による問題対応等 | 205 件   |
|               | 【苦情等】<br>保護者対応、学校への指導助言等 | 380 件   |
| 学校支援チームによる対応  | より複雑化した問題への対応            | 32 件    |

(教育委員会 指導第二課調べ)

(4) 不登校児童生徒数

小学校

| 年度   | 北九州市立小学校 |       |         | 全 国         |          |         |
|------|----------|-------|---------|-------------|----------|---------|
|      | 児童数      | 不登校者数 | 割合<br>/ | 児童数         | 不登校者数    | 割合<br>/ |
| 平成16 | 52,532 人 | 53 人  | 0.10%   | 7,200,933 人 | 23,318 人 | 0.32%   |
| 17   | 52,564 人 | 64 人  | 0.12%   | 7,197,458 人 | 22,709 人 | 0.32%   |
| 18   | 52,344 人 | 66 人  | 0.13%   | 7,187,417 人 | 23,825 人 | 0.33%   |
| 19   | 52,043 人 | 70 人  | 0.13%   | 7,132,874 人 | 23,927 人 | 0.34%   |
| 20   | 51,981 人 | 72 人  | 0.14%   | 7,121,781 人 | 22,652 人 | 0.32%   |

中学校

| 年度   | 北九州市立中学校 |       |         | 全 国         |           |         |
|------|----------|-------|---------|-------------|-----------|---------|
|      | 生徒数      | 不登校者数 | 割合<br>/ | 生徒数         | 不登校者数     | 割合<br>/ |
| 平成16 | 25,375 人 | 605 人 | 2.38%   | 3,663,513 人 | 100,040 人 | 2.73%   |
| 17   | 24,965 人 | 541 人 | 2.17%   | 3,626,415 人 | 99,578 人  | 2.75%   |
| 18   | 24,643 人 | 553 人 | 2.24%   | 3,609,306 人 | 103,069 人 | 2.86%   |
| 19   | 24,308 人 | 553 人 | 2.27%   | 3,624,113 人 | 105,328 人 | 2.91%   |
| 20   | 24,171 人 | 762 人 | 3.15%   | 3,603,220 人 | 104,153 人 | 2.89%   |

長期欠席者のうち、「不登校」を理由として報告されている者の児童生徒数。

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

平成20年度は文部科学省調査速報値。

## (5) いじめの発生件数

| 年度   | 北九州市 |      |      | 全国        |         |          |
|------|------|------|------|-----------|---------|----------|
|      | 小学校  | 中学校  | 計    | 小学校       | 中学校     | 計        |
| 平成16 | 4件   | 25件  | 29件  | 5,551件    | 13,915件 | 19,466件  |
| 17   | 4件   | 17件  | 21件  | 5,087件    | 12,794件 | 17,881件  |
| 18   | 290件 | 352件 | 642件 | 60,897件   | 51,310件 | 112,207件 |
| 19   | 96件  | 141件 | 237件 | 48,896件   | 43,505件 | 92,401件  |
| 20   | 45件  | 105件 | 150件 | <現時点で未公表> |         |          |

平成18年11月から新基準にて集計。

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

| いじめの定義の要件  | 従前の基準                 | 新基準                  |
|--|-----------------------|----------------------|
| 自分より弱いものに対して一方的に<br>身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、<br>相手に深刻な苦痛を感じさせるもの | 3要件をすべて満たすものを「いじめ」と認定 | 1つの要因でも該当すれば「いじめ」と認定 |

## (6) スクールカウンセラーへの相談件数

相談対象者別

| 年度   | 合計<br>人 | 生徒のみ<br>人 (%) | 生徒と<br>保護者<br>人 (%) | 保護者のみ<br>人 (%) | 教員<br>人 (%)   | その他<br>人 (%) |
|------|---------|---------------|---------------------|----------------|---------------|--------------|
| 平成16 | 13,809  | 6,636 (48.1)  | 379 (2.7)           | 1,454 (10.5)   | 4,930 (35.7)  | 410 (3.0)    |
| 17   | 16,219  | 7,494 (46.2)  | 513 (3.2)           | 1,672 (10.3)   | 6,117 (37.7)  | 423 (2.6)    |
| 18   | 17,033  | 7,503 (44.0)  | 444 (2.6)           | 1,450 (8.5)    | 7,282 (42.8)  | 354 (2.1)    |
| 19   | 22,435  | 9,902 (44.1)  | 483 (2.2)           | 1,440 (6.4)    | 9,981 (44.5)  | 629 (2.8)    |
| 20   | 24,616  | 9,267 (37.6)  | 703 (2.9)           | 2,105 (8.6)    | 11,721 (47.6) | 820 (3.3)    |

相談内容の内訳

| 年度   | 合計          | 不登校        | 学 校 生 活    |          |            |          |            | 家族<br>問題   | その他        |
|------|-------------|------------|------------|----------|------------|----------|------------|------------|------------|
|      |             |            | 小 計        | いじめ      | 友人<br>問題   | 教員<br>指導 | その他        |            |            |
| 平成16 | 人<br>13,809 | 人<br>5,553 | 人<br>4,883 | 人<br>255 | 人<br>2,064 | 人<br>265 | 人<br>2,299 | 人<br>879   | 人<br>2,494 |
| 17   | 人<br>16,219 | 人<br>6,753 | 人<br>5,535 | 人<br>321 | 人<br>2,307 | 人<br>249 | 人<br>2,658 | 人<br>1,329 | 人<br>2,602 |
| 18   | 人<br>17,033 | 人<br>6,955 | 人<br>6,145 | 人<br>394 | 人<br>2,372 | 人<br>383 | 人<br>2,996 | 人<br>1,280 | 人<br>2,653 |
| 19   | 人<br>22,435 | 人<br>7,636 | 人<br>9,158 | 人<br>544 | 人<br>3,166 | 人<br>413 | 人<br>5,035 | 人<br>1,529 | 人<br>4,112 |
| 20   | 人<br>24,616 | 人<br>9,581 | 人<br>9,926 | 人<br>431 | 人<br>2,753 | 人<br>401 | 人<br>6,341 | 人<br>1,949 | 人<br>3,160 |

(教育委員会 指導第二課調べ)

## (7) スクールソーシャルワーカーの活動状況

### 支援対象児童生徒数

| 学校種別   | 支援対象児童生徒数 |
|--------|-----------|
| 小学校    | 41人       |
| 中学校    | 31人       |
| 特別支援学校 | 3人        |
| 計      | 75人       |

### 対応した問題内容種別

| 合計 | いじめ | 不登校 | 暴力<br>行為 | 虐待 | 非行・<br>不良行為 | 発達障害<br>関係等 |
|----|-----|-----|----------|----|-------------|-------------|
| 98 | 2   | 51  | 6        | 15 | 9           | 15          |

スクールソーシャルワーカーは、平成20年度5月から配置。

(教育委員会 指導第二課調べ)

## 施策7 教育環境の整備

### (1) 教育用コンピュータの整備状況

| 年度   | 小学校<br>(整備進捗率) | 中学校<br>(整備進捗率) | 特別支援学校<br>(整備進捗率) | 配置基準   |
|------|----------------|----------------|-------------------|--|
| 平成16 | 43%            | 57%            | 50%               | ・1校あたり<br>PC教室42台(特別支援学校8台)、普通教室<br>各2台、特別教室6台 |
| 17   | 71%            | 79%            | 50%               |  |
| 18   | 100%           | 100%           | 100%              |  |
| 19   | 100%           | 100%           | 100%              |  |
| 20   | 28%            | 15%            | 45%               | ・1校あたり<br>PC教室42台(特別支援学校8台)、特別教室<br>2台、教員1人1台  |

整備進捗率は、整備対象校数による比較

平成20年度から教育用コンピュータの配置基準を変更

(教育委員会 学事課調べ)

## 家庭の教育力を高める

### 施策8 家庭における教育・生活習慣づくりの充実

#### (1) 家庭教育学級

| 年度   | 家庭教育学級 |              |
|------|--------|--------------|
|      | 箇所数    | 参加者数<br>(延べ) |
| 平成16 | 210    | 33,824人      |
| 17   | 210    | 34,971人      |
| 18   | 210    | 33,278人      |
| 19   | 231    | 34,729人      |
| 20   | 248    | 37,386人      |

平成19年度より、保育所・私立幼稚園での家庭教育学級を実施

(教育委員会 生涯学習課調べ)

#### (2) 子育てサポーター

| 年度   | 子育てサポーター |
|------|----------|
|      | 登録者数     |
| 平成16 | 338人     |
| 17   | 469人     |
| 18   | 601人     |
| 19   | 694人     |
| 20   | 779人     |

(教育委員会 生涯学習課調べ)

#### (3) ブックスタート事業

| 年度   | ブックスタート |        |
|------|---------|--------|
|      | 配布対象者数  | 配布数    |
| 平成16 | 9,335人  | 5,008人 |
| 17   | 9,251人  | 5,255人 |
| 18   | 9,618人  | 5,932人 |
| 19   | 9,521人  | 5,905人 |
| 20   | 9,551人  | 5,746人 |

(教育委員会 中央図書館調べ)

(4) 就学援助(受給者数と受給率の推移)

| 年度   | 小学校      |       | 中学校     |       | 合 計      |       |
|------|----------|-------|---------|-------|----------|-------|
|      | 受給者      | 受給率   | 受給者     | 受給率   | 受給者      | 受給率   |
| 平成16 | 10,263 人 | 19.5% | 5,063 人 | 20.0% | 15,326 人 | 19.7% |
| 17   | 11,331 人 | 21.6% | 5,262 人 | 21.1% | 16,593 人 | 21.4% |
| 18   | 10,620 人 | 20.3% | 5,397 人 | 21.9% | 16,017 人 | 20.8% |
| 19   | 10,508 人 | 20.2% | 5,477 人 | 22.5% | 15,985 人 | 20.9% |
| 20   | 10,349 人 | 19.9% | 5,513 人 | 22.8% | 15,862 人 | 20.8% |

(教育委員会 学事課調べ)

## 地域の教育力を高める

### 施策9 地域と連携した学校運営の実現

#### (1) スクールヘルパー

| 年度   | 小学校    |         |            | 中学校    |        |            |
|------|--------|---------|------------|--------|--------|------------|
|      | 登録者数   | 延べ活動数   | 1人あたりの活動回数 | 登録者数   | 延べ活動数  | 1人あたりの活動回数 |
| 平成16 | 4,278人 | 72,102回 | 16.9回      | 488人   | 4,162回 | 8.5回       |
| 17   | 4,276人 | 73,560回 | 17.2回      | 678人   | 4,830回 | 7.1回       |
| 18   | 4,748人 | 75,535回 | 15.9回      | 780人   | 5,284回 | 6.8回       |
| 19   | 4,817人 | 78,034回 | 16.2回      | 953人   | 5,283回 | 5.5回       |
| 20   | 5,285人 | 87,805回 | 16.6回      | 1,013人 | 5,475回 | 5.4回       |

(教育委員会 指導企画課調べ)

### 施策10 地域における教育活動の充実

#### (1) 遊び場開放

##### 団体利用

| 年度   | 開放学校数 | 児童数(市立) | 登録児童数   | 全児童に対する登録児童数の割合<br>/ | 年間団体利用児童数 | 登録児童1人あたりの年間活動回数<br>/ |
|------|-------|---------|---------|----------------------|-----------|-----------------------|
| 平成16 | 129校  | 52,532人 | 11,518人 | 21.9%                | 641,926人  | 55.7回                 |
| 17   | 129校  | 52,564人 | 9,722人  | 18.5%                | 583,866人  | 60.1回                 |
| 18   | 129校  | 52,344人 | 10,176人 | 19.4%                | 544,121人  | 53.5回                 |
| 19   | 128校  | 52,043人 | 9,406人  | 18.0%                | 537,727人  | 57.2回                 |
| 20   | 128校  | 51,981人 | 9,282人  | 17.9%                | 537,791人  | 57.9回                 |

##### 個人利用及び施設開放回数

| 年度   | 学校数  | 児童数(市立) | 年間利用児童数  | 1人あたりの年間利用回数<br>/ | 開放回数    |        |         |        |
|------|------|---------|----------|-------------------|---------|--------|---------|--------|
|      |      |         |          |                   | 体育館     |        | 運動場     |        |
|      |      |         |          |                   | 全市      | 1校平均   | 全市      | 1校平均   |
| 平成16 | 129校 | 52,532人 | 89,002人  | 1.7回              | 13,025回 | 101.0回 | 19,358回 | 150.1回 |
| 17   | 129校 | 52,564人 | 129,964人 | 2.5回              | 10,560回 | 81.9回  | 32,127回 | 249.0回 |
| 18   | 129校 | 52,344人 | 122,205人 | 2.3回              | 10,291回 | 79.8回  | 29,610回 | 229.5回 |
| 19   | 128校 | 52,043人 | 124,932人 | 2.4回              | 10,134回 | 79.2回  | 30,966回 | 241.9回 |
| 20   | 128校 | 51,981人 | 115,394人 | 2.2回              | 10,518回 | 82.2回  | 30,561回 | 238.8回 |

(教育委員会 生涯学習課調べ)



## (2) 放課後児童クラブの状況

(H20.4.1 現在)

| 年度   | 小学校数 | クラブ数 | 保有率   | 登録児童数  | 待機児童数 | 1クラブあたりの登録児童数 |
|------|------|------|-------|--------|-------|---------------|
| 平成16 | 134校 | 116  | 86.6% | 4,747人 | 122人  | 40.9人         |
| 17   | 134校 | 124  | 92.5% | 5,257人 | 118人  | 42.4人         |
| 18   | 133校 | 126  | 94.7% | 5,704人 | 105人  | 45.3人         |
| 19   | 132校 | 126  | 95.5% | 6,191人 | 48人   | 49.1人         |
| 20   | 131校 | 126  | 96.2% | 6,434人 | 35人   | 51.1人         |

(子ども家庭局 子育て支援課調べ)

## (3) 地域における教育活動

| 年度   | いきいき子ども講座<br>(平成20年度より地域・子ども交流事業) |              | いきいきバリアフリー |        | 生活体験通学合宿 |       |
|------|-----------------------------------|--------------|------------|--------|----------|-------|
|      | 箇所数                               | 参加者数<br>(延べ) | 箇所数        | 参加児童数  | 箇所数      | 参加児童数 |
| 平成16 | 125                               | 64,508人      | 7          | 2,012人 | 10       | 282人  |
| 17   | 128                               | 69,269人      | 7          | 3,352人 | 10       | 213人  |
| 18   | 128                               | 58,764人      | 7          | 1,955人 | 14       | 289人  |
| 19   | 128                               | 59,033人      | 7          | 2,208人 | 10       | 172人  |
| 20   | 117                               | 52,786人      | 7          | 1,614人 | 9        | 158人  |

(教育委員会 生涯学習課調べ)

### 3. 用語解説

|   | 語句       | 説明  |
|---|----------|---|
| あ | Is値      | 構造耐震指標（Seismic Index of Structure）の略。建物の構造的な耐震性能を評価する指標。Is値が大きいほど耐震性が高い。Is値の目安として、0.3未満の建物は、大規模な地震（震度6強以上の地震）に対して倒壊または崩壊する危険性が高いとされている。                             |
|   | ICT      | 情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。IT（Information Technology：情報技術）とほぼ同義に用いられるが、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。                     |
| い | 生きる力     | 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力<br>自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性<br>たくましく生きるための健康や体力 など。<br>（現行及び新学習指導要領の理念） |
|   | いじめ      | 自分より弱い立場にいる子どもに、言葉・暴力・無視・仲間からはずす・物等を隠すなどの心理的・物理的な攻撃を加えることにより、精神的・身体的な苦痛を強いること。  |
| う | 家読（うちどく） | 家族で同じ本を読み、感想を話し合うなど、家族みんなで本に親しむことを通して、家族のコミュニケーションを図るとともに、読書の楽しさを身につけようとする取り組み。   |
| え | 栄養教諭     | 子どもの栄養の指導（食に関する指導等）及び管理を担当する職員。   |
|   | ADHD     | 注意欠陥多動性障害（Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）の略。<br>年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。   |
|   | LD       | 学習障害（Learning Disabilities）の略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すもの。  |

|   | 語 句                      | 説 明   |
|---|--------------------------|---|
| か | 外国語指導助手                  | 主に、小学校・中学校での外国語教育に従事する外国人指導者。(ALT: Assistant Language Teacher の略)   |
|   | 学校支援地域本部事業               | 教員等の子どもと向き合う時間の確保や地域の教育力の活性化を図るため、各学校単位に「学校支援地域本部」を設置し、そこに学校と地域のボランティアとの連絡調整を行う「地域コーディネーター」を配置するなど、地域全体で学校を支援する体制づくりを推進する取り組み。平成20年度より文部科学省が推進している事業。 |
|   | 学校評価                     | 学校教育法の改正(平成19年)に伴い、各学校・園が、教育活動やその他の学校運営の状況について自ら評価を行うことを通し、学校運営の改善や教育水準の向上に努めるよう規定されたもの。  |
| き | キャリア教育                   | 児童生徒一人一人に、働くことの意義や目的など望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身に付けさせる教育、自分の個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。  |
|   | 教育課程                     | 学校教育の目的や目標を達成するために、教育内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。<br>(「カリキュラム」と同意語。)  |
| こ | 校内委員会<br>特別支援教育に関する校内委員会 | 学校内に置かれた発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。   |
|   | 個別の教育支援計画                | 障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した計画。    |
| し | 自閉症                      | 3歳くらいまでに現われ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。  |
|   | 小1プロブレム                  | 小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する状態。   |

|   | 語 句           | 説 明   |
|---|---------------|---|
| し | 少人数・習熟度別指導    | 基礎学力の向上ときめ細かな指導をねらいとして、従来の学級単位とは異なる少人数での学習集団を組織して行う指導のあり方や、学習内容に関連する既習事項や当該の学習内容そのものの習熟の程度等に応じて、学習グループ編成や教材、指導過程などの工夫を施し、個に応じた指導の実現を図ること。 |
|   | 少年サポートチーム     | 教員 OB と警察官 OB からなるチームを組織し、学校、教育委員会、警察など関係機関の連携のもと、問題行動を起こす児童生徒やその保護者等に対し、学校訪問・家庭訪問などを通しての支援や薬物乱用防止教室などの啓発活動を行うことにより、問題行動の未然防止や早期解決を図る組織。  |
|   | 食育            | 生きる上の基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。  |
| す | スクールカウンセラー    | 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士などの「心の専門家」。全中学校に配置、全小学校に派遣。   |
|   | スクールソーシャルワーカー | 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有し、不登校や暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒が置かれた複雑な家庭環境に働きかけたり、関係機関との連携の強化を図る職員。   |
|   | スクールヘルパー      | 保護者や地域の方など、学校に登録し、子どもの安全対策、授業の支援などに従事するボランティア。  |
| た | 確かな学力         | 知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。   |
| ち | 中1ギャップ        | 小学校から中学校への進学と同時に、学習や生活の変化に適応できず、不登校やいじめが急増する現象。   |
| つ | 通級指導教室        | 通常の学級で学習する軽度の障害のある児童生徒に対して、障害に基づく種々の困難を改善・克服するため、月1回～週1回程度の個別指導等の指導を行う場。現在本市には、言語、難聴、情緒、LD・ADHD、弱視の通級指導教室がある。                             |

|   | 語 句            | 説 明  |
|---|----------------|--|
| て | チームティーチング      | 複数の指導者が指導上の役割を分担することによって、授業展開や活動の支援を多様に進めること。指導者が複数いることで事前の準備や授業中の支援等において、よりきめ細かなものになる。                                  |
| と | 特区活用校          | 国の構造改革特区制度の規制緩和を活用することにより設立された学校。北九州市では、体験活動や社会的自立といった特性を活かした教育を実現するために、平成18年4月に、3校が設立された。                               |
|   | 特別支援教育         | 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。      |
|   | 特別支援教育コーディネーター | 校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割として、校内の関係者や関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、巡回相談や専門家チームとの連携、校内委員会での推進役、を担う者。                    |
| ふ | 不登校            | 何らかの心理的、精神的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。                            |
| ま | マイスター教員        | 北九州市教育委員会では、教員の指導力の向上を図るため、特に高い指導力のある教員を「マイスター教員」として認定している。「マイスター教員」は、他の教員への指導・助言といった役割を担っている。                           |
| わ | ワーク・ライフ・バランス   | 仕事と生活の調和。仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。 |



## 北九州市子どもの未来をひらく教育プラン

発行 / 北九州市教育委員会  
編集 / 北九州市教育委員会総務部企画課  
〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号  
(小倉北区役所庁舎東棟6階)  
電話 093-582-2357  
北九州市ホームページ <http://www.city.kitakyushu.jp/>  
北九州市印刷物登録番号第0931107F

この印刷物は、自然環境保護のため、再生紙を使用しています。

★子育て・親育ちのための★

# 北九州市 子どもを育てる 10か条

今日から一歩、毎日ひとこと、明日が変わる。  
みんなで取り組もう  
「北九州市の子育てルール」。

プラス1か条は  
それぞれのご家庭で  
考えてみてください。

わが家の  
プラス  
1か条

朝は明るく笑顔で「おはよう」

朝の挨拶から始まる親子の会話、地域の絆、大切ですね。

家族にも「ありがとう」と「ぐめんなさい」

親しい仲ほど、忘れがちな言葉。素直な気持ち、伝えよう。

子育ては誉める・叱る・見守る・抱きしめる

どれかひとつが欠けても、うまくいきません。

聞く時は子どもの目を見て心を聴いて

心の中の「本当の声」に、気付いていますか？

食事が楽しいな家庭にしよう

いっしょがうれしい、愛情がおいしい。

大切にしたい物より体験

お金では買えない「体験」を、子どもの時から。

まず親がきちんと実行 社会のルール

親の背を見て子は育つ、と申しますから。

声かけて 地域の宝 子どもたち

誉めたり叱ったり認めたり。わが子と同じ愛情もって。

教えよう 平和といのちと助け合い

世界の話、地球のいのち、いっしょに考えよう。

子どもと夢を語り合おう

夢を持つ、実現しようとかんばる。成長の原点です。